

燕市障がい者基本計画 第6期燕市障がい福祉計画 第2期燕市障がい児福祉計画

燕市成年後見制度利用促進基本計画（障がい福祉）

（素案）

令和3年度～令和5年度
(2021) (2023)



※このイラストは、「障がいの有無に関わらず誰もが能力を発揮して安全に安心して生活できる社会の実現」をテーマとして、燕市の障害福祉サービス事業所を利用されている人に描いていただきました。

令和2年11月現在

燕 市

【目次】

【総論】

第1章 策定にあたって

ページ数は素案完成時に記入します

- 1 計画策定の主旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 計画の策定体制
- 5 計画策定後の推進体制

第2章 燕市の障がいのある人の状況

- 1 障がい福祉の状況
 - (1) 障がいのある人の状況
- 2 アンケート調査の概要
 - (1) 調査の概要
 - (2) アンケート結果の概要

【各論】

第3章 燕市

障がい者基本計画

- 1 基本理念
- 2 計画の基本目標
 - (1) 地域の中で安心して健やかに暮らせるまちづくり
 - (2) 共に学び、共に働き、共に活動できるまちづくり
 - (3) 支え合いにあふれ、共に生きるまちづくり
- 3 施策の体系
- 4 施策の方向性（基本施策）
 - (1) 地域の中で安心して健やかに暮らせるまちづくり
 - (2) 共に学び、共に働き、共に活動できるまちづくり
 - (3) 支え合いにあふれ、共に生きるまちづくり

第4章 第6期燕市障がい福祉計画及び第2期燕市障がい児福祉計画 -----

- 1 計画の成果目標-----
 - (1) 障がい児等支援の体制整備 -----
 - (2) 相談支援体制の機能強化 -----
 - (3) 福祉的就労の充実と福祉施設から一般就労への移行促進 -----
 - (4) 福祉施設の入所者の地域生活への移行促進 -----
 - (5) 地域生活支援拠点等の整備 -----
 - (6) 障害福祉サービス等の質を向上させる取組に係る体制構築 -----
- 2 活動指標としての見込量-----

【活動指標としての見込量の体系】 -----

 - (1) 福祉施設から一般就労への移行等の内容及び見込量 -----
 - (2) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの内容及び見込量 -----
 - (3) 児童福祉法に基づく障がい児支援の内容及び見込量 -----
 - (4) 発達障がい者等に対する支援の内容及び見込量 -----
 - (5) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築の内容と見込量 -----
 - (6) 相談支援体制の充実・強化のための取組の内容と見込量 -----
 - (7) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組の内容と見込量 -----
 - (8) 地域生活支援事業の内容と見込量 -----

第5章 成年後見制度利用促進基本計画 -----

- 1 燕市における障がい者の成年後見の現状と課題-----
 - (1) これまでの主な取組 -----
 - (2) 成年後見制度の利用状況 -----
 - (3) 成年後見人を受任可能な専門職の状況 -----
 - (4) アンケート調査等の結果 -----
 - (5) 燕市の課題 -----
- 2 燕市の基本方針と施策の展開-----
 - (1) 成年後見制度の周知及び啓発の強化 -----
 - (2) 地域連携ネットワークの構築に向けた調整 -----
 - (3) 成年後見後見人等の育成・支援 -----

資料編 -----

1 用語解説-----

2 障害福祉サービスの体系-----

3 障害福祉サービス事業所等の状況-----

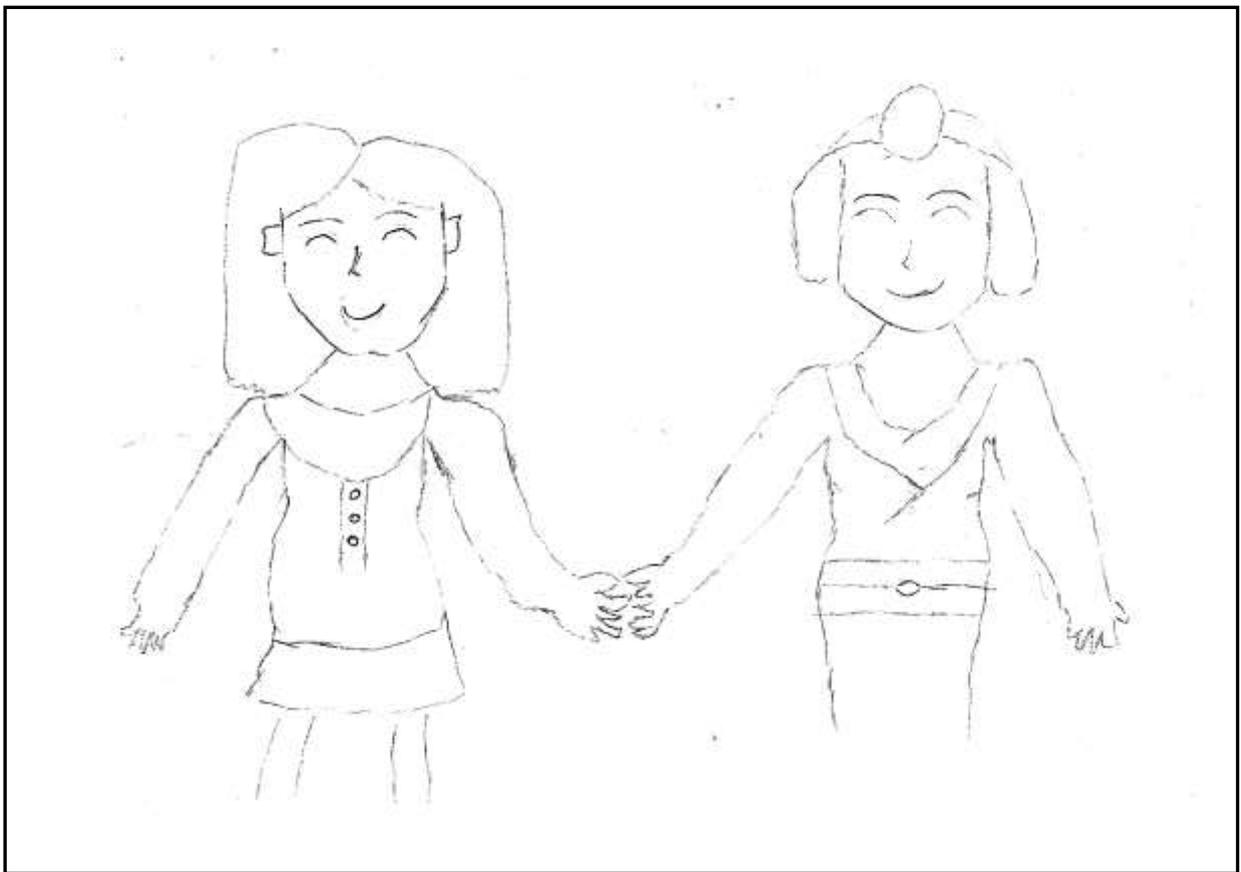
4 計画策定に向けた燕市障がい者自立支援協議会審議経過-----

5 燕市障がい者自立支援協議会委員名簿-----

6 燕市障がい者自立支援協議会設置要綱-----

7 燕市障がい者基幹相談支援センター事業実施要項-----

総論



※このイラストは、「障がいの有無に関わらず誰もが能力を発揮して安全に安心して生活できる社会の実現」をテーマとして、燕市の障害福祉サービス事業所を利用されている人に描いていただきました。

第7章 策定にあたって

1 計画策定の主旨

本市は平成29年度に策定した「燕市障がい者基本計画・第5期燕市障がい福祉計画・第1期燕市障がい児福祉計画」では、「誰もがふれあい、支えあい、助けあい、共に生きる福祉のまちづくり」に向け、*ノーマライゼーション、*リハビリテーションの理念のもと、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互の人格と個性を尊重しながら共生する社会を実現するため、計画に取り組んできました。

本市の現状として、人口減少が続いている一方で障がいのある人の人数は横ばいであり、総人口に占めるその割合は緩やかな増加傾向にあります。

このような状況のなか、障害のある人への支援については難病や発達障害、高次脳機能障害等、対象者の幅も広く、専門知識を備えた支援者が必要とされています。また、障害のある人やその家族が直面する課題は一人ひとり異なるため、関係機関等が連携・協力し、障害福祉サービスはもとより、日常生活や社会生活全般においてもきめ細かな支援を行うことが求められています。

また、少子高齢化が加速し、医療・介護・福祉等生活の基本となる障害福祉サービスの適切な利用ができない人が増えています。

平成28(2016)年5月13日に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(以下「成年後見制度利用促進法」という。)は、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びに基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

国は平成29年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、市町村における成年後見制度の利用の促進に関する施策について、基本的な計画を定めるとともに成年後見等実施機関の設立等に係る支援、その他の必要な措置を講じるよう努めるものとしています。

これらを踏まえ、「燕市障がい者基本計画・第6期燕市障がい福祉計画・第2期燕市障がい児福祉計画」と「燕市成年後見制度利用促進基本計画(障がい福祉)」を一体的に策定し、障がい者施策の一層の充実に取り組みます。

*：ノーマライゼーションとは、障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方です。

*：リハビリテーションとは、障がい者の身体的、精神的、社会的な自立能力向上を目指す総合的なプログラムであるとともに、それにとどまらず障がい者の年齢の全ての段階において、自立と社会参加を目指すとの考え方です。

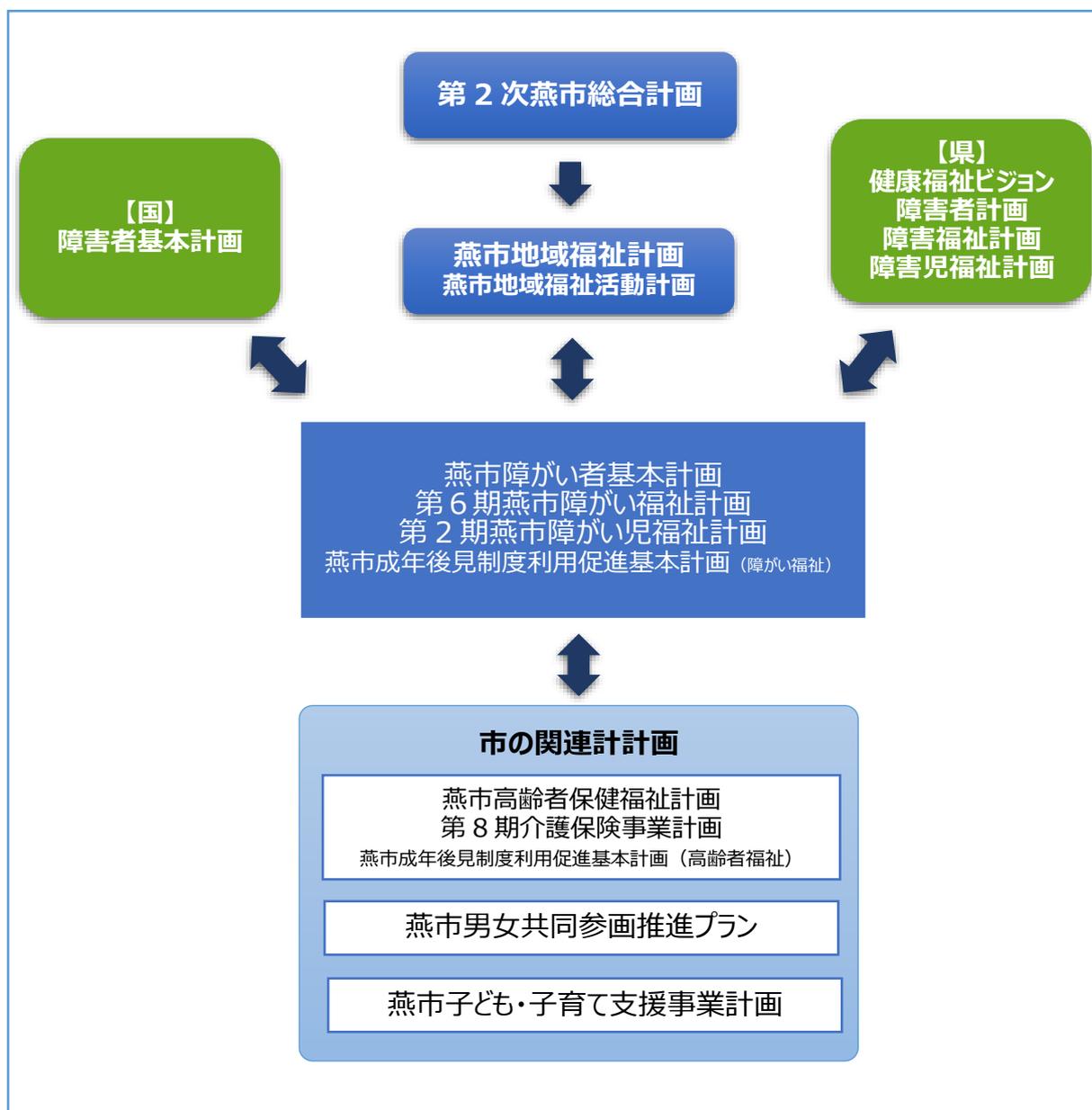
2 計画の位置づけ

本計画は、「第2次燕市総合計画」を上位計画とし、障害者基本法第11条第3項に規定する市町村障害者計画、障害者総合支援法第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画及び児童福祉法第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画及び、成年後見制度利用促進法第14条第1項に規定する市町村成年後見制度利用促進基本計画一体的に策定したものです。

なお、本計画は「燕市地域福祉計画」をはじめとする市の関連計画との整合性を図っています。

また、国の障害者基本計画、新潟県健康福祉ビジョン、新潟県障害者計画、新潟県障害福祉計画、新潟県障害児福祉計画とも整合性を図ります。

図 1-1 主な関連計画と位置づけ



3 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

なお、国の動向や制度改正の状況等を考慮し、見直しの必要性が生じた場合には、柔軟に見直しを図っていくものとします。

図 1-2 燕市障がい者基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の計画期間

| 平成30年度 (2018) | 令和元年度 (2019) | 令和2年度 (2020) | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度 (2023) |
|---|-----------------|-----------------|---|-----------------|-----------------|
| 燕市障がい者基本計画 第5期燕市障がい福祉計画 第1期燕市障がい児福祉計画 | | | 燕市障がい者基本計画 第6期燕市障がい福祉計画 第2期燕市障がい児福祉計画 燕市成年後見制度利用促進基本計画 | | |
| | | 見直し | | | 見直し |

4 計画の策定体制

*燕市障がい者自立支援協議会（以下「自立支援協議会」という。）を計画策定の中核に据えながら、障がい当事者を含む市民、障がい福祉関係者、児童福祉関係者、学識経験者、本市の関係部署、県等から幅広く意見を聴取し、地域の現状と課題の把握に努めながら計画を策定しました。

*：燕市障がい者自立支援協議会とは、地域の障がい福祉に関するシステムづくりの中核的な役割を果たす定期的な協議の場となることを目的として設置されました。相談支援事業を担う関係者、障がい者団体の代表、障害福祉サービス事業者、保健・医療・教育関係者、地域ケアに関する学識経験者、企業関係機関が委員となり構成されます。

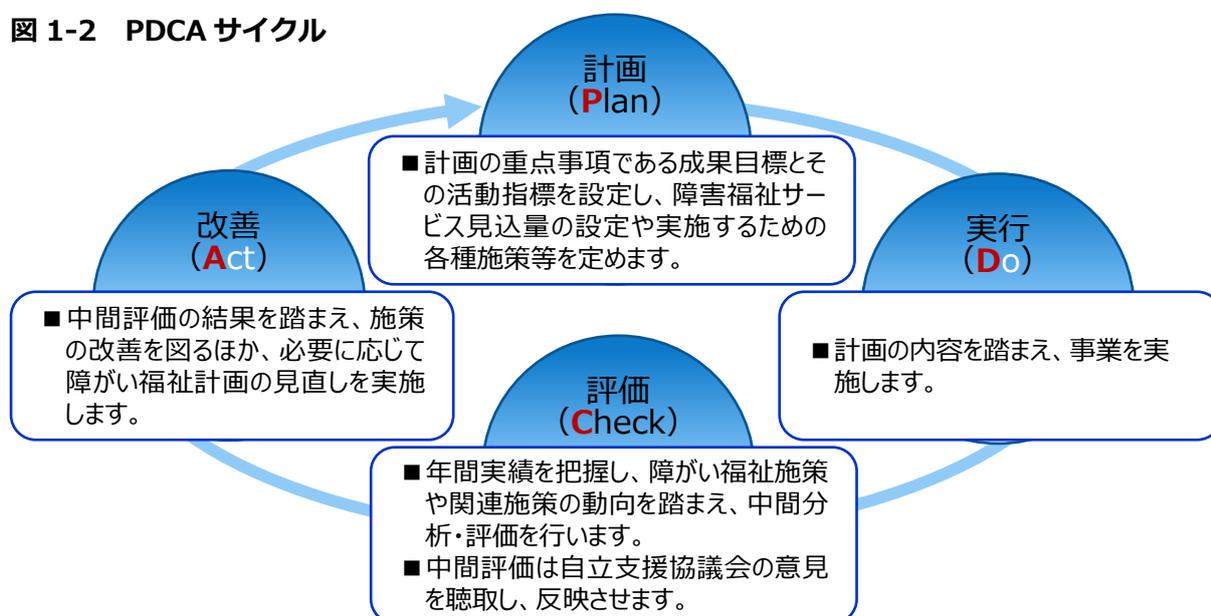
5 計画策定後の推進体制

この計画の推進にあたり、自立支援協議会において進捗管理を行うとともに、県、燕市障がい者基幹相談支援センター（以下「基幹相談支援センター」という。）、医療法人、社会福祉法人、NPO 法人等の関係機関と連携を図りながら効果的に事業を実施していきます。

また、自立支援協議会では計画の実現性を高めるために、PDCAサイクルを導入し、定期的に進捗を把握し、分析・評価のうえ、課題等がある場合には、随時対応していきます。

※PDCAサイクルとは「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。

図 1-2 PDCA サイクル



第2章 燕市の障がいのある人の状況

1 障がい福祉の状況

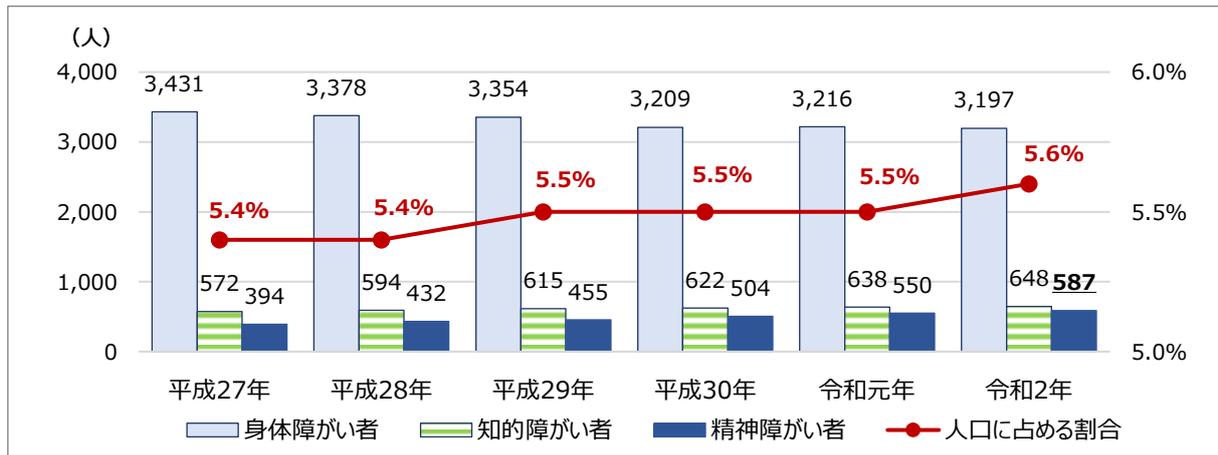
(1) 障がいのある人の状況

① 障害者手帳所持者の状況

障害者手帳所持者数はほぼ横ばいで推移していますが、総人口が減少しているため、総人口に占める割合は微増傾向にあります。

障害者手帳の種類別にみると、身体障がい者数が減少している一方で、知的障がい者、精神障がい者は増加傾向にあり、特に精神障がい者数は令和2年4月1日現在587人となっています。

■図 2-1 総人口に占める手帳所持者の割合



■表 2-1 総人口に占める手帳所持者総数の推移

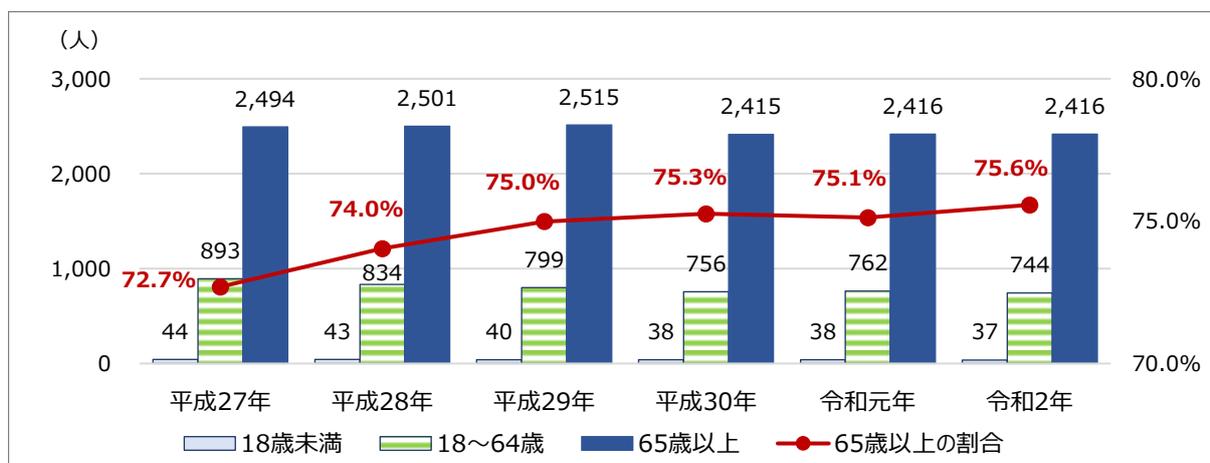
| 区分 | 第4期 | | | 第5期 | | |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 |
| 総人口 | 81,917人 | 81,465人 | 80,909人 | 80,091人 | 79,382人 | 78,933人 |
| 手帳所持者数 | 4,397人 | 4,404人 | 4,424人 | 4,335人 | 4,404人 | 4,432人 |
| 身体障がい者 | 3,431人 | 3,378人 | 3,354人 | 3,209人 | 3,216人 | 3,197人 |
| 知的障がい者 | 572人 | 594人 | 615人 | 622人 | 638人 | 648人 |
| 精神障がい者 | 394人 | 432人 | 455人 | 504人 | 550人 | 587人 |
| 人口に占める割合 | 5.4% | 5.4% | 5.5% | 5.4% | 5.5% | 5.6% |

資料：住民基本台帳・障害者手帳台帳（各年4月1日現在）

② 身体障がいのある人の状況

身体障がいのある人の年齢別の推移をみると、65歳以上の割合が増加しています。

■図 2-2 身体障害者手帳所持者に占める 65 歳以上の割合



■表 2-2 身体障がい者の年齢別推移

| 区分 | 第4期 | | | 第5期 | | |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 |
| 手帳所持者数 | 3,431人 | 3,378人 | 3,354人 | 3,209人 | 3,216人 | 3,197人 |
| 18歳未満 | 44人 | 43人 | 40人 | 38人 | 38人 | 37人 |
| 18～64歳 | 893人 | 834人 | 799人 | 756人 | 762人 | 744人 |
| 65歳以上 | 2,494人 | 2,501人 | 2,515人 | 2,415人 | 2,416人 | 2,416人 |
| 65歳以上の割合 | 72.7% | 74.0% | 75.0% | 75.3% | 75.1% | 75.6% |

資料：身体障害者手帳台帳（各年4月1日現在）

障がいの部位別の状況をみると、視覚障がい、音声・言語・そしゃく機能障がいはほぼ横ばいで、その他の内部障がいが増加傾向にあります。

■表 2-3 身体障がい者の障がい部位別の推移

| 区分 | 第4期 | | | 第5期 | | |
|-----------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 |
| 手帳所持者数 | 3,431人 | 3,378人 | 3,354人 | 3,209人 | 3,216人 | 3,197人 |
| 視覚障がい | 172人 | 170人 | 167人 | 167人 | 171人 | 168人 |
| 聴覚・平衡機能障がい | 333人 | 339人 | 339人 | 303人 | 309人 | 313人 |
| 音声・言語・そしゃく機能障がい | 44人 | 42人 | 44人 | 42人 | 42人 | 43人 |
| 肢体不自由 | 2,170人 | 2,106人 | 2,063人 | 1,967人 | 1,937人 | 1,902人 |
| 内部障がい | 712人 | 721人 | 741人 | 730人 | 757人 | 771人 |

資料：身体障害者手帳台帳（各年4月1日現在）

身体障害者手帳の等級の状況を見ると、1級が最も多く、令和2年4月1日現在で917人（全体の28.7%）となっています。

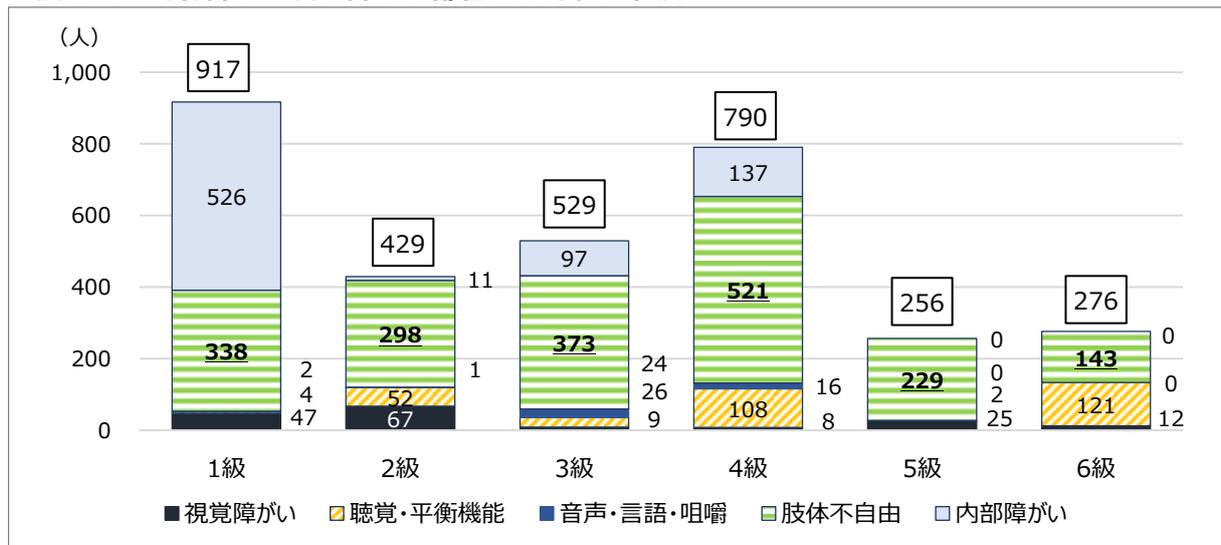
■表 2-4 身体障害者手帳の等級別の推移

| 区分 | 第4期 | | | 第5期 | | |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 |
| 手帳所持者数 | 3,431人 | 3,378人 | 3,354人 | 3,209人 | 3,216人 | 3,197人 |
| 1級 | 921人 | 913人 | 932人 | 909人 | 910人 | 917人 |
| 2級 | 453人 | 455人 | 454人 | 436人 | 437人 | 429人 |
| 3級 | 594人 | 575人 | 566人 | 532人 | 534人 | 529人 |
| 4級 | 838人 | 831人 | 818人 | 783人 | 785人 | 790人 |
| 5級 | 295人 | 280人 | 273人 | 265人 | 266人 | 256人 |
| 6級 | 330人 | 324人 | 311人 | 284人 | 284人 | 276人 |

資料：身体障害者手帳台帳（各年4月1日現在）

等級別に障がいの部位をみると、どの等級でも肢体不自由の割合が高くなっています。

■図 2-3 身体障がい者の障がい部位別の等級の状況



■表 2-5 身体障がい者の障がい部位別の等級の状況

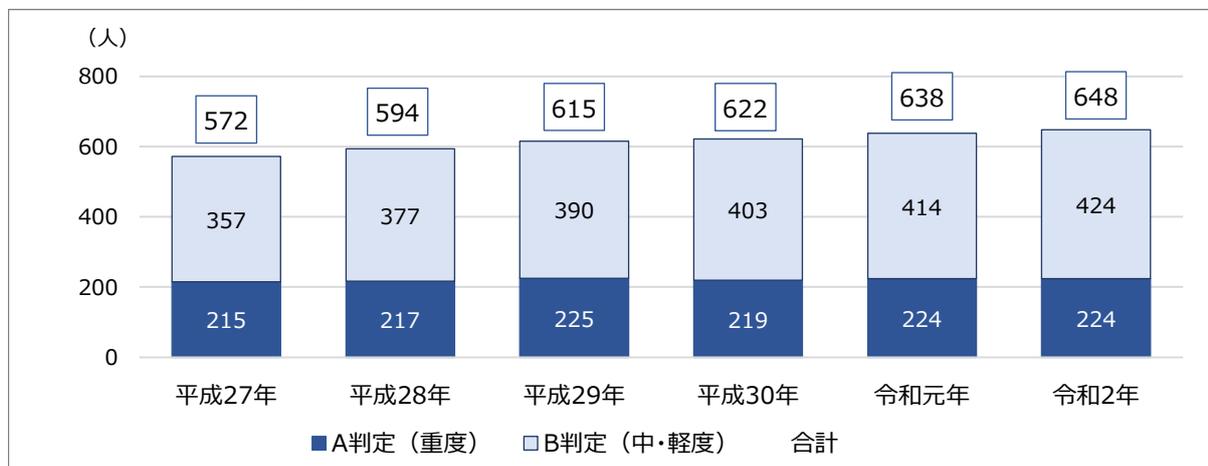
| | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 |
|------------|------|------|------|------|------|------|
| 視覚障がい | 47人 | 67人 | 9人 | 8人 | 25人 | 12人 |
| 聴覚・平衡機能 | 4人 | 52人 | 26人 | 108人 | 2人 | 121人 |
| 音声・言語・そしゃく | 2人 | 1人 | 24人 | 16人 | 0人 | 0人 |
| 肢体不自由 | 338人 | 298人 | 373人 | 521人 | 229人 | 143人 |
| 内部障がい | 526人 | 11人 | 97人 | 137人 | 0人 | 0人 |
| 合計 | 917人 | 429人 | 529人 | 790人 | 256人 | 276人 |

資料：身体障害者手帳台帳（令和2年4月1日現在）

③ 知的障がいのある人の状況

療育手帳所持者をみると、A判定（重度）はほぼ横ばいですが、B判定（中・軽度）は増加傾向にあります。令和2年4月1日現在、A判定が224人（34.6%）、B判定が424人（65.4%）となっています。

■図 2-4 療育手帳の判定別の推移



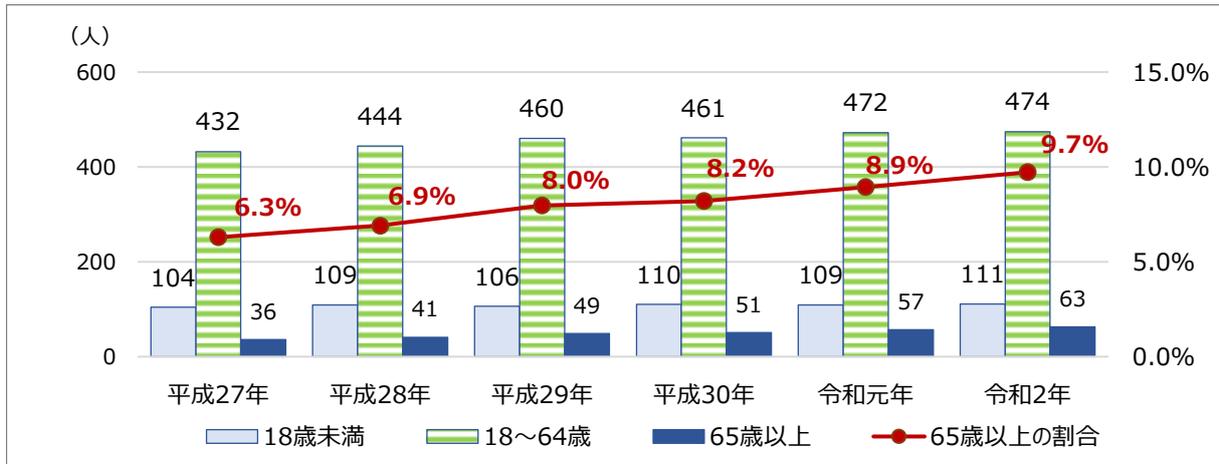
■表 2-6 療育手帳の判定別の推移

| 区分 | 第4期 | | | 第5期 | | |
|-----------|-------|-------|-------|-------|------|------|
| | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 |
| 手帳所持者数 | 572人 | 594人 | 615人 | 622人 | 638人 | 648人 |
| A判定（重度） | 215人 | 217人 | 225人 | 219人 | 224人 | 224人 |
| B判定（中・軽度） | 357人 | 377人 | 390人 | 403人 | 414人 | 424人 |

資料：療育手帳台帳（各年4月1日現在）

療育手帳所持者の65歳以上の割合は増加傾向にあります。

■図 2-5 療育手帳所持者に占める65歳以上の割合



■表 2-7 知的障がい者の年齢別推移

| 区分 | 第4期 | | | 第5期 | | |
|----------|-------|-------|-------|-------|------|------|
| | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 |
| 手帳所持者数 | 572人 | 594人 | 615人 | 622人 | 638人 | 648人 |
| 18歳未満 | 104人 | 109人 | 106人 | 110人 | 109人 | 111人 |
| 18～64歳 | 432人 | 444人 | 460人 | 461人 | 472人 | 474人 |
| 65歳以上 | 36人 | 41人 | 49人 | 51人 | 57人 | 63人 |
| 65歳以上の割合 | 6.3% | 6.9% | 8.0% | 8.2% | 8.9% | 9.7% |

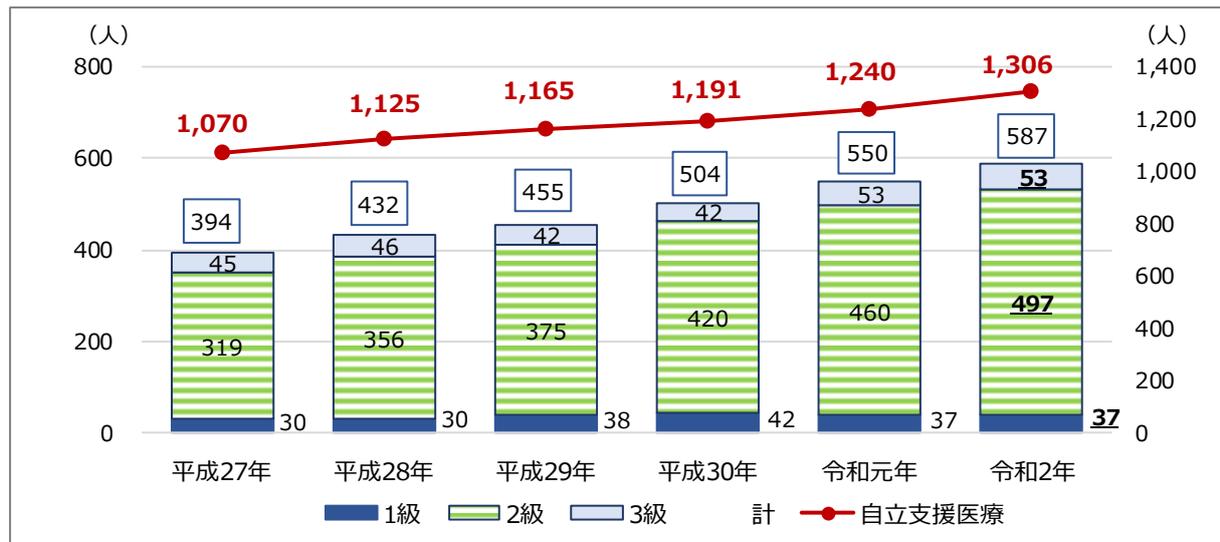
資料：療育手帳台帳（各年4月1日現在）

④ 精神障がいのある人及び自立支援医療受給者の状況

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は2級と3級が増加傾向にあります。令和2年4月1日現在、2級が497人で84.7%を占めています。1級は37人(6.3%)、3級は53人(9.0%)となっています。

また、精神科または心療内科等に通院している人が利用できる自立支援医療(精神通院医療)の受給者数も増加傾向にあり、令和2年4月1日現在1,306人となっています。

■図 2-6 精神障害者保健福祉手帳所持者及び自立支援医療受給者の推移



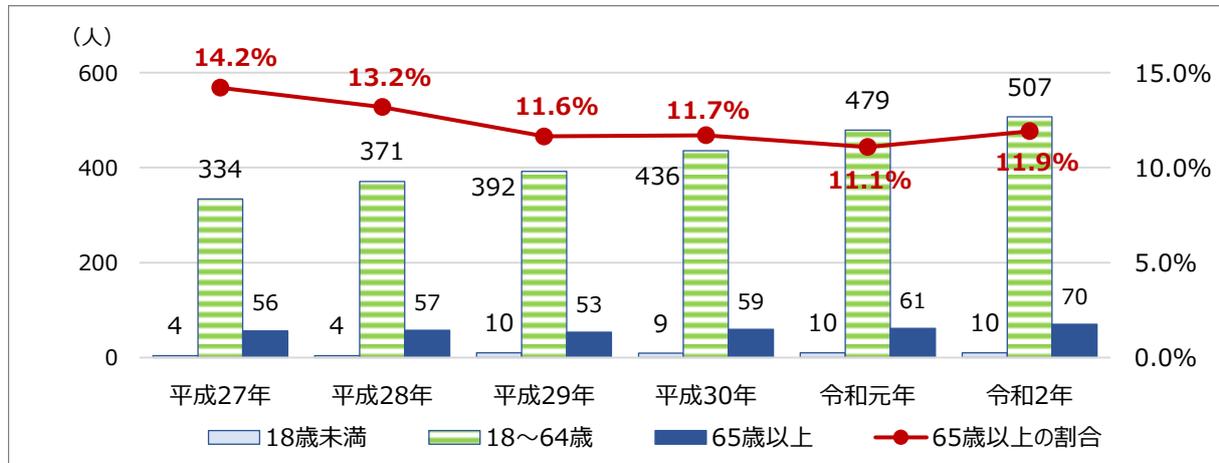
■表 2-8 精神障害者保健福祉手帳所持者及び自立支援医療受給者の推移

| 区分 | 第4期 | | | 第5期 | | |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 |
| 手帳所持者数 | 394人 | 432人 | 455人 | 504人 | 550人 | 587人 |
| 1級 | 30人 | 30人 | 38人 | 42人 | 37人 | 37人 |
| 2級 | 319人 | 356人 | 375人 | 420人 | 460人 | 497人 |
| 3級 | 45人 | 46人 | 42人 | 42人 | 53人 | 53人 |
| 自立支援医療 | 1,070人 | 1,125人 | 1,165人 | 1,191人 | 1,240人 | 1,306人 |

資料：精神障害者保健福祉手帳台帳（各年4月1日現在）

精神障害者保健福祉手帳所持者の65歳以上の割合は、平成29年からほぼ横ばいとなっています。

■図 2-7 精神障害者保健福祉手帳所持者に占める65歳以上の割合



■表 2-9 精神障がい者の年齢別推移

| 区分 | 第4期 | | | 第5期 | | |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 |
| 手帳所持者数 | 394人 | 432人 | 455人 | 504人 | 550人 | 587人 |
| 18歳未満 | 4人 | 4人 | 10人 | 9人 | 10人 | 10人 |
| 18~64歳 | 334人 | 371人 | 392人 | 436人 | 479人 | 507人 |
| 65歳以上 | 56人 | 57人 | 53人 | 59人 | 61人 | 70人 |
| 65歳以上の割合 | 14.2% | 13.2% | 11.6% | 11.7% | 11.1% | 11.9% |

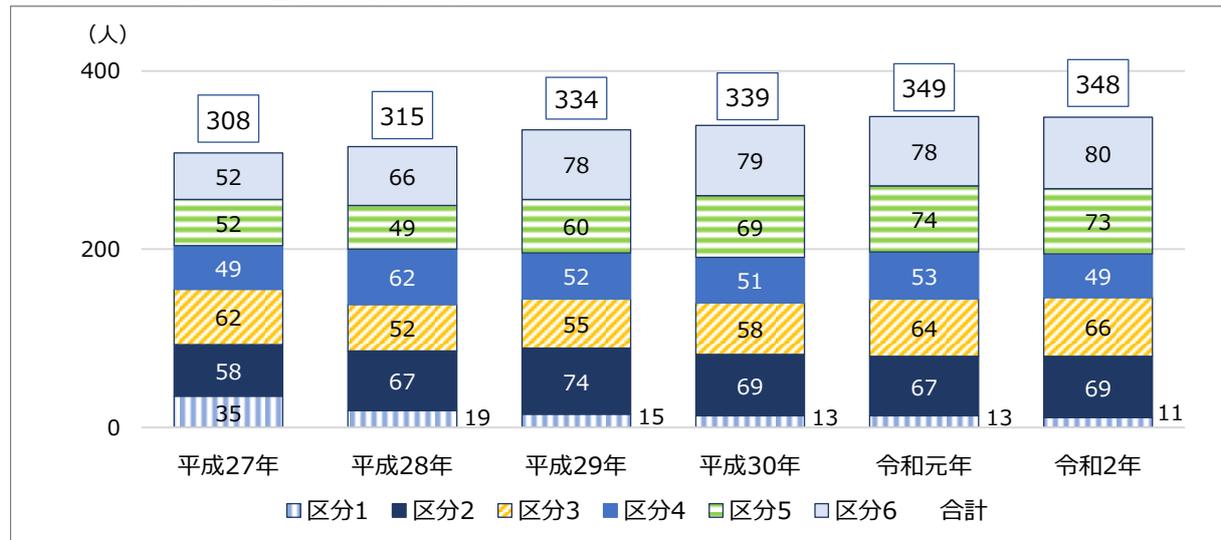
資料：精神障害者保健福祉手帳台帳（各年4月1日現在）

⑤ 障害支援区分別の認定者の状況

障害者総合支援法では、公平な障害福祉サービス利用を実現するために、障がい者一人ひとりへの障害福祉サービスの必要性を明確に判断するための「障害支援区分」を設け、区分1から区分6までの6段階に分けて認定します。区分6が最も支援が必要と認定された人となっています。

障がい支援区分認定者数は増加傾向にあり、必要とされる支援の度合いが高い区分6、区分5が増加しています。

■図 2-8 障害支援区分認定者の推移



■表 2-10 障害支援区分認定者数の推移 (実人数)

| 区分 | 第4期 | | | 第5期 | | |
|------|-------|-------|-------|-------|------|------|
| | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 |
| 認定者数 | 308人 | 315人 | 334人 | 339人 | 349人 | 348人 |
| 区分1 | 35人 | 19人 | 15人 | 13人 | 13人 | 11人 |
| 区分2 | 58人 | 67人 | 74人 | 69人 | 67人 | 69人 |
| 区分3 | 62人 | 52人 | 55人 | 58人 | 64人 | 66人 |
| 区分4 | 49人 | 62人 | 52人 | 51人 | 53人 | 49人 |
| 区分5 | 52人 | 49人 | 60人 | 69人 | 74人 | 73人 |
| 区分6 | 52人 | 66人 | 78人 | 79人 | 78人 | 80人 |

資料：障害福祉サービス台帳（各年4月1日現在）

障がいの種類別にみると、認定者数が最も多いのは知的障がいで187人となっています。身体障がいで区分6の割合が高くなっています。

■表 2-11 障がいの種類別の障害支援区分認定者数

| | 区分1 | 区分2 | 区分3 | 区分4 | 区分5 | 区分6 | 合計 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| 身体障がい | 4人 | 8人 | 15人 | 15人 | 25人 | 56人 | 123人 |
| 知的障がい | 4人 | 41人 | 40人 | 32人 | 47人 | 23人 | 187人 |
| 精神障がい | 3人 | 20人 | 11人 | 2人 | 1人 | 1人 | 38人 |

資料：障害福祉サービス台帳（令和2年4月1日現在）

2 アンケート調査の概要

(1) 調査の概要

調査目的

令和3年度を初年度とする「燕市障がい者基本計画・第6期燕市障がい福祉計画・第2期燕市障がい児福祉計画・燕市成年後見制度利用促進基本計画」を策定するため、18～64歳の障がい者と18歳未満の障がい児を対象としたアンケート調査を実施し、計画の基礎資料としました。

調査内容

- 調査月：令和2年7月
- 調査基準日：令和2年6月1日
- 調査対象者：18歳未満で手帳をお持ちの人、自立支援医療（精神通院医療）、障害福祉サービスを利用している人
18歳以上で手帳をお持ちの人、自立支援医療（精神通院医療）、障害福祉サービスを利用している人（65歳未満）
※ 65歳以上は介護保険が優先適用のため対象外としました。
- 調査項目：「基本属性」、「障がいの状況」、「相談窓口」、「生活の場」、「外出」「健康・医療」、「災害」、「就労」、「福祉サービスの利用状況」等
- 回収方法：郵送による配布・回収

回収結果

| | | |
|-------|-----------|-------------|
| 18歳未満 | 配布部数 | 235件 |
| | 回収部数（回収率） | 133件（56.6%） |
| | 有効回答数 | 133件 |

| | | |
|--------|-----------|-------------|
| 18～64歳 | 配布部数 | 765件 |
| | 回収部数（回収率） | 432件（56.5%） |
| | 有効回答数 | 432件 |

調査結果の見方

- ① グラフ中の「n」の数値は、設問への回答者数を表します。
- ② 回答の比率は、全て小数点以下第2位を四捨五入して算出しました。したがって、回答者比率の合計が100.0%にならない場合があります。
- ③ 回答の比率（%）は、その設問の回答者数を基数として算出しました。したがって、複数回答の設問については、全ての回答比率の合計が100.0%を超えることがあります。

(2) アンケート結果の概要

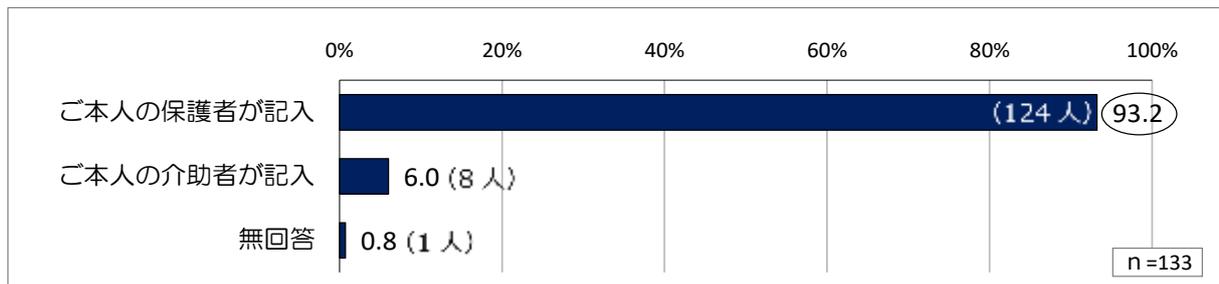
① 回答者

この調査票の記入方法についてお答えください

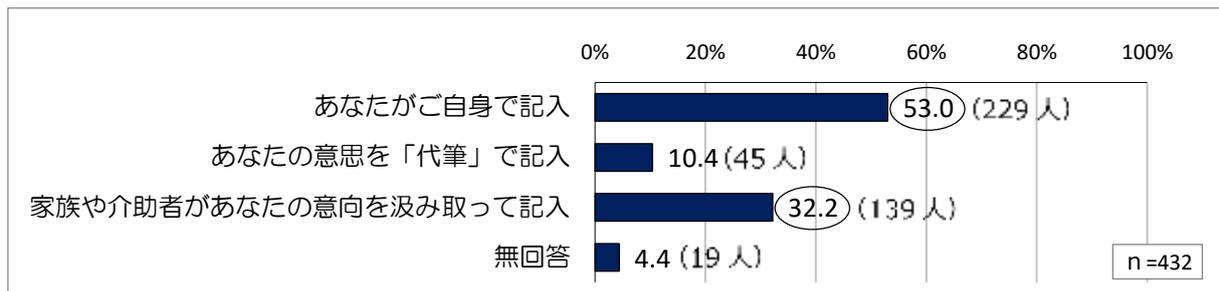
18歳未満では「ご本人の保護者が記入」が93.2%となっています。

18～64歳では「あなたのご自身で記入」が53.0%、「家族や介助者があなたの意向を汲み取って記入」が32.2%となっています。

●18歳未満



●18～64歳

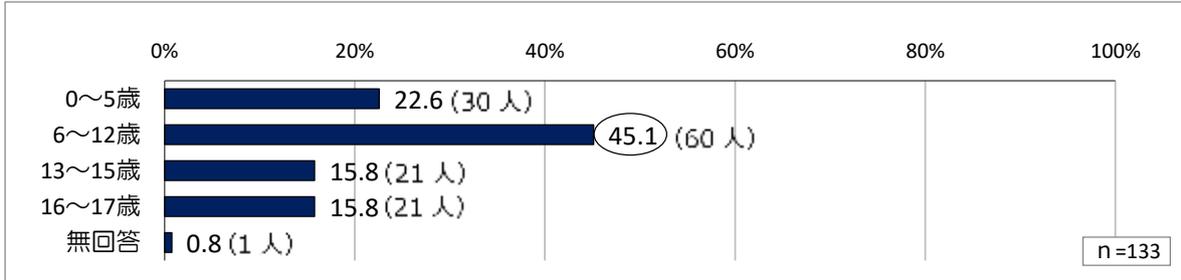


② 年齢

ご本人は何歳ですか

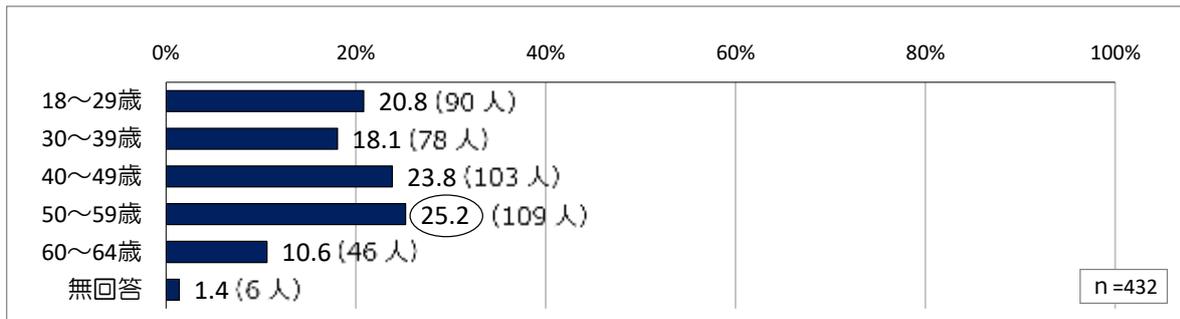
18歳未満については、「6～12歳」の割合が最も高く、45.1%となっています。

●18歳未満



18～64歳については、「18～29歳」「40～49歳」「50～59歳」の割合が20%以上となっており、最も高いのは「50～59歳」の25.2%となっています。

●18～64歳

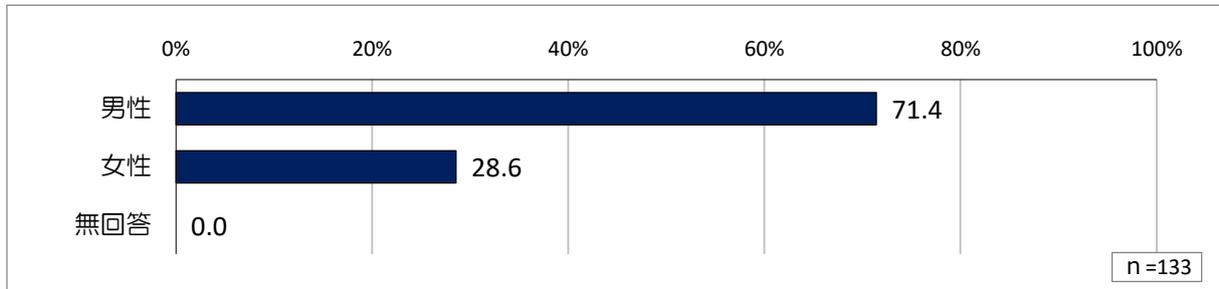


③ 性別

ご本人の性別はどちらですか

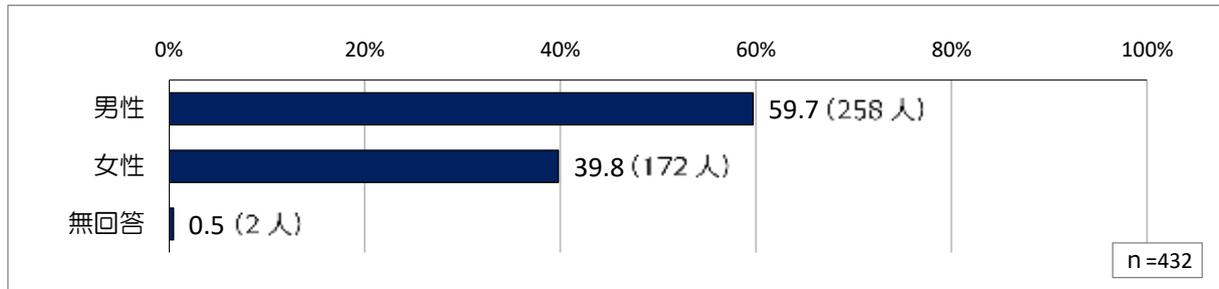
18歳未満では「男性」が71.4%、「女性」が28.6%となっています。

●18歳未満



18～64歳では「男性」が59.7%、「女性」が39.8%となっています。

●18～64歳

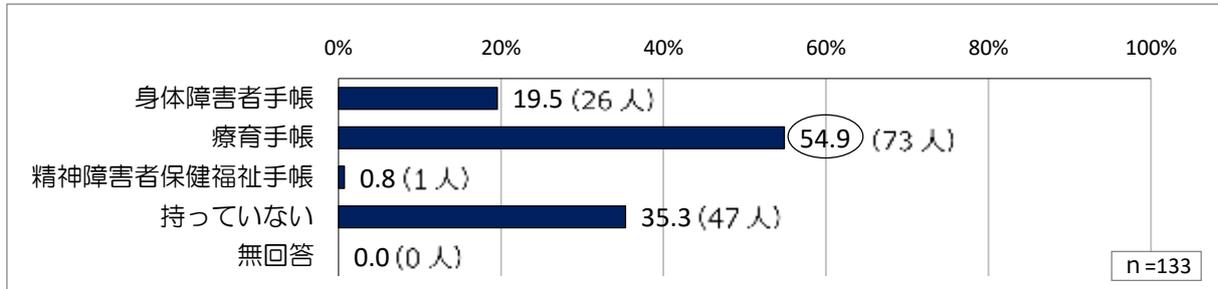


④ 手帳の種類

現在、お持ちの手帳の種類はどれですか（複数回答）

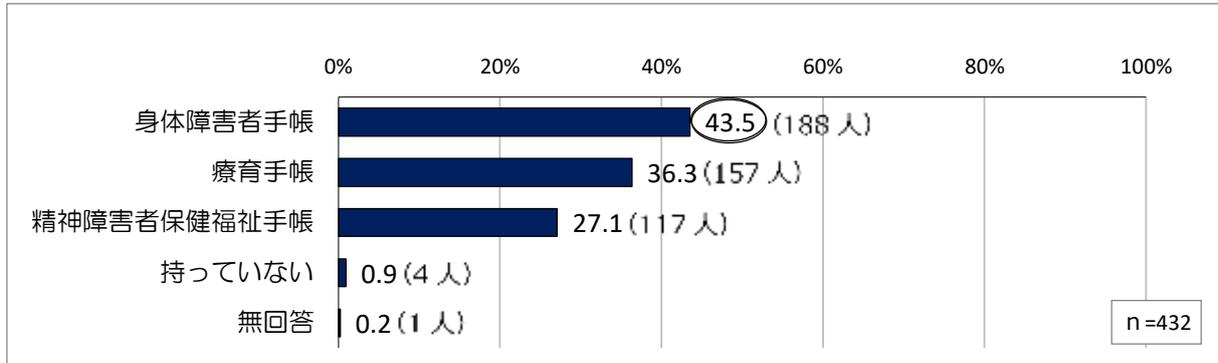
18歳未満では「療育手帳」が54.9%と最も高くなっています。

●18歳未満



18～64歳では「身体障害者手帳」が43.5%と最も高くなっています。

●18～64歳

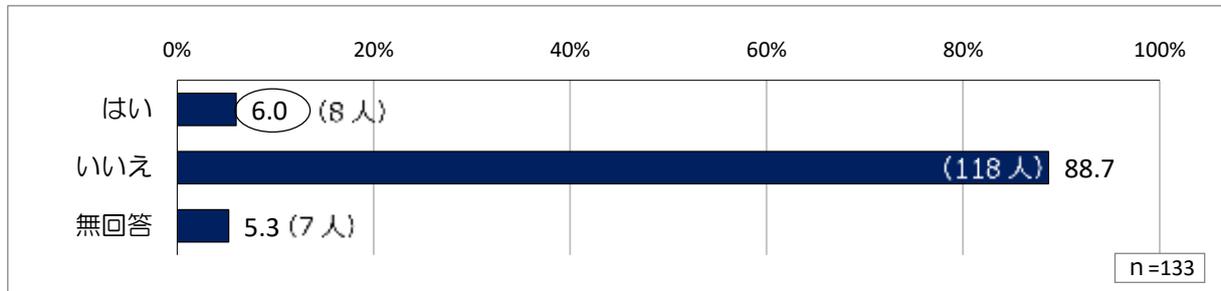


⑤ 難病（特定疾患）の認定の有無

これまで難病として診断されたことがありますか

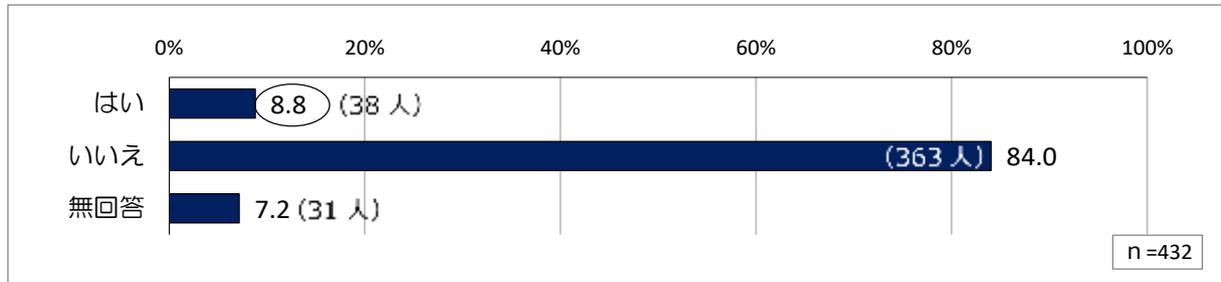
18歳未満では「はい」は8人（6.0%）となっています。

●18歳未満



18～64歳では「はい」は38人（8.8%）となっています。

●18～64歳



⑥ 高次脳機能障がいの診断の有無

高次脳機能障がいとして診断されたことがありますか

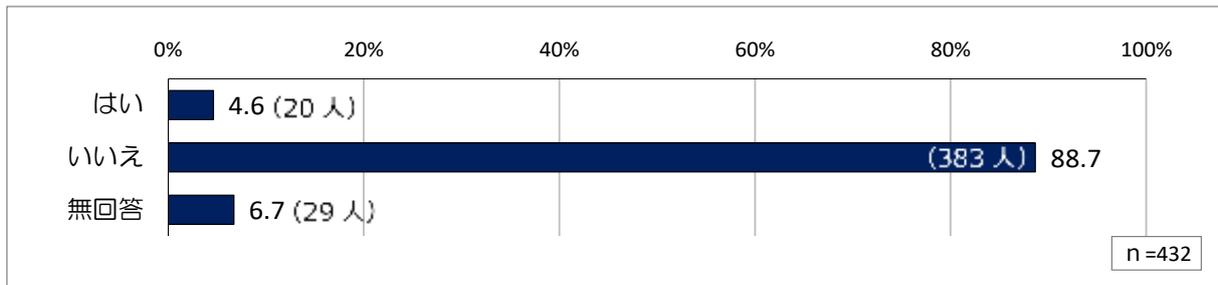
18歳未満では「はい」は0人(0.0%)、「いいえ」は97.7%となっています(無回答2.3%)。

●18歳未満



18～64歳では「はい」は20人(4.6%)となっています。

●18～64歳

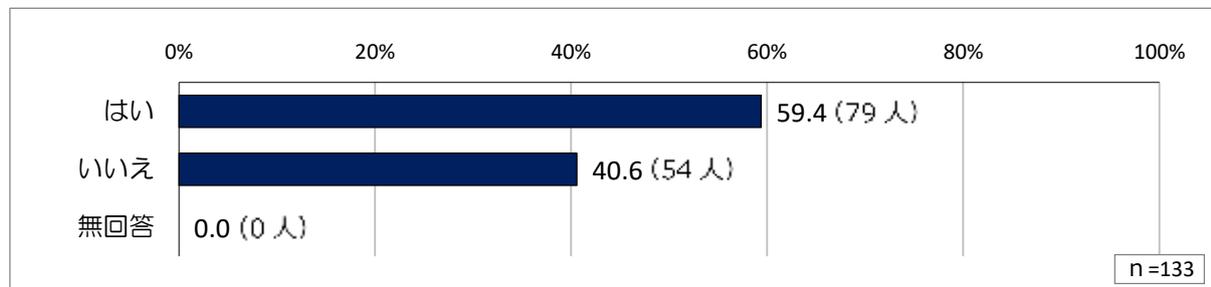


⑦ 発達障がいについて

発達障がいとして診断されたことがありますか

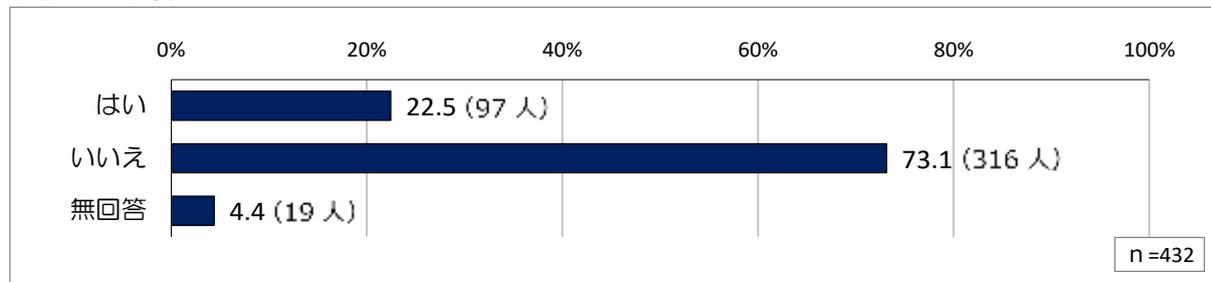
18歳未満では「はい」が59.4%、「いいえ」が40.6%となっています。

●18歳未満



18～64歳では「はい」が22.5%、「いいえ」が73.1%となっています。

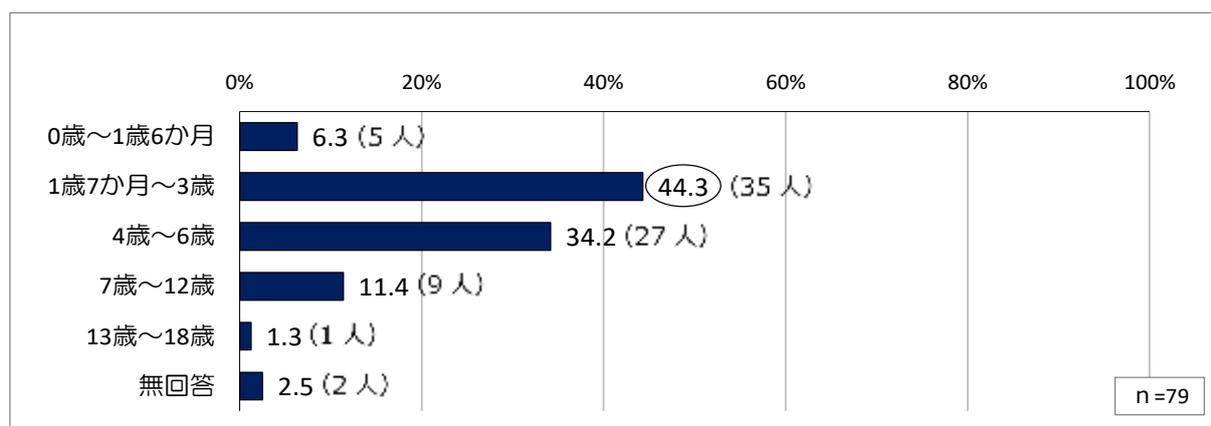
●18～64歳



18歳未満で「はい」(発達障がいと診断されたことがある)と回答した人のみ

発達障がいとして診断された時のご本人の年齢は何歳でしたか

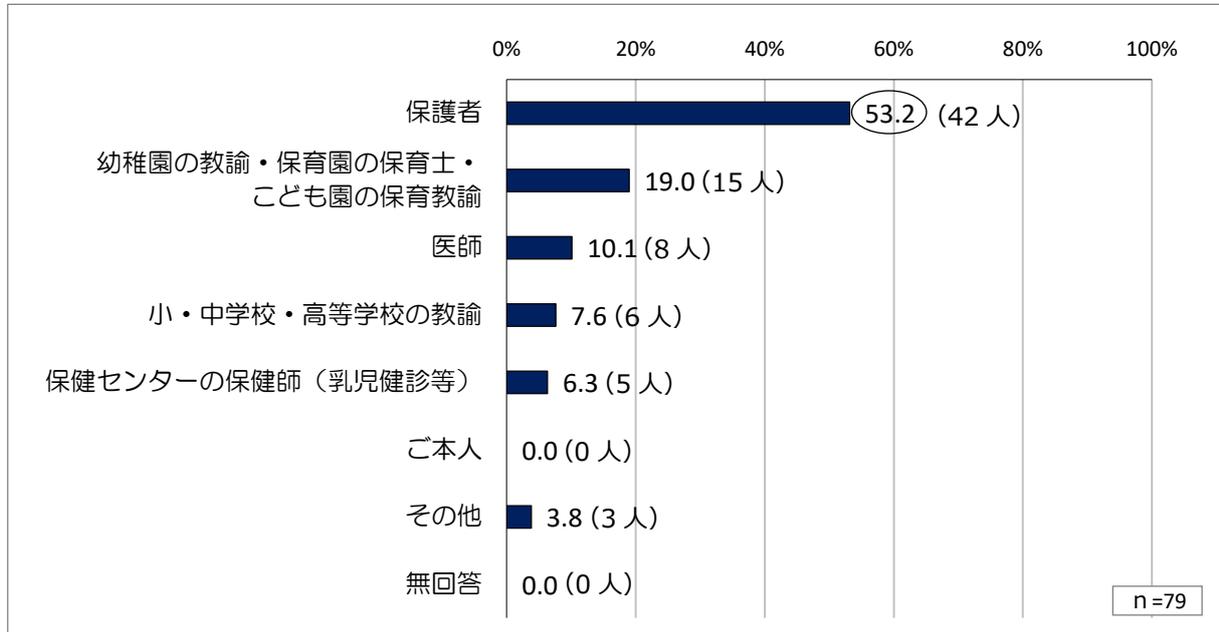
「1歳7か月～3歳」が44.3%と最も高くなっています。



18歳未満で「はい」（発達障がいと診断されたことがある）と回答した人のみ

発達障がいの特性に最初に気づいたのは、どなたですか

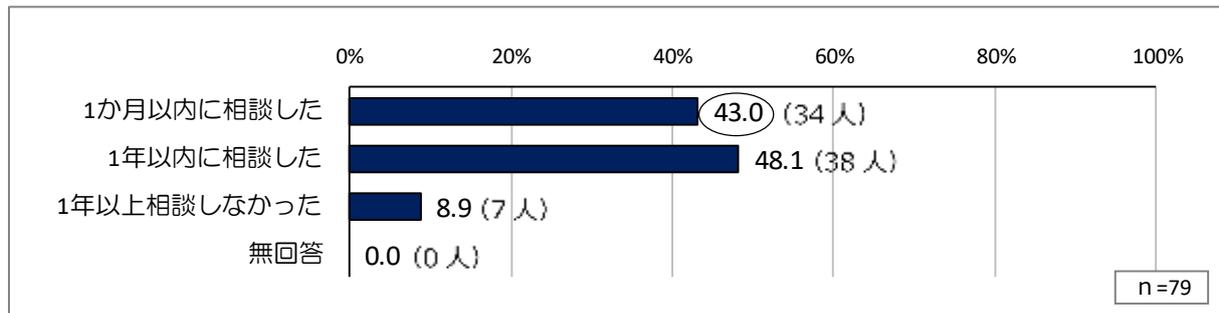
「保護者」が53.2%と最も高くなっています。



18歳未満で「はい」（発達障がいと診断されたことがある）と回答した人のみ

発達障がいの特性に気づいた時、専門機関等へ相談しましたか

「1年以内に相談した」が48.1%、「1か月以内に相談した」が43.0%となっています。

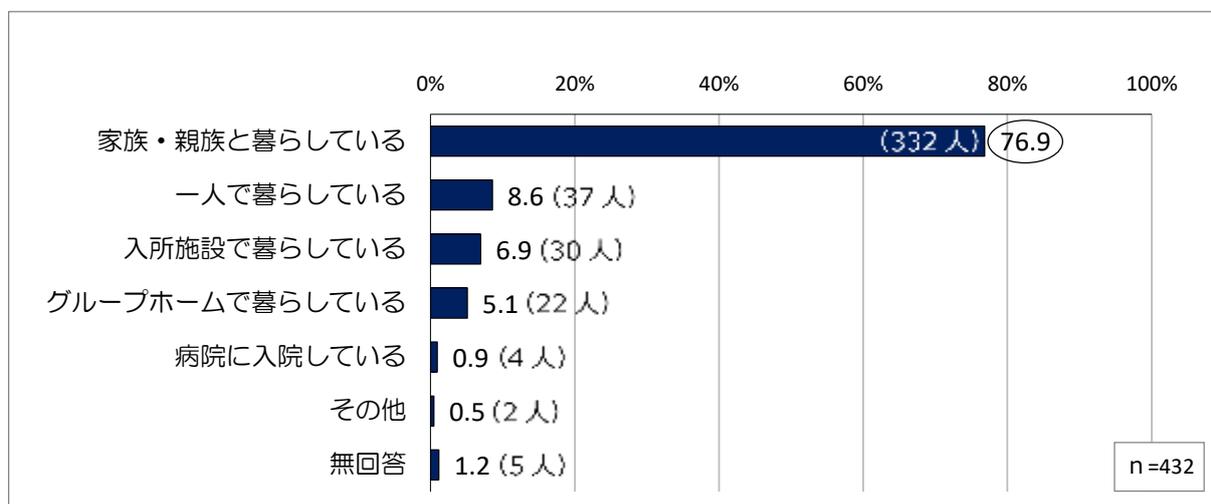


⑧ 暮らしについて

18～64 歳の人のみ

あなたは現在どのように暮らしていますか

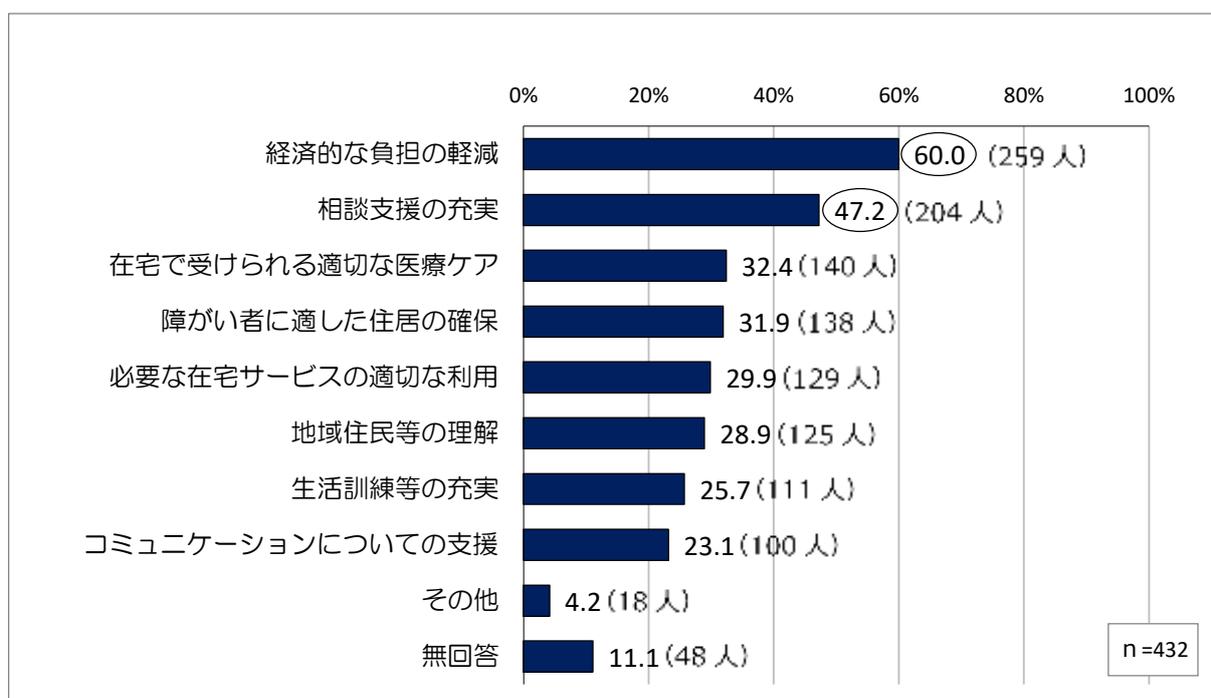
「家族・親族と暮らしている」が76.9%と最も高くなっています。



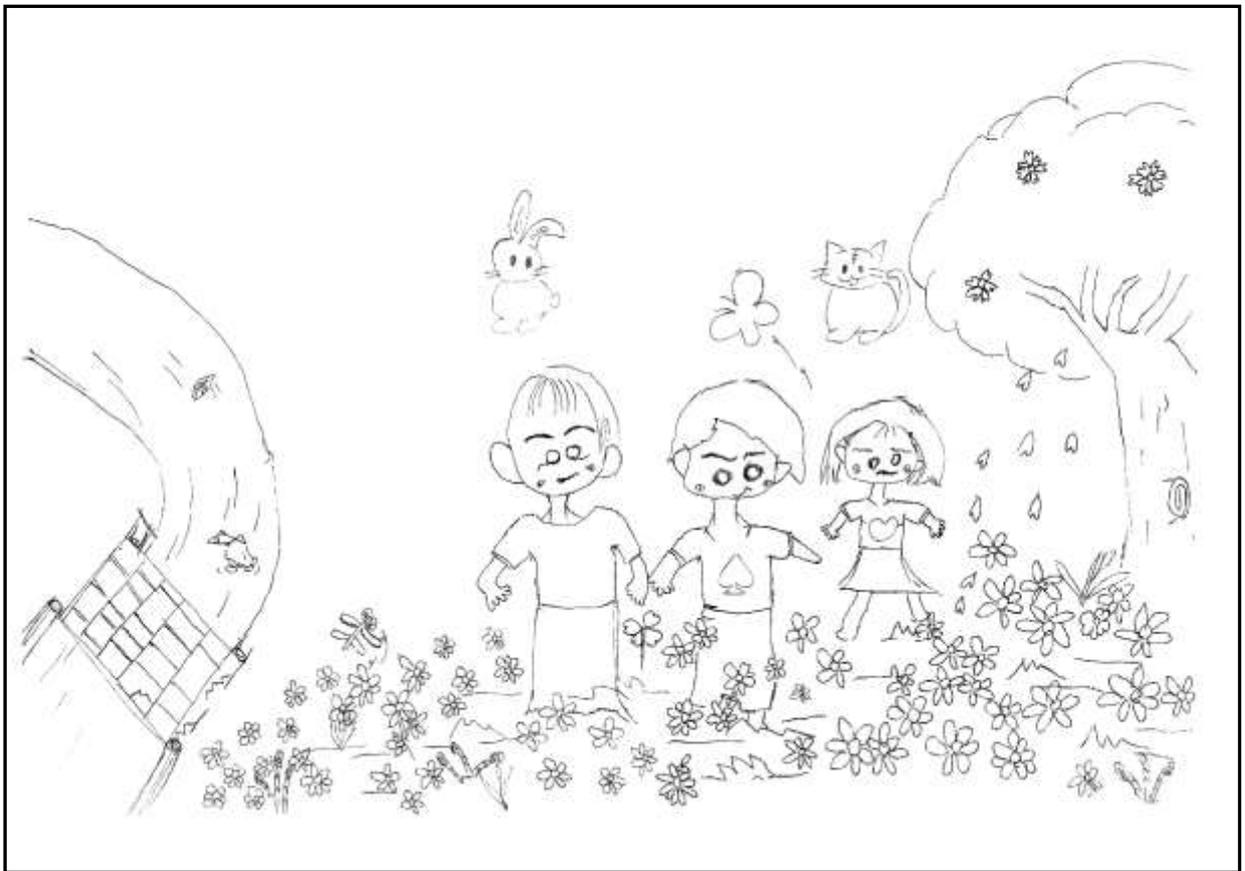
18～64 歳の人のみ

あなたは、本市の福祉等に関する暮らしの「満足度」を上げるためには、どのような支援があればよいと思いますか（複数回答）

「経済的な負担の軽減」が60.0%と最も高く、次いで「相談支援の充実」が47.2%などとなっています。



各 論



※このイラストは、「障がいの有無に関わらず誰もが能力を発揮して安全に安心して生活できる社会の実現」をテーマとして、燕市の障害福祉サービス事業所を利用されている人に描いていただきました。

第3章 燕市障がい者基本計画

1 基本理念

本計画は、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互の人格と個性を尊重しながら共生する社会を実現するため、「誰もがふれあい、支えあい、助けあい、共に生きる福祉のまちづくり」を基本理念とし、次の3つの基本目標を設定し、障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進します。

基本理念

誰もがふれあい、支えあい、助けあい、
共に生きる福祉のまちづくり

- その人らしく暮らす「自己選択」「自己決定」の尊重
- 地域生活を支える（自助・共助・公助）

2 計画の基本目標

(1) 地域の中で安心して健やかに暮らせるまちづくり

障がいのある人や障がいのある子どもが地域で健やかに暮らせるため、相談支援体制を充実させ、多様なニーズに対応した適切な障害福祉サービスの提供に努めてきました。また、快適で安心なまちづくりを目指し、バリアフリーへ配慮するとともに、防災・防犯体制の整備を行ってきました。

今後も、障がいのある人が、地域でいっそう安心して暮らしていけるよう、必要な取組を進めます。

- 障がいのある人や障がいのある子どもが、(基本的人権を享有し個人としての尊厳にふさわしい)日常生活又は社会生活を営むことができるよう、在宅サービス等の量的・質的な向上や障がいのある子どもへの支援の充実を図り、障がいのある人が自らの決定に基づき、相談支援が受けることのできる体制を整備します。
- 障害者差別解消法に基づき、障がいを理由とする差別の解消に取り組みます。また、障害者虐待防止法の適切な運用を通じて障害者虐待を防止するとともに、判断能力が十分でない人たちの生活を支えるため、成年後見制度の理解を進め適切な利用が図られよう取り組むなど、障がいのある人の権利擁護のための取組を進めます。
- 障がいの早期発見及び重度化・重複化の予防を図るため、障がいのある人などが身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、医療機関等と連携し、必要な支援体制の構築を進めます。
- バリアフリーに配慮し、障がいのある人が安心して快適に暮らせるまちづくりを推進します。
- 必要な情報に円滑にアクセスでき、意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう意思疎通の支援の充実を図ります。
- 災害に強いまちづくりを推進するとともに、災害発生時における障がい特性に配慮した適切な情報保障や避難支援、避難所の確保等防災に向けた取組を進めます。また、障がいのある人を犯罪被害から守るため、防犯対策に向けた取組を推進します。

(2) 共に学び、共に働き、共に活動できるまちづくり

障がいのある人が地域で自立した生活を送るため、その適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、就労を希望する人にはできる限り一般就労ができるように、一般就労が困難な人には就労継続支援B型事業所等での工賃の水準が向上するように支援してきました。

教育においては、障がいのある子どもが、その特性を踏まえて十分な保育や教育を受けられる体制づくりを図ってきました。また、障がいのある人が円滑にスポーツや文化活動を行うことができるよう環境の整備に努めました。

これらの取組を進め、障がいのある人が、生涯にわたり自らの可能性を追求できる環境を整え、共に学び、共に働き、共に活動し、地域の一員として豊かな人生を送ることができるまちづくりを推進します。

- 働く意欲のある人が、その適性に応じて能力を発揮できるよう必要な就労支援を行います。
- 障がいのある人が生涯を通じてスポーツや文化等の様々な機会に親しみ、活動ができるよう、環境の整備を図ります。
- 可能な限り共に教育を受けることができる仕組みを整備するとともに、障がいや障がいのある人に対する理解を深める取組を進めます。

(3) 支え合いにあふれ、共に生きるまちづくり

障がいのある人の地域生活を支えるため、地域の人と人との支え合いや助け合いの力で様々な障壁を取り除き、安心して暮らせる地域づくりを行ってきました。

これらの取組を進め、障がいのある人もない人も、お互いの人格と個性を尊重し、支え合いながら共に生きる「共生社会の実現」を図ります。

- 障がいや障がいのある人に対する理解を深め、地域の一員として差別されたり孤立したりすることのない思いやりや助け合いのある地域づくりに向け、市民に対する福祉教育などを行うことにより、助け合い・支え合う心の醸成を図ります。
- 誰もが暮らしやすいまちづくりを実現するため、地域の中で共に支え合い・助け合う共助の体制づくりに取り組みます。

3 施策の体系

基本理念

誰もががらねあひ、支えあひ、助けあひ、共に生きる福祉のまちづくり

基本目標

- 1 地域の中で安心して健やかに暮らせるまちづくり
- 2 共に学び、共に働き、共に活動できるまちづくり
- 3 支えあいにあふれ、共に生きるまちづくり

施策の方向性

- ① 障害福祉サービスの充実
 - ② 障がい児等支援体制の充実
 - ③ 地域生活支援事業の充実
 - ④ 相談支援体制の機能強化
 - ⑤ 差別の解消及び虐待の防止・対応強化
 - ⑥ 成年後見制度利用の促進
 - ⑦ 障がいのある人の健康づくり
 - ⑧ 保健医療等関係機関との連携
 - ⑨ 情報提供の推進
 - ⑩ 意思疎通支援事業の推進
 - ⑪ 生活環境の整備
 - ⑫ 防災・防犯体制の整備
-
- ① 雇用・就労、経済的自立支援の推進
 - ② スポーツ・文化活動の促進
 - ③ 保育・教育体制の充実
-
- ① 障がいに対する理解促進
 - ② ボランティア・支えあい活動の促進

4 施策の方向性（基本施策）

（1）地域の中で安心して健やかに暮らせるまちづくり

① 障害福祉サービスの充実

【現状と課題】

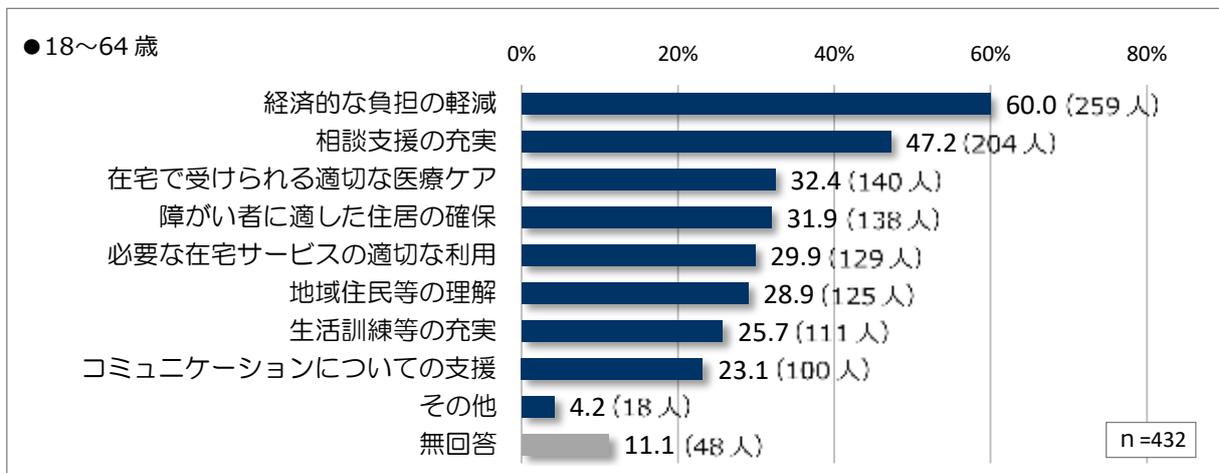
適切な障害福祉サービス量の確保と質の向上のため、新規開設の意向がある事業所へ必要な障害福祉サービス内容や対象利用者等について積極的に情報提供を行い、障害福祉サービス事業所の確保を推進しました。

また、市内の介護保険施設に障がい者をとりまく地域の実情をご理解いただいたことで徐々に基準該当事業所が増加し、現在市内 30 か所の事業所と契約を締結しています。

今後も各関係機関と連携しながら、切れ目のない支援を提供する障害福祉サービス体制の整備を図っていきます。

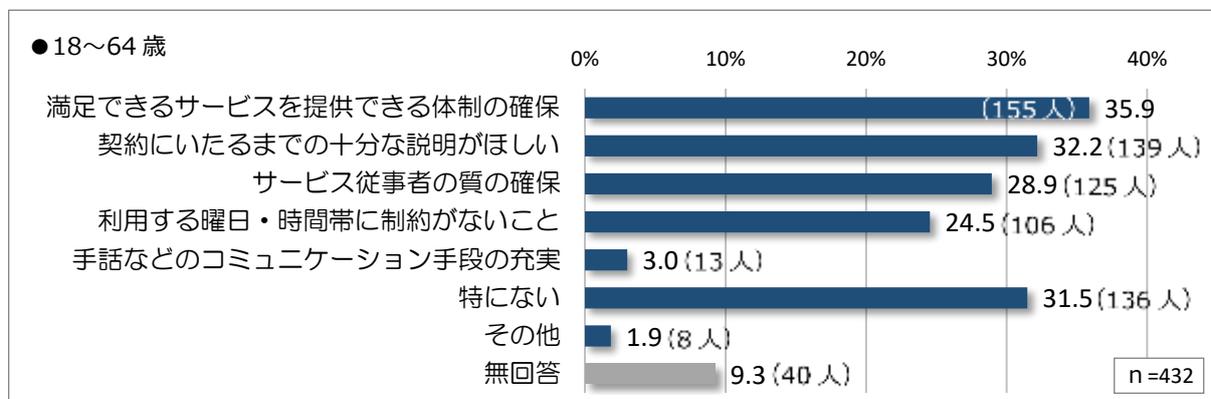
あなたは、本市の福祉等に関する暮らしの「満足度」を上げるためには、どのような支援があればよいと思いますか（複数回答）

「経済的な負担の軽減」が 60.0%と最も高く、次いで「相談支援の充実」が 47.2%などとなっています。



障害福祉サービスを提供する事業所に対して望むことは、どのようなことですか
(複数回答)

「満足できる障害福祉サービスを提供できる体制の確保」が35.9%と最も高く、次いで「契約にいたるまでの十分な説明がほしい」が32.2%などとなっています。一方で「特になし」が31.5%となっています。



【今後の方向性】

障がいのある人が住み慣れた地域でいきいきと暮らすために、ライフステージのあらゆる段階において、多様なニーズに対応した障害福祉サービスの適切な確保を図るとともに、地域における生活基盤の整備に努めます。

障害福祉サービスを提供できる体制の確保として、*基準該当サービスを提供する事業所は増加しつつありますが、あくまでも介護保険利用者の空所利用であり、利用が継続できるかご家族は常に不安を感じています。事業所を利用できる定員の安定した確保のため、基準該当サービスから共生型サービスへの移行を促進します。

【施策の展開】

- 障害福祉サービスの充実のため、引き続き適切な量の確保と質の向上に努めます。
- 安定した利用定員の確保のため、基準該当サービスから共生型サービスの移行推進に努めます。
- 相談支援事業所等関係機関と連携し、本人の能力発揮も含めた支援を目指します。

*：基準該当サービスとは、指定介護サービスの要件の一部を満たしていない事業所のうち、県条例で定める人員・設備・運営基準を満たすサービスを行います。事業所は、市へ基準該当事業所として登録申請し、市が登録するとそのサービスは、保険給付の対象サービスとなります。ただし、サービス提供できる範囲は基準該当登録した市町村の範囲内だけになります。

② 障がい児等支援体制の充実

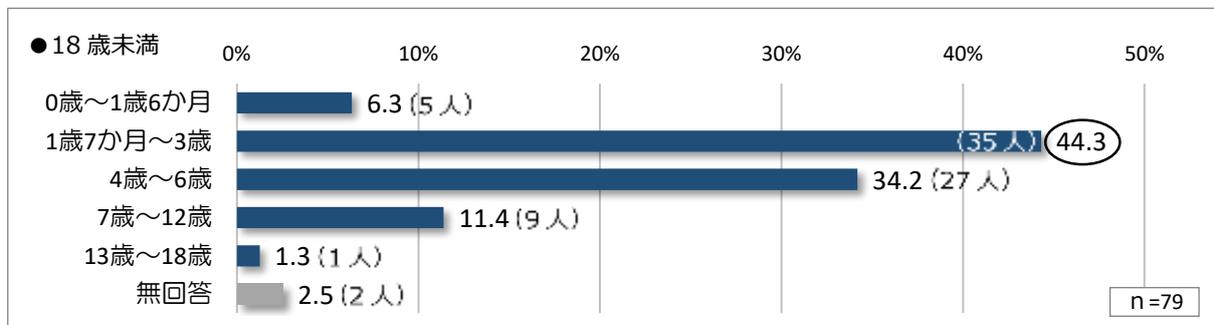
【現状と課題】

健診をはじめ、子育てや発達に関する各種相談会の利用から、早期に特性を把握し適切な支援につながるよう、連携した取り組みを行いました。また、障がいのある子どもに対して、乳幼児期から学校卒業後まで途切れない支援を行うため、保健・医療・保育・教育・福祉等の各分野が連携して支援できる体制を構築しました。早期から切れ目なく、より充実した支援を行うため、連携体制の強化を図る必要があります。

重度心身障がい児・医療的ケア児については、障害福祉サービスを提供できる事業所数が少なく、十分に支援できていない現状がありますので、保健・医療・福祉及び教育が相互に連携し、支援体制を構築していく必要があります。

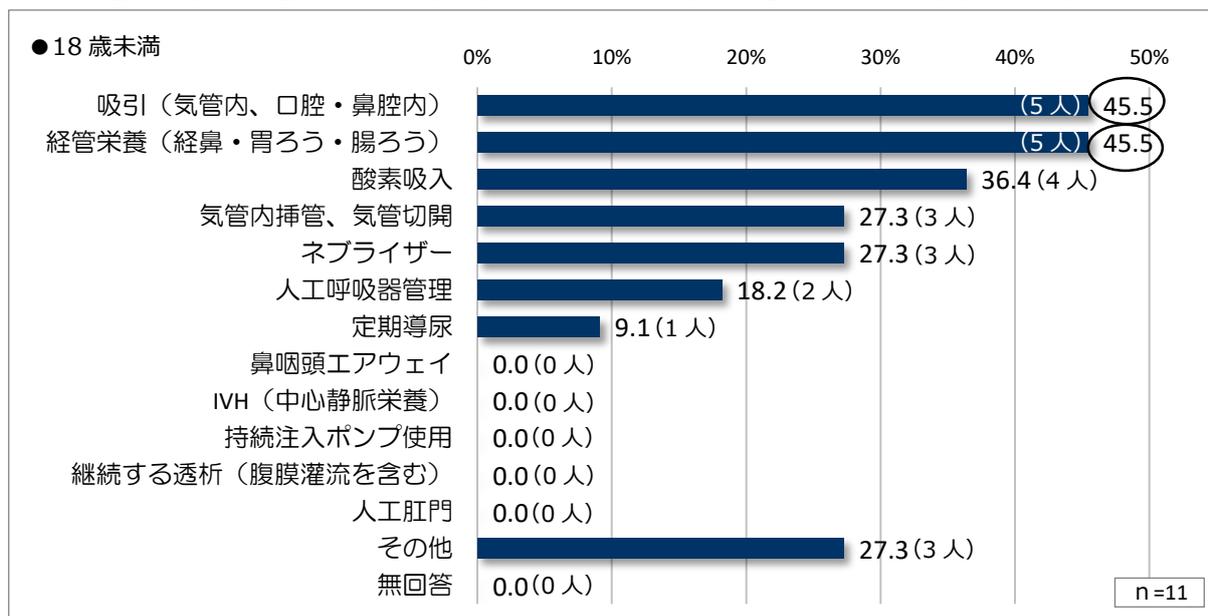
発達障がいとして診断された時のご本人の年齢は何歳でしたか

「1歳7か月～3歳」が44.3%と最も高く、次いで「4歳～6歳」が34.2%などとなっています。



ご本人が現在受けている医療的ケアをお答えください（複数回答）

「吸引」、「経管栄養」が45.5%と最も高く、次いで「酸素吸入」が36.4%などとなっています。



【今後の方向性】

発達障がいの特性を早期から把握し、成長の早い段階から適正な療育につなげられるよう、保健・医療・保育・教育・福祉等と連携を図り、途切れない支援体制を推進します。

また、障がい児等の成長・自立を促進し、保護者が安心して子育てできる環境づくりを進めるとともに、できる限り身近な地域において医療や療育が受けられる体制づくりを推進します。

重度心身障がい児・医療的ケア児については、保健・医療・福祉及び教育が相互に連携した支援体制の構築を目指します。

【施策の展開】

- 支援が効果的に提供されるよう、子育て支援課との連携を強化し、障がい児等の支援体制の整備に取り組みます。
- 児童発達支援センターのあり方について検討を行います。
- 重症心身障がい児や医療的ケア児のための支援について検討を行います。

③ 地域生活支援事業の充実

【現状と課題】

*地域生活支援事業の障害福祉サービス提供については、障がいのある人の実情や生活状況を考慮し、多様なニーズに対応した障害福祉サービスの実施に努めています。意思疎通支援事業の充実を図るために、手話通訳者の派遣や育成をはじめとする意思疎通の支援に関する事業を実施しました。

日常生活用具の給付については、用具により実績が見込量を上回るものもあれば、若干下回るものもありますが実績は概ね増加しています。生活様式の変化や技術の進歩により新たな用具が出ているため、対象品目の拡充や助成基準の適正化を適宜実施していく必要があります。

【今後の方向性】

障がいのある人が住み慣れた地域で自立し、暮らしていくことを支援するとともに、多様なニーズに対応した障害福祉サービスの適切な確保を図り、地域における生活基盤の整備を推進します。

【施策の展開】

- 障がいのある人や保護者または介護を行う人からの相談に応じ、必要な障害福祉サービス提供に努めます。
- 対象品目の拡充や助成基準の適正化に努めます。
- 意思疎通支援事業の充実を図り、障がいのある人の情報保障に努めます。
- 本人の能力発揮も含めた支援に努めます。

*：地域生活支援事業とは、障がいのある人がその能力や適性に応じ、自立した生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態により実施する事業をいいます。事業の実施主体は、市町村が必ず実施しなければならない必須事業と、市町村の判断により、障がいのある人等が自立した日常生活や社会生活を営むために必要な事業を実施する任意の事業があります。

④ 相談支援体制の機能強化

【現状と課題】

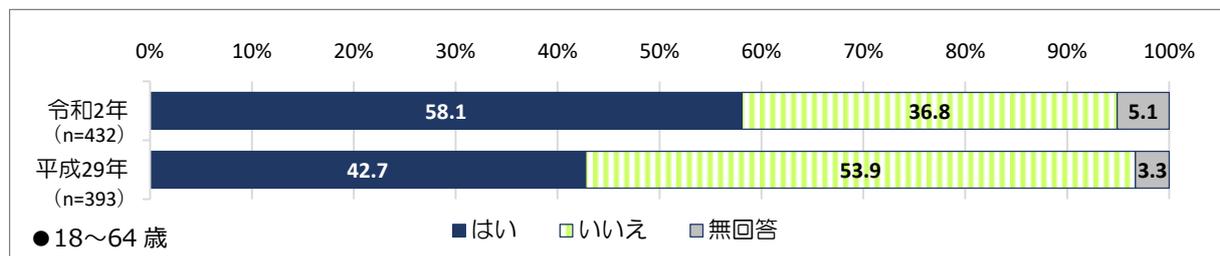
障がいのある人等が、地域で安心して暮らし続けることができるよう基幹相談支援センターが中心となり、相談支援体制の強化に取り組んできました。相談支援事業所を中心とした「相談支援機関連絡会」や「自立支援協議会相談支援専門部会」では、「地域課題の抽出」や資質の維持向上のために「研修会」等を継続的に実施しています。

アンケート結果から、前回の調査に比べ相談支援事業所があることを「知っている」との回答が増え、障害福祉サービス等の利用に伴う相談支援利用者数増加もあり、認知度はあがっています。一方で、約4割は相談支援事業所を認知していない現状もあります。

相談窓口の周知に加え、相談内容の複雑化・複合化により、多機関連携も求められています。様々な相談に対応するため、引き続き、相談支援事業所の周知を含めた体制整備や相談支援に従事する者の資質向上等に取り組むことが必要です。

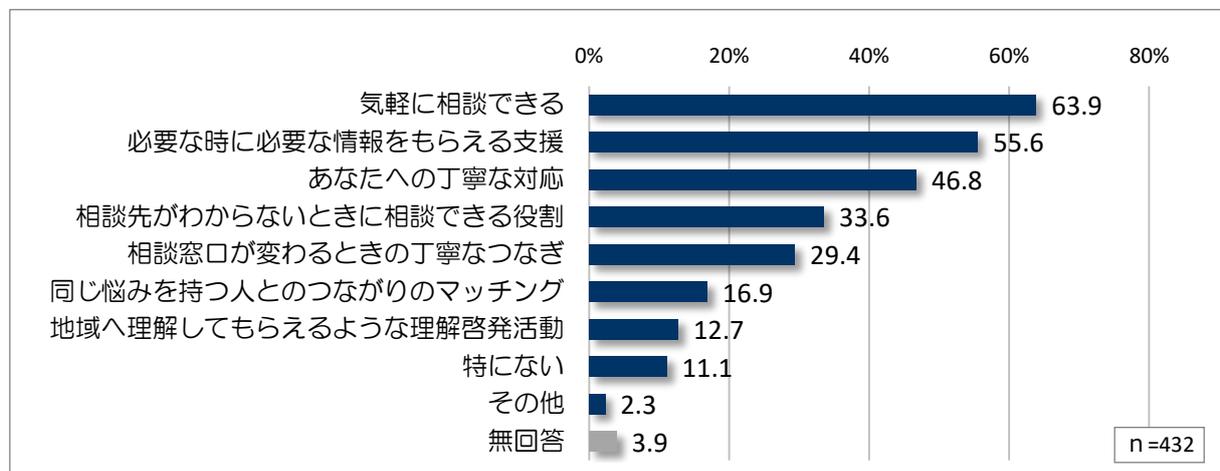
あなたは、市内に障がいの相談支援事業所があることを知っていますか

「はい」が58.1%、「いいえ」が36.8%となっています。



相談先にどのようなことを期待しますか

「気軽に相談できる」が63.9%と最も高く、次いで「必要な時に必要な情報をもらえる支援」が55.6%、「あなたへの丁寧な対応」が46.8%などとなっています。



【今後の方向性】

障がいの多様化や相談内容の複雑化に伴う相談ニーズが拡大する状況を踏まえ、本人や家族の意思を尊重し、必要な障害福祉サービス等の支援につなげる役割を果たします。

また、障がいに係る相談窓口の充実を図り、関係機関が連携して、必要な情報や支援を提供できるような体制の構築を目指します。

全てのライフステージを通じて支援が途切れないような体制整備に向け、地域の相談窓口としての相談支援事業所の機能強化を図ります。

【施策の展開】**■ 自立支援協議会で協議・連携しながら相談支援体制の機能強化に努めます。**

- 自立支援協議会にて、基幹相談支援センター事業に関する報告を行い、事業の適正かつ積極的な運営の確保を図ります。
- 基幹相談支援センターを基軸に地域の相談窓口である相談支援事業所の体制強化を図るとともに、相談支援専門員の資質の向上を図ります。
- 相談支援事業所の周知を図ります。
- 地域課題を発掘・集約し、解決に向けた取組を行います。
- 障害福祉サービス事業所、相談支援事業所等の関係機関によるネットワークを構築し、連携体制を強化します。
- 児童分野、高齢分野など地域の関係機関との連携し、必要な支援が提供できるような体制の構築を図ります。

⑤ 差別の解消及び虐待の防止・対応強化

【現状と課題】

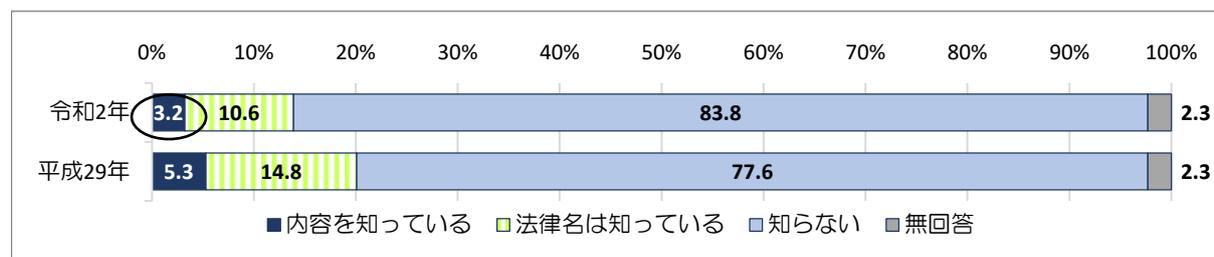
アンケートの結果から、障害者差別解消法の理解が進んでいるとは言えない状況であるので、市民に向けた周知・啓発を強化する必要があります。

また、障がい者への虐待については、虐待の疑いがある段階から虐待対応ケース会議を開催し、関係課と連携しながら迅速かつ適切に対応してきましたが、社会生活の様々な場面において、障がい者の虐待や差別は未だ根絶しているとは言えない状況です。

障がいのある人への差別解消及び虐待の防止を図るためには、「障害者虐待防止法」や「障害者差別解消法」、「改正障害者雇用促進法」等を踏まえ、日常生活や雇用などあらゆる場面で合理的配慮の推進や、差別・虐待の防止といった人権擁護意識の啓発が必要です。

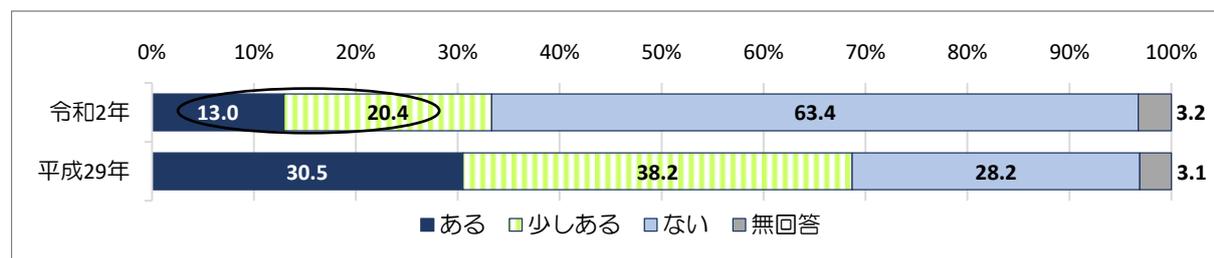
「障害者差別解消法」を知っていますか

「内容を知っている」は3.2%となっています。



あなたは、障がいがあることで差別や嫌がらせ、暴力を受けたりする(した)ことがありますか

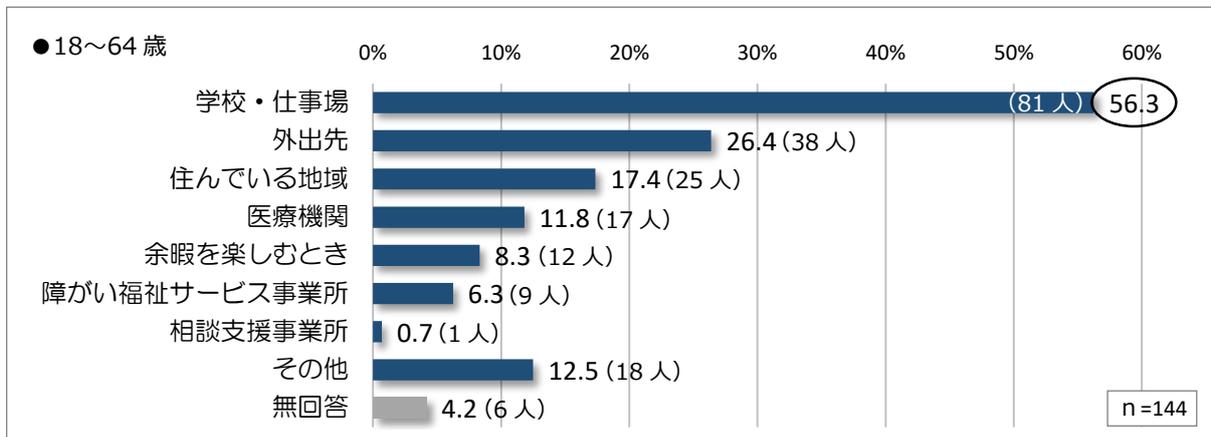
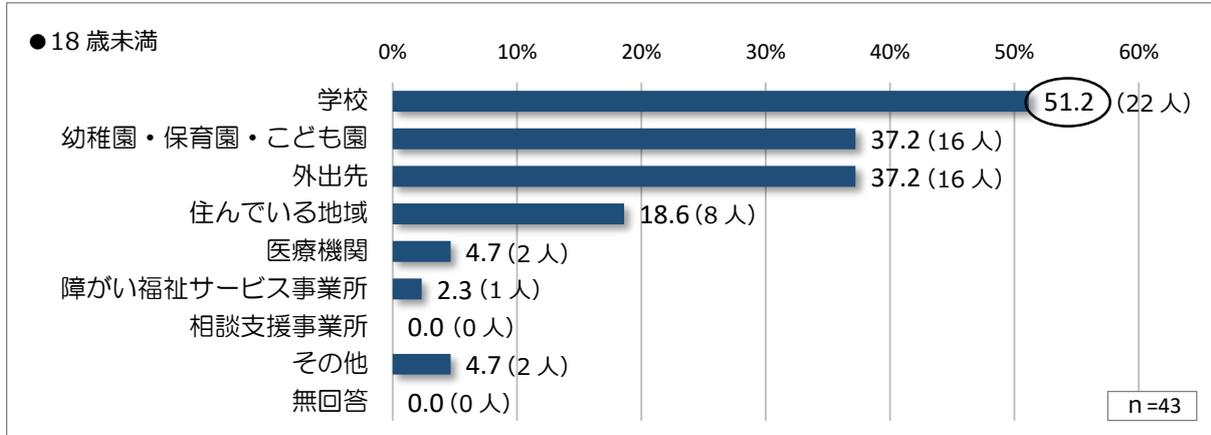
「ある」と「少しある」を合わせると33.4%となっています。



どのような場所や場面で差別や嫌がらせ、暴力を受けましたか（複数回答）

18歳未満では「学校」が51.2%と最も高く、次いで「幼稚園・保育園・こども園」と「外出先」が37.2%となっています。

18～64歳では「学校・仕事場」が56.3%と最も高くなっています。



【今後の方向性】

障がいを理由とする差別の解消や、合理的配慮の推進等に関する必要な支援を行います。

また、障がいのある人の人権を尊重し、地域の中で自らが望む暮らしを安心して続けていけるよう支援します。

【施策の展開】

- 基幹相談支援センターとの連携に基づき展開します。
 - 障がいのある人等が、自らが希望する生活を送れるよう、意思決定の支援に配慮し、必要かつ適切な情報の提供や相談、手続きの支援に努めます。
 - 障がいのある人への不当な差別的取扱いの禁止や、合理的配慮の提供促進に向けた広報・普及活動や相談窓口の周知に努めます。
 - 障害者虐待防止法に基づき、虐待の早期発見・早期対応に努め、速やかな支援に結びつける体制を強化するとともに、養護者に対しても必要な支援を講じます。

⑥ 成年後見制度利用の促進【第5章「成年後見制度利用促進基本計画」に詳細記載】

【現状と課題】

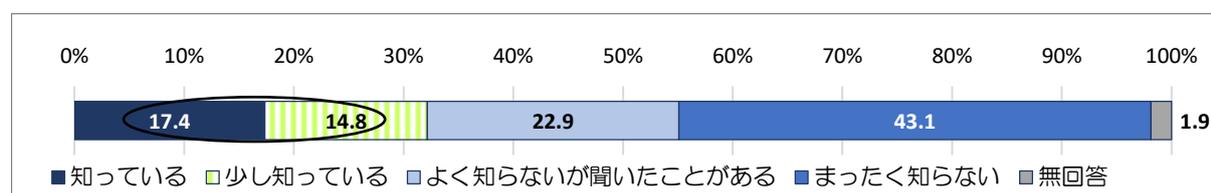
市民や福祉関係者を対象とした講座や研修をとおして、制度の周知を行っています。また、障がいをお持ちの人やその親族、関係機関等からの成年後見に係る相談に対応するとともに、制度利用の費用を助成することで、制度の利用促進を図ってきました。

社会福祉協議会など関係機関とは協議を重ね、地域におけるネットワーク形成や中核的な機関の設置に向けた検討を続けているところです。

これらの取組を推進し、成年後見制度の普及・啓発を図っていく必要があります。

あなたは、「成年後見制度」を知っていますか

「知っている」と「少し知っている」を合わせると 32.2%となっています。



※ 平成 29 年調査時は選択肢が 2 つで、「知っている」が 39.4%、「知らない」が 56.0%となっています（無回答 4.6%）。

【今後の方向性】

障がいの重度化等に伴い、意思の決定が困難になっている人の権利を守るため、意思決定の支援、成年後見制度の周知を図ります。

また、社会福祉協議会の福祉後見・権利擁護センター運営委員会など今ある社会資源を有効に活用しながら、「地域連携ネットワーク」構築を図ります。

【施策の展開】

- 社会福祉協議会（権利擁護支援事業委託先）との連携に基づき展開します。
 - 成年後見制度、社会福祉協議会が取り組む日常生活自立支援事業など各種制度の充実と周知を図り、制度を利用するための適切な支援や助成を行います。
 - 地域の権利擁護支援の担い手の養成及び活動を支援する体制の整備に努めます。
 - 権利擁護の推進を図るため、家庭裁判所をはじめとした地域の関係機関と連携して、地域連携ネットワークの構築やその中核的な役割を担う機関の設置について検討を行います。

⑦ 障がいのある人の健康づくり

【現状と課題】

障がいのある人の健康づくりについては、健康づくり教室など各種事業に参加しやすい環境整備と情報提供の推進に努めるとともに、障害福祉サービス事業所や関連部署と連携して必要な医療や保健の情報提供を図っています。

本市においては、精神障害者保健福祉手帳所持者及び自立支援医療受給者が年々増えているため、体の健康だけではなく、心の健康についても講座等を実施するなどし、心の病の早期発見、予防に努めていく必要があります。

障がい児・者の心身の健康状態や疾病については、現状を把握しきれていないところもあるため、事業の効果を図るためにも、心身の健康状態や疾病予防に係る基礎データの収集が必要です。

【今後の方向性】

若年期から健康づくりに取り組むことにより、生活習慣病に起因する障がいの発生の予防に努めます。また、障がいがあっても健康的に暮らせるよう、健康づくり教室など各種事業に参加しやすい環境整備と情報提供に努めます。

【施策の展開】

- 社会福祉課（障がい福祉係）が障害福祉サービス事業所等と連携し、必要な情報を提供します。
 - 生活習慣病を予防するため、日常生活の中で実践できる健康づくりについて周知します。
 - 事業所等と連携を図りながら、必要な人に関係部署と情報共有のもと、医療・保健の紹介を行うなど、疾病の予防に努めます。
 - 心の健康について講座等を実施し、心の病の早期発見、予防に努めます。
 - 障がい者・児の健康づくりや疾病予防の基礎データとなるアンケート調査の実施について検討します。

⑧ 保健医療等関係機関との連携

【現状と課題】

障がいのある人が地域で健康な生活を送り続けられるように、障がいのある人のニーズの把握に努めるとともに、保健所や医療機関、家族会と連携した支援の提供を行ってきました。

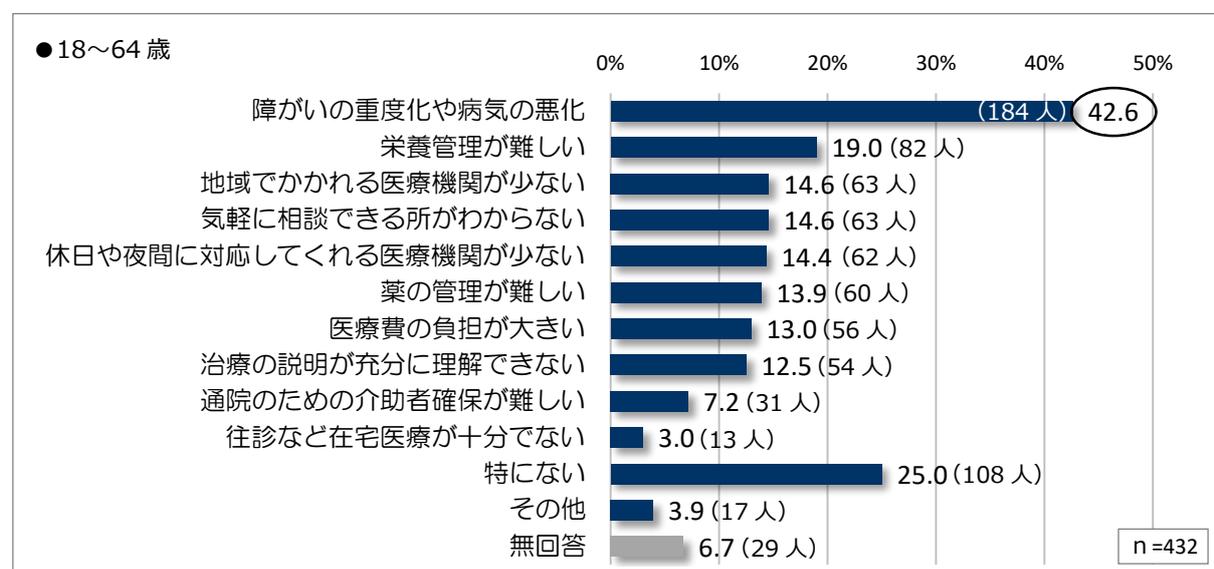
中でも、障がいのある人が地域で必要な医療やリハビリテーション等を受けられるような地域づくりを目指すため、「燕地区重症心身障がい児・医療的ケア児在宅支援連絡会」において、新潟県医師会・燕医師会が主催する研修会・講演会に参画し、重症心身障がい児・医療的ケア児に関する研修会・講演会を開催しました。

また、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、保健・医療・福祉関係者による協議の場を自立支援協議会に設置しました。

アンケート結果から、『障がいの重度化や病気の悪化』が最も高いことから、引き続き、医療・保健・福祉分野の関係者同士が情報共有を行い、連携した支援・障害福祉サービスが提供できるような体制が求められています。

あなたは、ご自身の健康や医療のことで、困っていることや不安に感じていることはありますか（複数回答）

「障がいの重度化や病気の悪化」が 42.6%と最も高く、次いで「栄養管理が難しい」などとなっています。



【今後の方向性】

保健・医療分野の関係機関と必要な情報を共有し、障がいのある人が地域で健康な生活を送り続けられるような支援体制の構築を推進します。

重度の障がいや医療的ケアが必要な人の在宅支援について、関係機関と連携して研修会・講演会を開催するなど、支援の充実に努めます。

【施策の展開】

- 社会福祉課（障がい福祉係）が保健医療等関係機関と連携して行います。
 - 相談支援事業所、障害福祉サービス提供事業所を中心に健康面についても気づき、支援できる体制を整えます。
 - 保健・医療と情報共有を行い、地域で健康な生活を送り続けられるよう支援します。
 - メンタルヘルスに関する正しい知識の普及・啓発や精神保健相談、訪問指導の充実などこころの健康づくりを推進します。
 - 保健所、医療機関、家族会との連携を強め、障がいのある人のニーズの把握に努め、必要な支援の提供に努めます。

⑨ 情報提供の推進

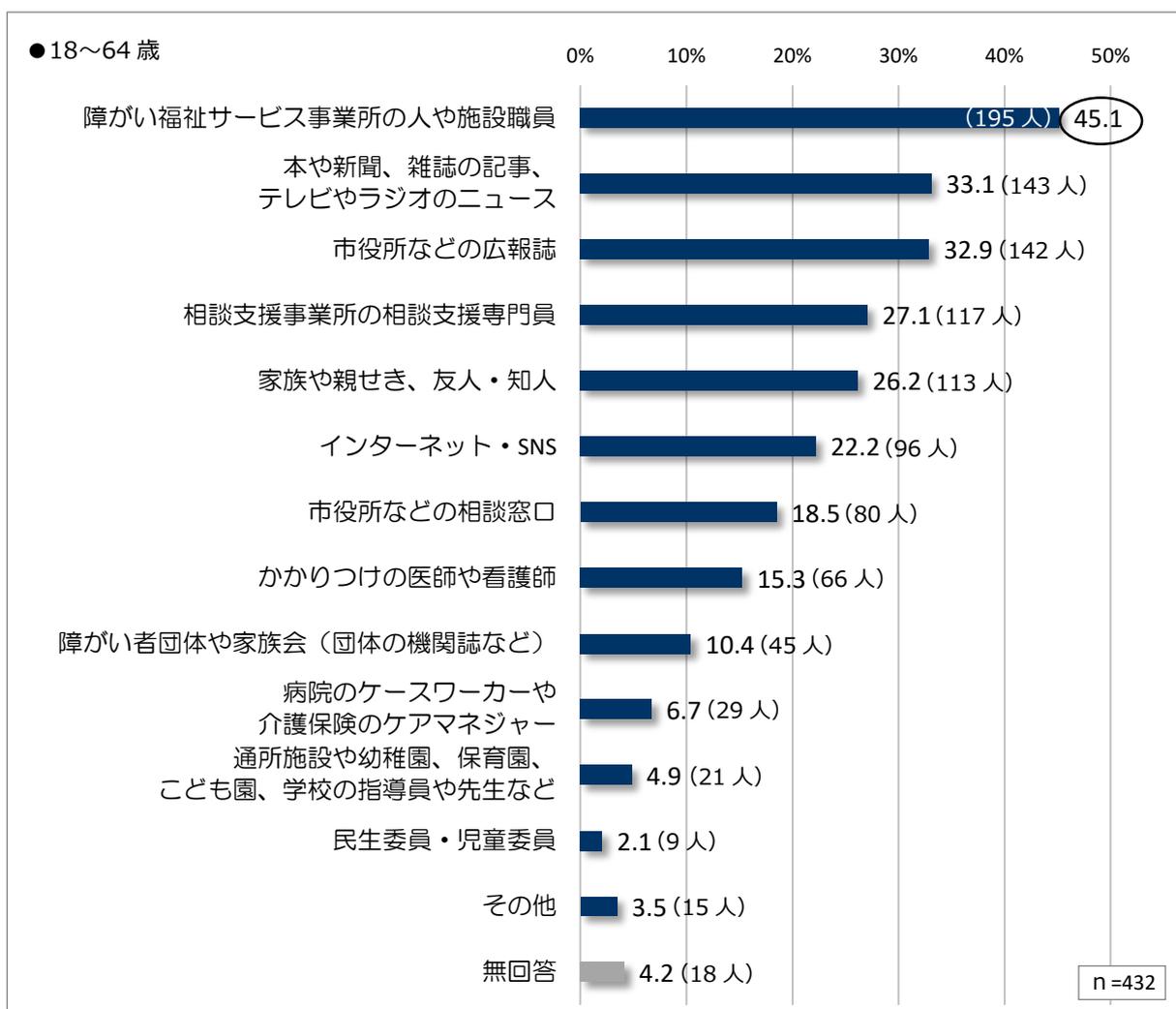
【現状と課題】

各種障害福祉サービス等を紹介する「障がい者福祉のしおり」を毎年度発行し、障がいのある人に手当や助成制度等について情報提供を行っています。「広報つばめ」については音声訳を配信し、視覚障がい者への情報アクセシビリティの向上を図っています。ホームページについてはカラーユニバーサルデザイン等に配慮し、障がい者や高齢者など誰もが利用しやすくなるように努めています。

福祉に関する情報を得るうえで、どこから情報を得ればよいのかわからない人や、どのような障害福祉サービスがあるかわからない人に対し、よりわかりやすい情報提供に努めていく必要があります。

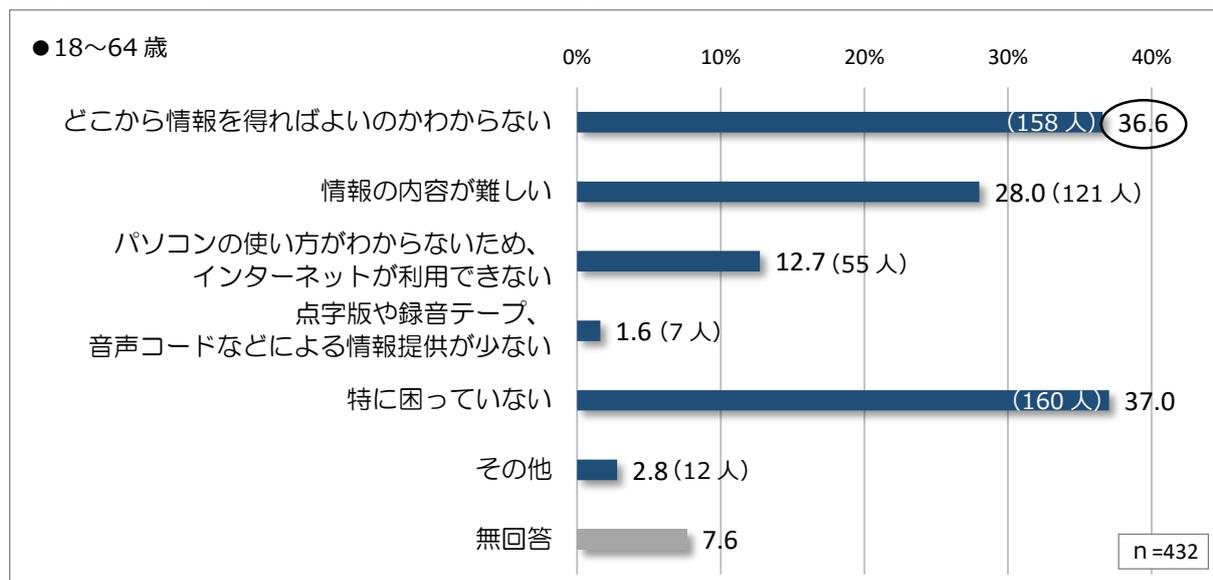
福祉に関する情報はどこから得ますか（複数回答）

「障害福祉サービス事業所の人や施設職員」が 45.1%と最も高く、次いで「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が 33.1%、「市役所などの広報誌」が 32.9%などとなっています。



福祉に関する情報などを得る時、どのようなことに困っていますか（複数回答）

「どこから情報を得ればよいのかわからない」が最も高く、36.6%となっています。



【今後の方向性】

障がいのある人等が適切に情報を得られるよう、障がいの特性に配慮した様々な方法で情報提供を行うとともに、内容の充実に努めます。

また、障害福祉サービスの内容、手続きの方法等を掲載したパンフレットやポスター、広報誌、ホームページ、窓口での対応などによってわかりやすい情報提供に努めるとともに、「障がい者福祉のしおり」や「声の広報つばめ」の周知を図ります。

【施策の展開】

■ 社会福祉課（障がい福祉係）が情報提供の推進に努めます。

- 広報誌やホームページを使い、現状に即した情報提供を行います。
- 情報アクセシビリティの普及、推進により、意思疎通が困難な障がいのある人等に対し必要な支援を行います。
- 「障がい者福祉のしおり」、広報誌、ホームページを活用し制度の周知を図ります。

⑩ 意思疎通支援事業の推進

【現状と課題】

新潟県主催の「手話通訳者養成講座」の受講につなげる「手話奉仕員養成講座」や「ステップアップ講座」を開催し、継続的に手話通訳者等の育成と確保に努めるとともに、現任の手話通訳者・要約筆記者等を対象にした「スキルアップ講座」を実施し、実践的技術やマナーを学ぶことで手話通訳者・要約筆記者等の資質の向上に努めています。

また、市主催の行事等で手話通訳者・要約筆記者等を派遣し、ろう者（聴覚障がい者）の社会参加が円滑に図られるよう取組を進めており、また、市民活動においても、手話サークルによる手話の普及活動が行われています。

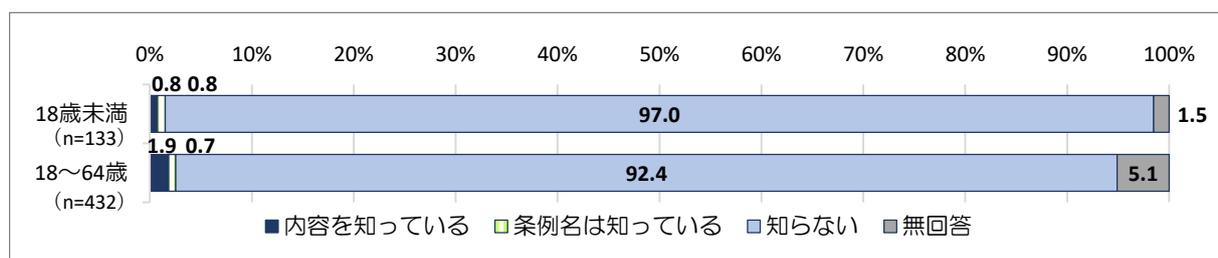
「広報つばめ」の内容を音声による情報が必要な人で申請のあった人に対して内容を録音したCDを無料配布するとともに、本市のホームページでもダウンロードできるようにしていることに加え、意思疎通支援用具の給付など情報保障の確保に努めています。

令和元年9月に「燕市手話言語の普及等の推進に関する条例」を制定（令和元年10月1日施行）しましたが、まだ認知度が高いとは言えないので、周知を図る必要があります。

令和元年10月に「燕市手話言語の普及等の推進に関する条例」が施行されたことを知っていますか

18歳未満では「内容を知っている」が1人（0.8%）、「条例名を知っている」が1人（0.8%）で、「知らない」が97.0%となっています。回答者133人のうち、聴覚障がいを持つ人は4人でした。

18～64歳では「内容を知っている」は8人（1.9%）、「条例名を知っている」が3人（0.7%）で、「知らない」が92.4%となっています。回答者432人のうち聴覚障がいを持つ人は15人でした。



【今後の方向性】

引き続き、手話への理解を促進し、手話の普及を推進します。

手話による情報取得や意思疎通が可能となるよう環境整備に努め、手話通訳を可能とする意思疎通支援者の確保及び資質向上を図ります。

【施策の展開】**■ 自立支援協議会で現状把握を行い、支援の充実に努めます。**

- 市広報やホームページ等で手話の紹介記事を掲載し、手話の普及・啓発を推進します。
- 図書館で手話に関する書籍の特設コーナーを設置し、手話への興味を持つきっかけを提供します。
- 引き続き、手話出前講座を実施し、地域団体、学校、児童館等に講師として聴者としてろう者を派遣します。
- 燕商工会議所、吉田・分水商工会が発行する事業所向けの広報誌にろう者（聴覚障がい者）に対する合理的配慮等に関する情報を事業所に提供し、働きやすい、利用しやすい環境整備に努めます。
- 手話サークル活動に対し支援を行い、活動の活性化を図ります。
- 手話奉仕員養成講座（入門編・基礎編）の開催を引き続き実施し、これから手話を学ぼうとする人の支援を行います。
- 手話スキルアップ研修会、要約筆記スキルアップ講座を引き続き開催するとともに、燕市聴覚障がい者協会と連携し、手話通訳者資格取得を目指す人の支援を行います。

⑪ 生活環境の整備

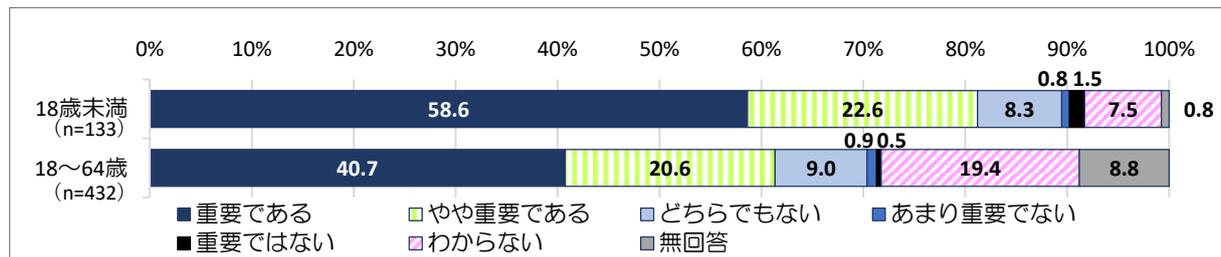
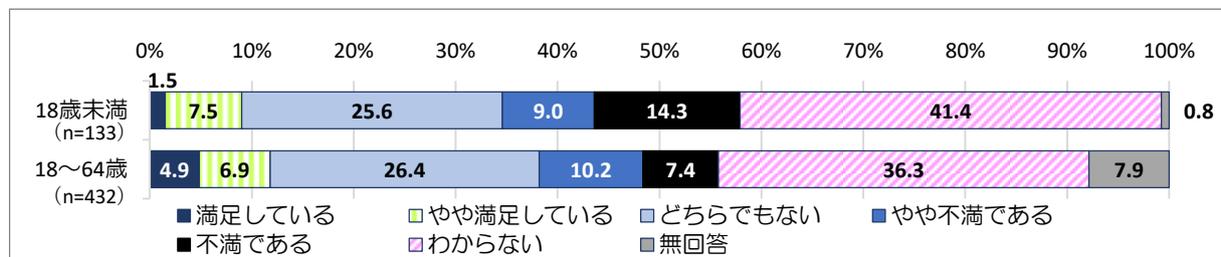
【現状と課題】

アンケート調査から、「障がい者が暮らしやすいまちづくり」に関して、本市の取組が「重要である」「やや重要である」と答えた人が多い一方で、「満足している」「やや満足している」と答えた人の割合は少ない結果となりました。

新潟県福祉のまちづくり条例に沿って、公共施設のバリアフリー化に努めてきた結果、公共施設等については施設の改善が順次進めています。関係課と連携した取組が今後も必要になると考えます。

「障がい者が暮らしやすいまちづくり」に関する暮らしの「満足度」と、本市の取組としての「重要度」について、あてはまるものはどれですか

満足度に「わからない」が多いことから、生活環境の整備についての周知を図ります。



【今後の方向性】

障がいのある人が暮らしやすい生活環境にするため、ユニバーサルデザインの考えのもと、建築物・道路・交通などにおける障壁を取り除き、全ての市民にとって安全・安心な生活環境の整備に努めます。

民間事業所を含めた施設設置者に対し、更なる理解と協力を求めていくとともに、全ての人が利用しやすい施設環境の整備を推進していきます。

【施策の展開】

- 社会福祉課（障がい福祉係）が、環境整備に関する関係各課、公共施設等の関係機関と情報の共有を図りながら、実態把握に努めます。
 - 関係機関と連携し、公共交通機関・施設の快適な利用に向け、多目的トイレの設置、トイレの洋式化など全ての人が利用しやすい施設の環境整備に努めます。
 - 新潟県福祉のまちづくり条例を遵守し、公共施設等の安全性と利便性を高めることに努めます。
 - ユニバーサルデザインの考えのもと、道路等の整備状況に関して、関係各課との情報共有と連携に努めます。

⑫ 防災・防犯体制の整備

【現状と課題】

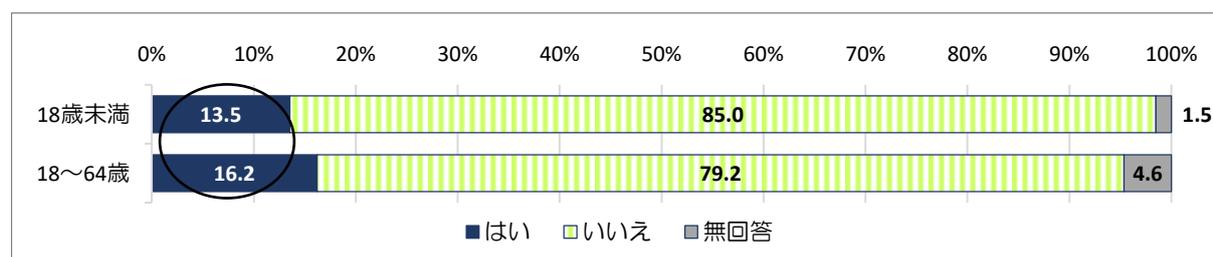
新潟県が作成した*ヘルプマーク（ストラップ）と*ヘルプカードを、令和元年8月から配布しています。災害時要支援者のリストを整備して自治会へ支援を要請するなど、関係課と連携して防災・防犯体制の整備を進めました。また、平成30年度より聴覚障がい者を対象とした避難訓練を実施し、障がい者の避難支援体制について検討を進めているところです。防犯については、日常的な見守りや支援等ができる地域の体制づくりに向け、自治会、民生委員、防災関係機関、社会福祉法人等との連携強化と情報共有を図ってきました。

避難場所での生活環境や避難方法に不安に感じている人も少なくないことから、指定避難所での障がい者への対応方法や、家族が不在の場合やひとり暮らしの場合にどのように避難の支援を行っていくかについて検討が必要です。

また、障がいのある人を犯罪被害等から守るため、日常的な見守りや支援等ができる地域の体制づくりを推進していく必要があります。

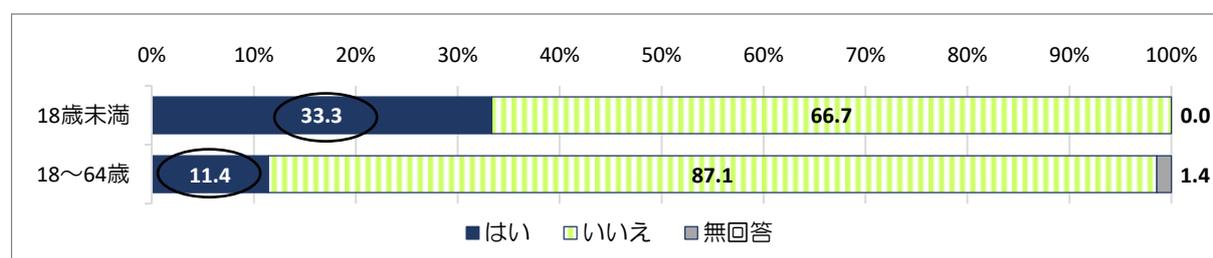
あなたはヘルプカードを所持していますか

所持している人は20%以下となっています。



あなたはヘルプカードを利用したことがありますか

18歳未満では「はい」が33.3%、18～64歳では11.4%となっています。

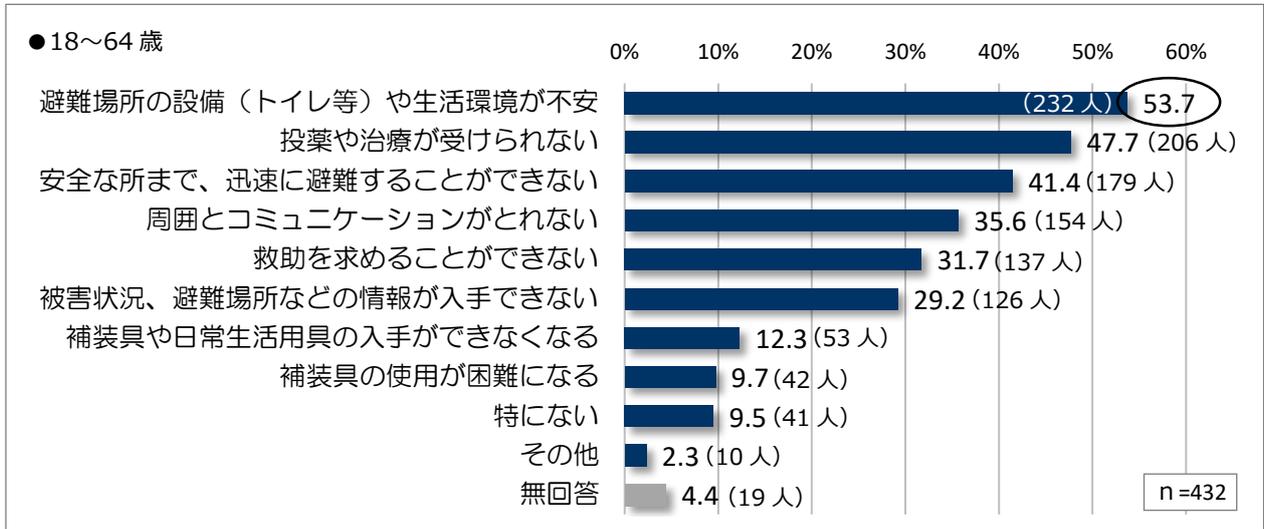


*：ヘルプマークとは、義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病の人、または妊娠初期の人など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人々が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成されたマークです。

*：ヘルプカードとは、援助や配慮を必要としている障がいのある人などが携帯し、いざという時に必要な支援や配慮を周囲の人をお願いするためのカードです。

災害時に困ることは何だと思えますか（複数回答）

「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が 53.7%と最も高く、次いで「投薬や治療が受けられない」が 47.7%、「安全な所まで、迅速に避難することができない」が 41.4%などとなっています。



【今後の方向性】

災害時に自力で避難することが困難な障がいのある人が、安全かつ確実に避難できるように、「地域防災計画」との連携を図りながら地域における避難支援体制の整備を図るなど、引き続き防災・防犯対策に努めます。

また、障がいのある人のニーズに応じた防災情報の提供や、非常時の連絡通報体制等の充実を図ります。

【施策の展開】

- 緊急時や災害時、日常の困った時に、障がいのある人が自分自身のことを的確に相手に理解してもらうことで、より早く配慮された周りの助けを受けやすくするために、「ヘルプカード」の普及を図ります。
- 災害時にいち早く情報伝達を行うため、燕市防災情報メール（防災つばめ〜ル）の登録を推進します。
- 障がいのある人に対する指定避難所での対応や、福祉避難所への移動及び避難所の運営等に加え、指定避難所での障がい者への対応方法についても検討します。
- 災害時の支援に限らず、日常的な見守りや支援等ができる地域の体制づくりに向け、自治会、民生委員、防災関係機関、社会福祉法人等との連携強化と情報共有を推進します。
- 聴覚・言語機能に障がいのある人のためにファクシミリによる 119 番通報の普及や緊急 web 版通報システムの登録者拡充に努めます。

(2) 共に学び、共に働き、共に活動できるまちづくり

① 雇用・就労、経済的自立支援の推進

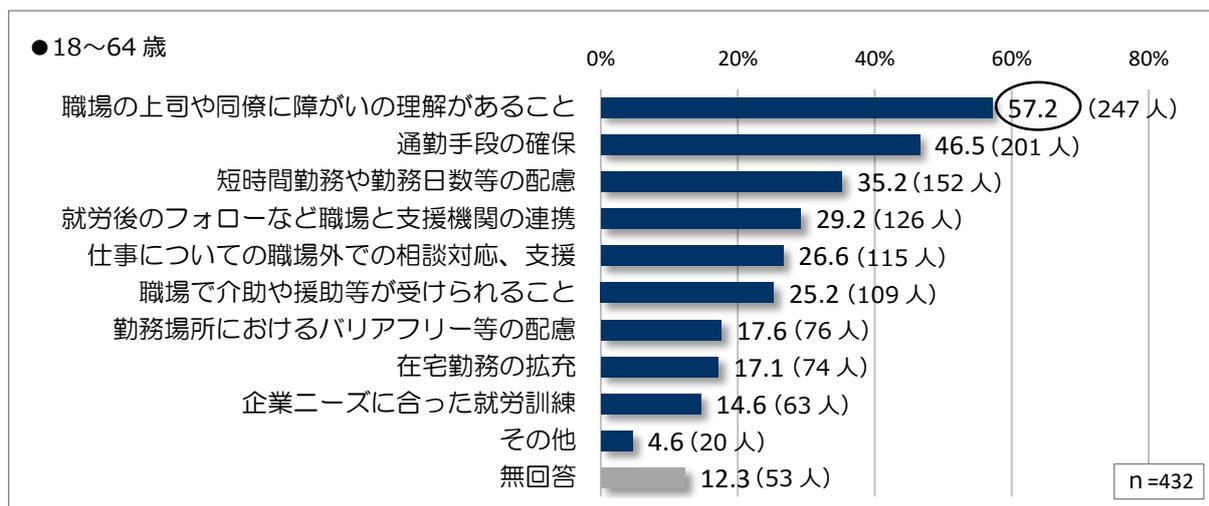
【現状と課題】

障がいのある人の雇用促進については、平成30年度より障害者雇用義務の対象として精神障がい者が加わり、法定雇用率が2.2%に引き上げられました。このような状況の中、巻公共職業安定所管内の企業における障がいがある人の実雇用率については、令和元年6月1日時点で2.25%（前年2.11%）で、県の2.12%（前年2.06%）を上回っています。福祉施設から一般就労への移行については、就労移行支援事業やハローワーク等の関係機関との連携強化や就労支援専門部会での取組などを行ってきましたが、引き続き、関係機関と連携した取組強化が求められています。

市内の障がい者就労施設等に通って働く人の工賃収入を向上させ、経済的自立支援の推進を図るため、企業等からの受注促進や自主生産品の販路拡大のほか、農業と福祉の連携などの取組を行ってきました。令和元年度には、市内の就労継続支援B型事業所8か所全てが月額工賃1万円を達成できましたが、新規開設の就労継続支援B型事業所もあることから、今後も福祉的就労の充実に向けた取組を行う必要があります。

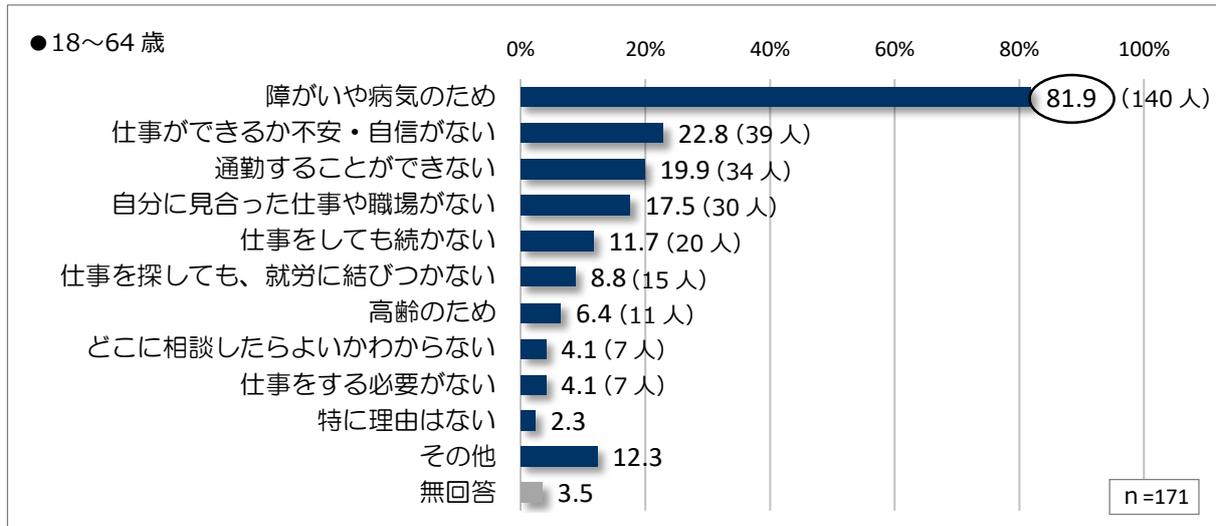
障がい者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか（複数回答）

「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が57.2%と最も高く、次いで「通勤手段の確保」が46.5%などとなっています。



仕事をしていない理由は何ですか（複数回答）

「障がいや病気のため」が81.9%と最も高くなっています。



【今後の方向性】

障がいのある人の日中の活動場所の確保と社会参加のきっかけづくり、また、働くことに自信を持てるよう福祉的就労の充実に引き続き取り組むとともに、就労支援事業所における就労移行・就労定着に向けた支援の質を高めていくことを目指します。

また、障がい者が一般就労をする上での必要な知識や能力の向上のための機会を提供するとともに、一般就労の推進に向けた企業等への働きかけと障がいの理解普及等を推進します。

【施策の展開】

- 障害者優先調達推進法に係る物品調達を推進するとともに、障がい者就労施設等への発注促進に向けた企業等へのPRを促進します。
- 障がい者就労施設等の工賃向上に向けた支援に取り組みます。
- 障がい者就労施設に就労準備・就労移行支援のスキルアップに向けた取組を推進します。
- ハローワーク・障がい者就業・生活支援センターとの連携強化し、障がいのある人の雇用環境の充実に努めます。
- 障がいのある人の就労の機会を確保するとともに、仕事量の増加を図るため、企業や事業主、農業関係者等に対する障がい者及び障がい福祉施策に関する普及・啓発を行います。

② スポーツ・文化活動の促進

【現状と課題】

令和元年度は、国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭の一環として、毎年開催している「燕市中央公民館文化祭」において、「障がい者作品展」と「車いすダンスパフォーマンス」を開催し、障がいのある人へ社会参加の機会を提供しました。

市内の障害福祉サービス事業所等では、障がいのある人に創作活動を通して生きがいや自己実現につなげてもらうため、書道や陶芸などの学習機会や公民館などにおいて作品の発表の場を提供しています。

また、運動会の開催や水泳教室に参加している障害福祉サービス事業所等もあり、楽しみながらスポーツへ取り組む機会を提供しています。

引き続き障害福祉サービス事業所と連携し、障がいのある人が参加できる作品展やスポーツ教室などの情報提供や開催場所の確保などの支援に努める必要があります。

更に、県内の障がい者団体が主催する作品展についても、本市のホームページを通じて情報提供を行っており、引き続き障がいのある人が文化活動に加えスポーツ活動にも参加できるよう情報提供に努める必要があります。

本市主催の講演会等では、必要に応じて手話通訳や要約筆記等の情報保障を行っており、引き続き安心して聴講できる環境整備に努める必要があります。

【今後の方向性】

障がいのある人が参加できるスポーツ・文化活動の情報提供を進めるとともに、事業所等が実施する作品展等への支援を検討します。

障がいのある人へ学びの場を提供するため、障がいによって情報が得られない人に対し、安心して聴講できる環境整備に努めます。

【施策の展開】

- 各種情報の収集を行い、事業所等と連携して活動場所の確保に努め、事業所が実施する作品展等への支援を行います。
- 県内障がい者スポーツ大会や作品展等の文化活動に関する情報を収集し、障がいのある人への情報提供に努めます。
- 障がいのある人の講演会、学習機会等への参加を促進するため、必要に応じて手話通訳、要約筆記等の情報保障を行います。

③ 保育・教育体制の充実

【現状と課題】

幼稚園・保育園・認定こども園に対しては、巡回訪問を実施し、障がいのある子ども一人ひとりの特性に沿った適切な支援に向けた助言や支援を行うことで、早期支援の強化に努めています。

また、個別の指導計画等の整備を図り、保健・医療・教育・福祉等関係機関との連携した支援を推進していく必要があります。

特別支援教育については、児童・生徒数に応じて特別支援教育支援員等を配置することにより、障がいのある児童・生徒と保護者の意見や教育的ニーズを把握しながら、きめ細かな支援を行えるよう図っています。

また、障がいのある幼児・児童・生徒（以下「障がいのある子ども」という。）に提供される配慮や学びの場の選択肢を増やし、障がいの有無に関わらず可能な限り共に教育を受けられるように条件整備を進めるとともに、個々の教育的ニーズに最も的確に答える指導を受けることのできる、*インクルーシブ教育システム（包容する教育制度）の構築を図っていく必要があります。

【今後の方向性】

障がいのある児童・生徒が就学前から卒業まで切れ目ない指導・支援を受けられるよう、保健・医療・保育・教育・福祉等関係機関が連携してライフステージに応じた「将来を見据えた支援」を提供する体制の構築に取り組みます。また、多様な学びの場を提供するため特別支援教育の充実に努めるとともに、障がいのある子どもを含む多様な子どもたちが同じ場で学び、その時点で教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できる多様で柔軟な仕組みづくりについても検討を進めます。

【施策の展開】

- 専門的できめ細かな助言や支援を継続的に行うため、幼稚園・保育園・認定こども園に対し、専門職による計画的な巡回訪問を行います。
- 特別支援教育を充実させるため、児童・生徒数に応じて特別支援教育支援員等を配置し、きめ細かな支援を行います。
- 障がいの有無に関わらず可能な限り子どもたちが共に教育を受けられるよう、インクルーシブ教育システムの構築を図ります。

*：インクルーシブ教育システムとは、障害者の権利に関する条約において、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組みとされています。

(3) 支え合いにあふれ、共に生きるまちづくり

① 障がいに対する理解促進

【現状と課題】

燕市社会福祉協議会と共催で、障害者週間の時期に合わせて、『こころのバリアフリー啓発イベント』を実施しています。また、市役所では障害者差別解消法の理解及び障がいの正しい理解の促進を目的に、市職員向けの研修を毎年実施しています。

障がいに対する理解促進を図るためには、地域や学校の間など様々な場所・機会を通じて、障がいに関心を持ってもらうことや理解を深めてもらうことができるよう、内容を充実させていくことが必要です。

【今後の方向性】

ノーマライゼーションの理念に基づく地域共生社会の実現に向けて、障がいへの理解を深め、偏見や差別の解消を図るため、障がいのある人が自分らしくいきいきと暮らしていける地域づくりを目指します。

【施策の展開】

- こころのバリアフリー啓発イベントを継続開催し、障がいに対する正しい知識と理解の啓発に努めます。
- 広報つばめやホームページを通じて障がいへの理解の普及啓発に努めます。
- 学校や地域において福祉・人権に関する普及啓発に努め、福祉教育等を行うことにより、助け合い・支え合う心の醸成を図ります。
- 障がいを理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行います。

② ボランティア・支え合い活動の促進

【現状と課題】

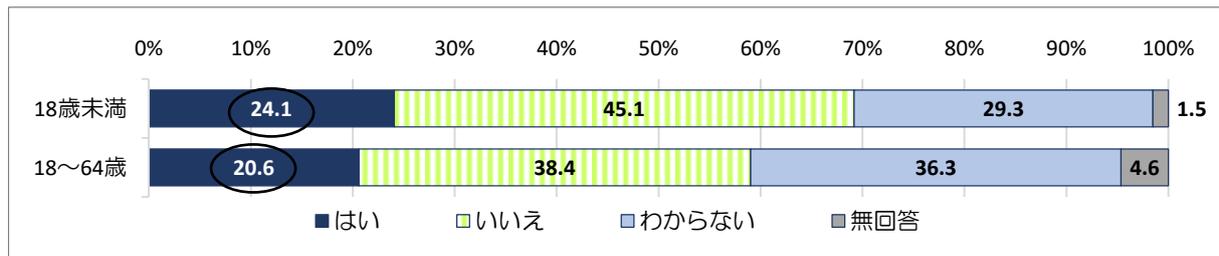
ボランティア活動は、障がいのある人の自立や社会参加を促進するために重要な役割を担っています。障がいのある人に対するボランティアは、手話、要約筆記、音声役等の幅広い分野で活動しています。

また、社会福祉協議会に委託し、まちづくり協議会のエリア全13地区中、8地区に支え合い活動推進委員会を立ち上げ、身近な相談所の設置やワークショップの開催等、特色を持って地域の課題に取り組んでいます。

今後、社会福祉協議会と連携し、市内13地区全てのまちづくり協議会エリアで支え合い活動推進委員会を設置できるよう取組を進めるとともに、障がいのある人も含め、誰もがその人らしく暮らせるよう、地域生活を支えるボランティアの育成に努め、「地域共生社会」の実現を目指し、福祉のまちづくりを推進していく必要があります。

家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなただけを助けてくれる人はいますか

18歳未満は「はい」が24.1%、18～64歳は20.6%となっています。



【今後の方向性】

支え合い活動の推進母体となる地区支え合い活動推進委員会の設置を今後も継続し、全13地区に設置できるよう努め、人と人との「支え合い」や「助け合い」により、障がいのある人も含め、誰もが安心して暮らせるよう、地域の支え合い活動を推進します。

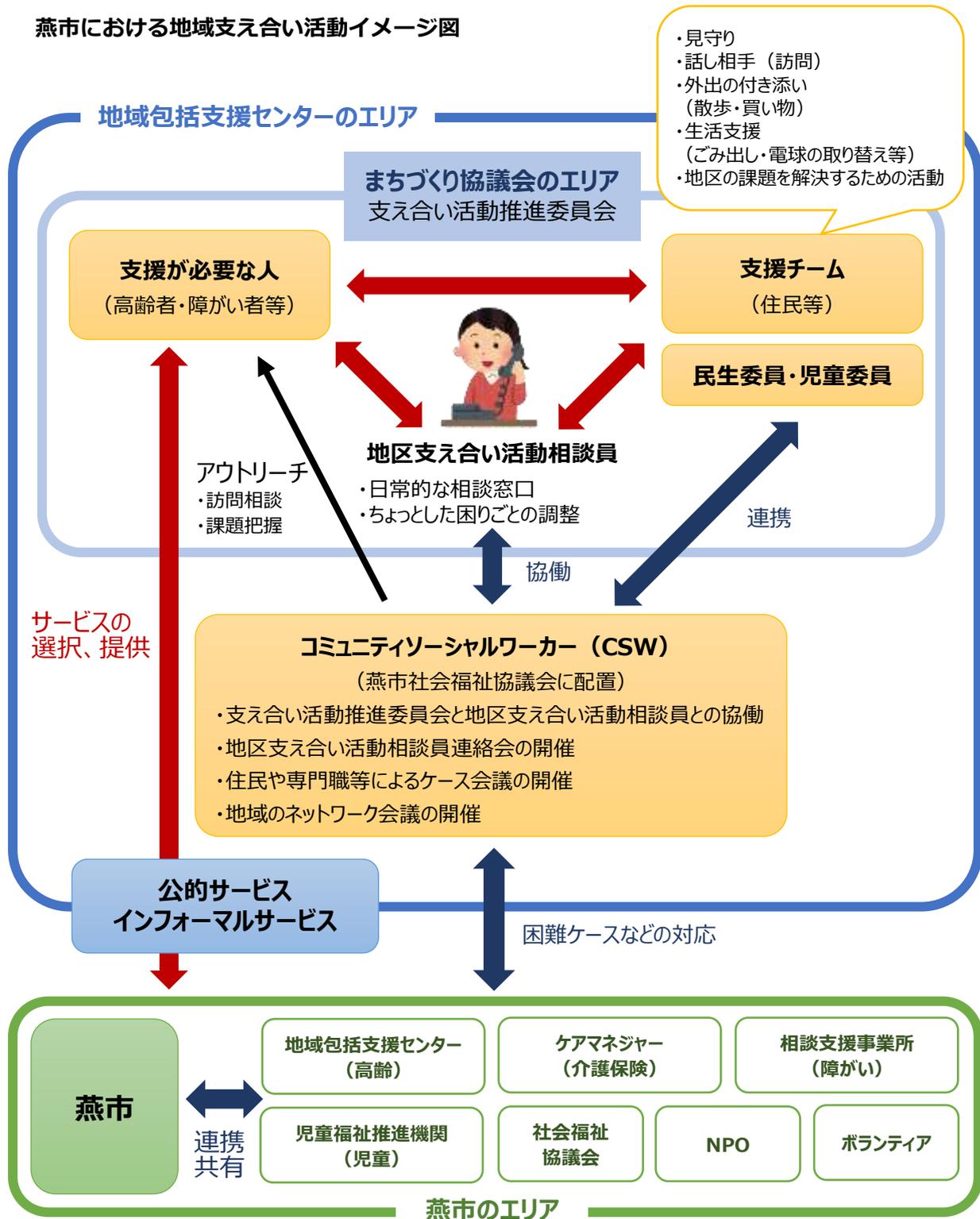
また、「地域共生社会」の実現を目指し、他の燕市委託事業や社会福祉協議会事業を活用し、誰もが住みなれた地域でその人らしく暮らせる地域づくりを促進します。

【施策の展開】

- 社会福祉協議会や地域活動支援センターと連携し、地域の支え合い体制の拡大に向け取組に努めます。
- * コミュニティソーシャルワーカーと連携し、地域の支援体制の整備と地域福祉の充実に努めます。
- 社会福祉協議会を通じボランティアの人材育成や活動支援に努めます。

*：コミュニティソーシャルワーカーとは、地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する個別支援と、それらの人々が暮らす生活圏の環境整備や住民のネットワーク化といった地域支援を行う人のことです。

燕市における地域支え合い活動イメージ図



第4章 第6期燕市障がい福祉計画及び 第2期燕市障がい児福祉計画

1 計画の成果目標

(1) 障がい児等支援の体制整備【第2期燕市障がい児福祉計画部分】

【現状と課題】

前期計画では、『つながる支援体制の構築を図る。』『児童発達支援センターの在り方について検討する。』『保育所等訪問支援を実施する事業所の確保に努める。』『重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保に努める。』『医療的ケア児支援のための協議の場について検討する。』を成果目標に掲げました。

つながる支援体制については、乳幼児期から学校卒業後まで途切れない支援を行うため、保健・医療・保育・教育・福祉等関連部署による協議を進め、連携して支援する体制を構築しました。この体制の強化を図り、早期から切れ目のない支援を充実させていく必要があります。

児童発達支援センターの在り方については、他の相談窓口との役割分担や職員の配置などの課題が多く、自立支援協議会における協議は停滞しています。燕市が既に有している機能や課題の整理を行い、児童発達支援センターの在り方について検討を進める必要があります。

保育所等訪問支援を実施する事業所は、平成30年度に1か所開設されました。障がいのある子どもが、地域の保育所等の集団生活に適応し、健やかに暮らす社会の実現を目指し、保育所等訪問支援の利用者拡大を図る必要があります。

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保については、本市に支援やサービスを提供する事業所が少ないこともあり、障がいのある子どもやそのご家族の期待に必ずしもお応えできていない現状があります。特に、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所は市内にはないため、その確保を図る必要があります。

医療的ケア児支援のための協議の場の設置については、燕地区重症心身障がい児・医療的ケア児在宅支援連絡会と情報共有を行い、検討を進めました。引き続き、同連絡会との連携を密にしながら、医療的ケア児支援のための協議の場の設置について検討していきます。

| |
|---|
| <p>国の基本指針</p> |
| <p>1 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。 令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。 <p>2 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。 <p>3 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。 |
| <p>燕市の方向性</p> |
| <p>つながる支援体制の充実・強化、児童発達支援センターの在り方、保育所等訪問支援の充実について、自立支援協議会の専門部会にて協議する。</p> <p>重症心身障がい児や医療的ケア児など、専門的なサービスについて、適切な提供ができるよう体制の整備を図る。</p> |
| <p>燕市の成果目標</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ■ つながる支援体制の充実・強化に努める。 ■ 児童発達支援センターの在り方について検討する。 ■ 保育所等訪問支援の利用者の拡大に努める。 ■ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保に努める。 ■ 医療的ケア児支援のための協議の場の設置及びコーディネーターの配置について検討する。 |
| <p>考え方</p> |
| <p>障がいのある子どもが住み慣れた地域で安心して暮らせる支援の観点から、国の基本指針及び地域の実情に基づき、重要度と実現可能性を考慮して成果目標を設定する。</p> <p>また、本市独自の取組である「つながる支援」は、障がいのある子どもを早期から切れ目なく支援することに寄与しており、乳幼児期から学校卒業後まで途切れない支援を行うため、引き続き取組を進め、支援体制の充実を図る。</p> |

成果目標達成に向けた施策の展開

- つながる支援体制を充実・強化するため、保健・医療・保育・教育等関連部署との連携を促進する。
- 児童発達支援センターの在り方を検討するため、関係機関と児童発達支援センターが持つべき機能や課題について協議を進める。
- 障がいのある子どもの発達を支援するため、相談支援事業所と情報共有を図るとともに、保育部門との連携を強化する。
- 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保するため、自立支援協議会でニーズや課題について協議する。
- 医療的ケア児支援のための協議の場の設置及びコーディネーターの配置について検討するため、関係機関に働きかけを行う。

(2) 相談支援体制の機能強化

【現状と課題】

平成26年4月、相談支援の充実・強化を推進するため、基幹相談支援センターを設置し、総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、地域における相談支援体制の強化に取り組んできました。

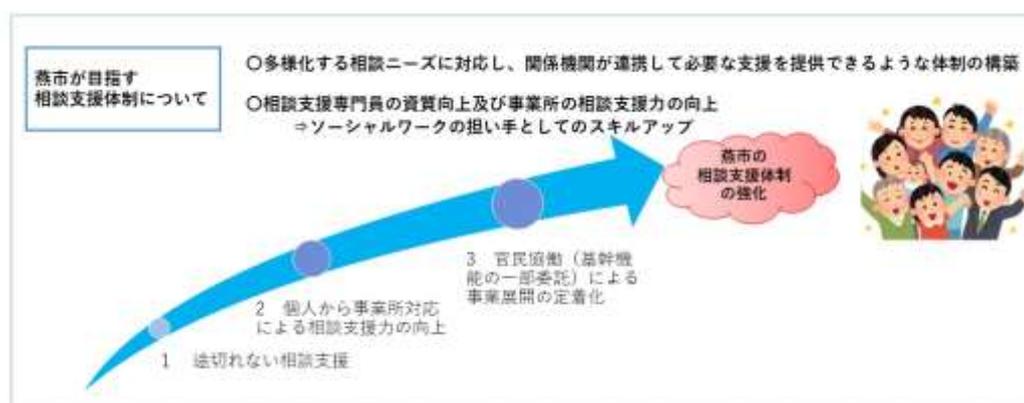
基幹相談支援センターの運営は、設置当初から当該センター機能の一部を民間事業所に委託し、官民協働で相談支援体制整備に向けた取組を進めるとともに、自立支援協議会の相談支援専門部会や相談支援機関連絡会を活用し、地域課題の抽出や課題解決に向け協働した活動を行っています。

課題として、相談支援専門員の定着や異動による質の低下を生じさせない事業所の体制づくりや、複雑・多様化する相談ニーズに対応できる支援体制の構築に向けた地域づくり・地域援助の推進があげられます。

| 国の基本指針 | |
|---|---|
| 令和5年度末までに、各市町村または各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。 | |
| 総合的・専門的な相談支援 | ・障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定する。 |
| 地域の相談支援体制の強化 | ・地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込みを設定する。 ・地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込みを設定する。 ・地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数を見込みを設定する。 |
| 燕市の方向性 | |
| 総合的・専門的な相談支援 | すでに基幹相談支援センターを設置し、障がいのある人の各種ニーズに対応した相談支援を実施している。 |
| 地域の相談支援体制の強化 | 基幹相談支援センターが基軸となり、これまで以上に関係機関と連携して、相談支援体制の強化に取り組む。 |



| 燕市の成果目標 | |
|--|--|
| <p>地域の相談支援体制の強化</p> | <p>相談支援専門員の資質向上及び事業所の相談支援力の向上。</p> <p>① 地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言 97 件を目指す。</p> <p>② 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数 10 件を目指す。</p> <p>複雑・多様化する相談ニーズに対応し、関係機関が連携して必要な支援を提供できる支援体制の構築。</p> <p>③ 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数 10 件を目指す。</p> |
| 考え方 | |
| <p>①地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言 97 件を目指す。</p> <p>②地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数 10 件 を目指す。</p> <p>③ 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数 10 件を目指す。</p> | <p>地域の相談支援事業所に対する指導・助言の件数。平成29年度から令和2年度までの相乗平均を、令和2年度の見込値に乗じて算出。</p> <p>※相談支援事業所内での相談支援力が向上するため、年々減少する見込み。</p> <p>基幹相談支援センターが開催する相談支援機関連絡会、相談支援専門員研修等の開催回数。</p> <p>地域の相談機関（地域包括支援センター等）との連携を目的とした会議・研修会など（基幹相談支援センター及び委託相談支援事業所による）。</p> |
| 成果目標達成に向けた施策の展開 | |
| <p>■ 研修会の開催、相談支援機関連絡会の運営など、基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制強化に取り組む。</p> <p>■ 自立支援協議会（相談支援専門部会・つばめで暮らそう部会）と連携した施策を推進する。</p> <p>■ 児童福祉部門との連携を強化する。</p> <p>■ 教育・医療・保健など、地域にある関係機関との相互理解を促進する。</p> | |



(3) 福祉的就労の充実と福祉施設から一般就労への移行促進

① 福祉的就労の充実（燕市独自目標）

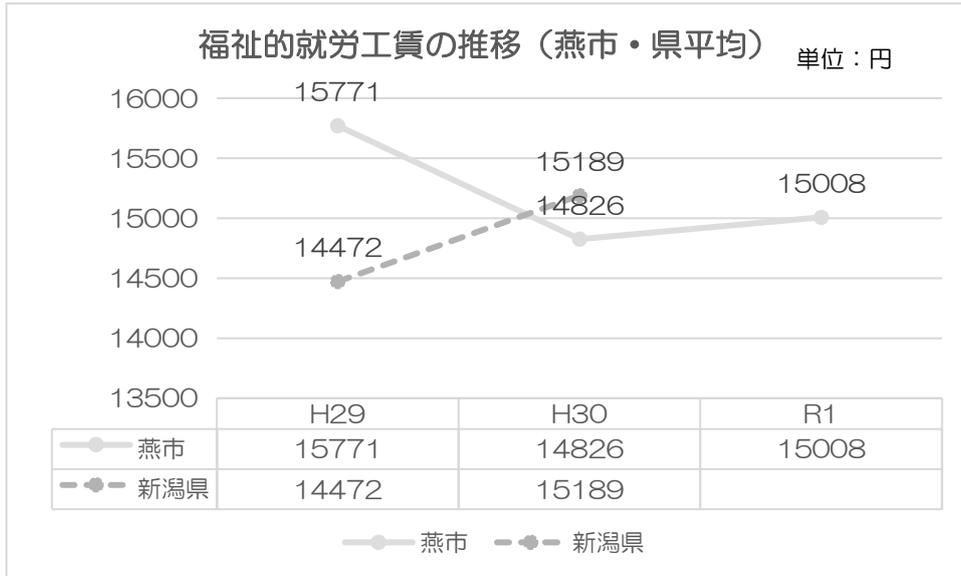
【現状と課題】

前期計画では、『(市内の就労継続支援B型事業所の) 福祉的就労工賃 17,500 円/月を目指す。』、『全事業所(市内の就労継続支援B型事業所)の福祉的工賃 10,000 円/月以上を目指す。』を成果目標に掲げ、農福連携の推進や障害者就労施設等が販売している物品や受託できる作業のPR強化など、官民協働で取り組んできました。

市内の就労継続B型事業所の平均工賃は、平成30年度が14,826円/月、令和元年度は15,008円/月と増加したものの、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大による経済への影響により、前年度を下回ることが予想され、成果目標の達成は困難と言わざるを得ません。一方、令和元年度の就労継続支援B型事業所の平均工賃は、全ての事業所で平均10,000円/月を超えていることから、事業所の底上げが図られてきています。

今後も引き続き、事業所の工賃向上を支援する取組を自立支援協議会の就労支援専門部会が中心となって協議するとともに、商工・農業分野と福祉分野の連携強化に取り組むことが必要です。

| |
|--|
| 燕市の方針 |
| <p>国の基本指針は、一般就労への移行を重視しているものの本市が従来から重視してきた福祉的就労の推進は、多くの障がいのある人にとって日常生活の自立と生きがいとして、かけがえのない支援となっているため、福祉的就労の工賃向上を本市独自の成果目標とする。</p> |
| 燕市の方向性 |
| <p>事業所に対する工賃向上に向けた支援体制の構築及び効果的な支援策について継続して検討を行う。</p> |
| 燕市の成果目標 |
| <p>■ 令和5年度までに、就労継続支援B型事業所の平均工賃16,000円/月を目指す。</p> |
| 考え方 |
| <p>令和元年度の実績15,008円を基準とし、毎年の増加率を2.2%と見込み算出。</p> |
| 成果目標達成に向けた施策の展開 |
| <ul style="list-style-type: none"> ■ 自立支援協議会就労支援専門部会等において、工賃向上に向けた支援体制のあり方を検討する。 ■ 就労系サービス事業所情報交換会での情報交換・連携強化を図る。 ■ 就労継続支援事業所が策定する工賃向上計画のヒアリング調査を引き続き実施する。 ■ 農福連携、商福連携を推進する。 |



② 福祉施設から一般就労への移行

【現状と課題】

前期計画では、『一般就労移行者数 10 人をめざす。』を成果目標に掲げましたが、令和元年度の一般就労移行者数は 9 人と目標を若干下回る結果となりました。

前期計画中には、公共職業安定所や商工会議所、障がい者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所等と連携し、企業訪問や障がい特性を学べる講座の開催など、障がいのある人の雇用に関する理解促進や障がい特性に配慮した職場環境づくりの促進を支援する取組を行ってきました。

令和3年3月より、一般事業主の障がい者雇用率が 2.2%から 2.3%に引き上げられることから、企業への障がいに対する理解促進や関係機関との連携強化などを図るなど、福祉施設から一般就労への移行を強化する取組がより一層求められています。

| |
|--|
| 国の基本指針 |
| 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定にあたっては、令和元年度の一般就労への移行実績の 1.27 倍以上とすることを基本とする。この際、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれ令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定める。 |
| 燕市の方向性 |
| 公共職業安定所などの関係機関と連携し、企業と福祉施設との繋がりを強化していく取組を実施する。 |
| 燕市の成果目標 |
| <ul style="list-style-type: none"> ■ 令和5年度中の一般就労移行者数 12 人を目指す。 [内訳] 就労移行支援事業所を通じて一般就労する者 10 人を目指す。 就労継続支援A型事業を通じて一般就労する者 1 人を目指す。 就労継続支援B型事業を通じて一般就労する者 1 人を目指す。 |
| 考え方 |
| 令和元年度の実績9人を基準とし、年間 1 名ずつの増加を見込む。 |
| 成果目標達成に向けた施策の展開 |
| <ul style="list-style-type: none"> ■ 公共職業安定所及び商工会議所などと連携して、企業に対し、障がい及び障がい者支援に関する理解促進を強化する。 ■ 就労移行支援事業所や障がい者就業・生活支援センターなどの関係機関が連携し、就労準備から職場定着までの一貫した支援を実施できるネットワークの形成に努める。 |

③ 就労定着支援事業の利用者数（新規）

【現状と課題】

障がい者雇用が増加する中で、就労に伴う生活上の支援ニーズや課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行う障害福祉サービスとして新設された就労定着支援事業ですが、市内において就労定着支援事業の指定を受けている事業所はなく、就労定着支援の利用者は現在のところありません。

市内の就労系事業所が集まる情報交換の機会を活用し、事業の周知やヒアリングを実施したところ、事業の開設について検討している事業所もありますが、就職者数の要件が合わない等の理由により事業の開始には至っていないのが現状です。一方、近隣地域では、就労定着支援事業所が増えつつあることから、必要に応じて障がいのある人への情報提供を行う必要があります。

障がいのある人の就労後の定着に係る支援が重要となっていることから、引き続き市内の就労系事業所への事業周知及びヒアリングを行うなど、事業所の確保に向けた取組が必要です。

| |
|--|
| 国の基本指針 |
| 障がい者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定することとし、就労定着支援事業の利用者数については、各地域における就労定着支援事業の事業所数等を踏まえたうえで、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。 |
| 燕市の方向性 |
| 就労定着支援事業所が市内にないことから、引き続き事業の周知を行うなど、事業所の確保に努める。 |
| 燕市の成果目標 |
| ■ 就労定着支援事業利用者数3人を目指す。 |
| 考え方 |
| 現在就労移行支援事業を利用している人より、年間1名ずつの増加を見込む。 |
| 成果目標達成に向けた施策の展開 |
| <ul style="list-style-type: none"> ■ 主に就労系事業所に対して、事業周知及びヒアリングを行う。 ■ 障がいのある人に対して、就労定着支援事業及び実施事業所についての情報提供を行う。 |

④ 就労定着支援利用による職場定着率

【現状と課題】

前期計画においては、国の基本指針で『各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率を80%以上となることを目指し、地域の実情を踏まえて設定』とされたことを受け、本市では『職場定着率の向上を図る。』との成果目標を掲げました。しかし、市内において就労定着支援事業の指定を受けている事業所がないことから、成果目標の達成には至りませんでした。

前述のとおり、まずは障がいのある人の就労後の定着に係る支援が重要となっていることから、引き続き就労系事業所への事業周知及びヒアリングを行うなど、事業所の確保に向けた取組が必要です。

| |
|---|
| 国の基本指針 |
| 就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。 |
| 燕市の方向性 |
| 就労定着支援事業所が市内にないことから、引き続き事業の周知を行うなど、事業所の確保に努める。 |
| 燕市の成果目標 |
| ■ 就労定着支援事業の指定を受けた事業所数1事業所以上を目指す。 |
| 考え方 |
| 本計画期間中、1事業所を確保する。 |
| 成果目標達成に向けた施策の展開 |
| ■ 主に就労系事業所に対して、事業周知及びヒアリングを行う。 |

(4) 福祉施設の入所者の地域生活への移行促進

【現状と課題】

令和元年度の実績は、地域移行者数0人、入所者削減数は2人増で、目標値を大きく下回る状況となっています。

これは、施設入所利用者の障がいの重度化や高齢化により、地域生活へ移行できる対象者が年々減少していることなどが要因と考えられます。

また、利用者の親世代も高齢化しており、将来についての悩み・不安を深くしていることから、グループホーム等への地域移行については、こうした不安等を解消しながら、丁寧に進めていく必要があります。

一方で、施設入所利用者の中には、地域で生活できる可能性がありながら、家族の就労状況等により長期入所を継続している人もいます。施設入所利用については、障がいある人ご自身のニーズや入所の必要性について、十分検討した上で支給決定が行われる必要があることから、相談支援に従事する者の資質の向上が求められます。

| |
|--|
| 国の基本指針 |
| <ol style="list-style-type: none"> 1 令和5年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定にあたっては、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。 2 令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。 |
| 燕市の方向性 |
| <p>入所施設、相談支援事業所と協働し、適切なサービス利用についての共通認識を持ち、支援方針を検討する。</p> |
| 燕市の成果目標 |
| <ul style="list-style-type: none"> ■ 地域移行者数1人を目指す。 ■ 入所者削減数1人を目指す。 |
| 考え方 |
| <p>施設入所利用者の障がいの重度化・高齢化により、地域生活へ移行できる対象者が減少している。また、介護者の高齢化や就労等の理由から年々入所希望者が増加しており、このような地域の実情を勘案して目標を設定した。</p> <p>地域移行者数については、本人の状態からグループホームへの移行が可能と思われる人を1人見込んだ。</p> <p>入所者削減数については、上記グループホーム移行者1人に加え、高齢化による身体機能の低下から介護施設への移行が適切と思われる人を1人、合わせて2人の削減を見込んだ。しかし、新規入所者を1人見込んでいるため、差し引き1人の削減とした。</p> |

成果目標達成に向けた施策の展開

- 地域移行に向けて、入所施設・相談支援事業所による、本人とご家族の意向確認を実施する。
- 地域で暮らしたいという意向のある人については、地域移行支援事業・地域定着支援事業等の提案を行う。
- 本人やご家族の地域移行に対する不安解消等に対して細やかな支援を実施するため、基幹相談支援センターが中心となり、相談支援に従事する者の資質の向上を図る。

(5) 地域生活支援拠点等の整備

【現状と課題】

地域生活支援拠点等の整備については、これまで自立支援協議会全体会で検討を進めてきましたが、令和2年度より自立支援協議会つばめで暮らし部会を設置し、より具体的な協議を行っていくこととなりました。

地域生活支援拠点等を着実に確保するため、地域の実情等を踏まえた段階的な目標を設定し、必要な取組を検討する必要があります。

| |
|---|
| 国の基本指針 |
| 地域生活支援拠点等について、令和5年度末までに各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。 |
| 燕市の方向性 |
| 自立支援協議会つばめで暮らし部会を中心に、地域の実情等を踏まえた段階的な目標を設定し、令和5年度末までに地域生活支援拠点等を確保するために必要な取組を検討していく。 |
| 燕市の成果目標 |
| <ul style="list-style-type: none"> ■ 令和5年度末までに地域生活支援拠点等1か所を確保する。 |
| 考え方 |
| <p>障がいのある人等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、専門性を有し、地域生活において障がいのある人等やその家族の緊急事態への対応を地域の実情に応じて実現性のある形で整備していく。</p> <p>そのために、今ある社会資源を有効活用し、段階的に強化していく。具体的には、緊急時の迅速・確実な相談支援の実施と短期入所等の活用で、地域における生活の安心感の担保を図る。また、体験の機会の提供を通じて、施設や親元からグループホームや一人暮らし等への生活の場への移行をしやすくする支援提供体制の整備を図る。</p> |
| 成果目標達成に向けた施策の展開 |
| <ul style="list-style-type: none"> ■ 地域生活支援拠点等整備のために地域診断を実施する。 ■ 自立支援協議会で、地域の実情を踏まえ、目指すべき整備方針を検討する。 ■ 整備方針を踏まえ、運用上の課題共有や人材育成のための研修などを行う。 |

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【現状と課題】

障害福祉サービス等が多様化したことにより、市町村の職員には障害者総合支援法の具体的な内容を理解するとともに、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、適切な障害福祉サービス等の提供がなされているか検証を行うことが求められています。

本市では、県が実施する障害福祉サービス等に係る研修会等に例年参加するとともに、障害者自立支援審査支払等システムなどを活用した請求内容のチェックを行ってききましたが、障害福祉サービス等の質を一層向上させるため、その取組を実施する体制を構築する必要があります。

| 国の基本指針 | |
|---|---|
| 令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。 | |
| 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用 | 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。 |
| 障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有 | 障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込みを設定する。 |
| 燕市の方向性 | |
| 『障害福祉サービス等に係る各種研修の活用』については、県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等へ市職員を参加させることで各種研修の活用を図る。 『障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有』については、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果等を分析・活用し、事業所や関係自治体等と必要な情報の共有を図る体制を構築する。 | |
| 燕市の成果目標 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ■ 障害福祉サービス等に係る各種研修に、年2回参加する。 ■ 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有を年1回行う。 | |
| 考え方 | |
| 都道府県等が実施する障害福祉サービス等に係る研修等への参加や障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有等を実施し、障害福祉サービス等の質の向上に取り組む。 | |
| 成果目標達成に向けた施策の展開 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ■ 県等が実施する障害福祉サービス等に係る研修会等へ参加する。 ■ 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果等を分析・活用し、事業所や関係自治体等と必要な情報の共有を図る。 | |

2 活動指標としての見込量

[活動指標としての見込量の体系]

※項目ごとに、サービスや支援の内容及び見込量の詳細を記載してあります。

(1) 福祉施設から一般就労への移行等の内容及び見込量

(2) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの内容及び見込量

- | | |
|--------------|------------------|
| ① 居宅介護 | ⑫ 就労継続支援B型 |
| ② 重度訪問介護 | ⑬ 就労定着支援 |
| ③ 同行援護 | ⑭ 療養介護 |
| ④ 行動援護 | ⑮ 短期入所 |
| ⑤ 重度障害者等包括支援 | ⑯ 自立生活援助 |
| ⑥ 生活介護 | ⑰ 共同生活援助 |
| ⑦ 自立訓練（機能訓練） | ⑱ 施設入所支援 |
| ⑧ 自立訓練（生活訓練） | ⑲ 地域生活支援拠点等 |
| ⑨ 宿泊型自立訓練 | ⑳ 計画相談支援 |
| ⑩ 就労移行支援 | ㉑ 地域相談支援（地域移行支援） |
| ⑪ 就労継続支援A型 | ㉒ 地域相談支援（地域定着支援） |

(3) 児童福祉法に基づく障がい児支援の内容及び見込量

- | | |
|---------------|-------------------------------------|
| ① 児童発達支援 | ⑤ 保育所等訪問支援 |
| ② 医療型児童発達支援 | ⑥ 障がい児相談支援 |
| ③ 居宅訪問型児童発達支援 | ⑦ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置 |
| ④ 放課後等デイサービス | |

(4) 発達障がい者等に対する支援の内容及び見込量

- | | |
|--|----------------------------|
| ① ペアレントトレーニングや ペアレントプログラム等の 支援プログラム等 | ② ペアレントメンター ③ ピアサポートの活動 |
|--|----------------------------|

(5) 精神障がいにも対応した包括ケアシステムの内容及び見込量

- | | |
|-----------------------|-----------------|
| ① 保健、医療及び福祉関係者による協議の場 | ③ 精神障がい者の地域定着支援 |
| ② 精神障がい者の地域移行支援 | ④ 精神障がい者の共同生活援助 |
| | ⑤ 精神障がい者の自立生活援助 |

| (6) 相談支援体制の充実・強化する取組の内容及び見込量 | |
|------------------------------|----------------|
| ① 総合的・専門的な相談支援 | ② 地域の相談支援体制の強化 |

| (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築の内容及び見込量 | |
|--|----------------------------------|
| ① 障害福祉サービス等に係る 各種研修の活用 | ② 障害者自立支援審査支払等 システムによる審査結果の共有 |

| (8) 地域生活支援事業の内容及び見込量 | |
|----------------------|----------------|
| ① 理解促進研修・啓発事業 | ⑥ 意思疎通支援事業 |
| ② 自発的活動支援事業 | ⑦ 日常生活用具給付等事業 |
| ③ 相談支援事業 | ⑧ 移動支援事業 |
| ④ 成年後見制度利用支援事業 | ⑨ 地域活動支援センター事業 |
| ⑤ 成年後見制度法人後見支援事業 | ⑩ その他事業 |

(1) 福祉施設から一般就労への移行等の内容及び見込量

就労移行支援事業所及び就労継続支援（A型・B型）の利用者に対し、一般就労への移行を支援します。

| 就労移行支援からの移行者数 | 第4期実績 | 第5期実績 | | | 第6期見込量 | | |
|---------------|--------|--------|-------|------------|--------|-------|-------|
| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度(見込み) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 見込量(人) | - | - | - | 8 | 8 | 9 | 10 |
| 実績(人) | 8 | 4 | 7 | 3 | - | - | - |

※各年度1か月当たりの平均

| 就労継続支援A型からの移行者数 | 第4期実績 | 第5期実績 | | | 第6期見込量 | | |
|-----------------|--------|--------|-------|------------|--------|-------|-------|
| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度(見込み) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 見込量(人) | - | - | - | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 実績(人) | 3 | 1 | 1 | 0 | - | - | - |

※各年度1か月当たりの平均

| 就労継続支援B型からの移行者数 | 第4期実績 | 第5期実績 | | | 第6期見込量 | | |
|-----------------|--------|--------|-------|------------|--------|-------|-------|
| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度(見込み) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 見込量(人) | - | - | - | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 実績(人) | 2 | 0 | 1 | 0 | - | - | - |

※各年度1か月当たりの平均

| | |
|----------------|---|
| 見込量設定にあたっての考え方 | 国の基本指針を踏まえつつ、令和元年度の実績を基準とし、年間1名ずつの増加を見込む |
| 見込量確保のための方策 | 1) 公共職業安定所及び商工会議所などと連携して、企業に対しての障がい及び障がい者支援に関する理解促進を強化する。 2) 関係機関と連携し、就労準備から職場定着まで一貫した支援体制づくりに努める。 |

(2) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの内容及び見込量

① 居宅介護

自宅で介護が必要な人に、入浴、排せつ、食事などの介助を行います。障害支援区分が区分1以上の人が対象となります。

| 利用状況 | 第4期実績 | 第5期実績 | | | 第6期見込量 | | |
|---------|--------|--------|-------|------------|--------|-------|-------|
| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度(見込み) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 見込量(時間) | 953 | 834 | 851 | 868 | 594 | 572 | 550 |
| 実績(時間) | 803 | 745 | 619 | 633 | - | - | - |
| 見込量(人) | 76 | 59 | 58 | 57 | 54 | 52 | 50 |
| 実績(人) | 60 | 59 | 58 | 56 | - | - | - |

※各年度1か月当たりの平均

| | |
|----------------|--|
| 見込量設定にあたっての考え方 | 1) 令和2年度利用者数(見込み): 56人 2) 利用者増減推計: 6人減(令和5年度) ※過去平均伸び率を加味 3) 時間: 令和2年度1人当たり平均利用時間 11時間/月 |
| 見込量確保のための方策 | あらゆる障がい特性に対応できるよう、支援者の人員確保・人材育成に係る支援に努めます。また、必要なサービスが適切に利用できるよう相談支援事業所との連携強化に努めます。 |

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者または重度の知的障がい若しくは精神障がいにより、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に対し、自宅で入浴、排せつ、食事などの介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

障害支援区分が区分4以上で、次のいずれかに該当する人が対象となります。

- 二肢以上に麻痺等があり、障害支援区分の認定調査項目のうち、「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されている人
- 重度の知的障がいや精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者（障害支援区分の認定調査のうち、行動関連の12項目の合計点数が10点以上である人）

| 利用状況 | 第4期実績 | 第5期実績 | | | 第6期見込量 | | |
|---------|--------|--------|-------|------------|--------|-------|-------|
| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度(見込み) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 見込量(時間) | 20 | 20 | 20 | 20 | 160 | 160 | 160 |
| 実績(時間) | 0 | 3 | 151 | 168 | - | - | - |
| 見込量(人) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 実績(人) | 0 | 0 | 1 | 1 | - | - | - |

※各年度1か月当たりの平均

| | |
|----------------|---|
| 見込量設定にあたっての考え方 | 1) 令和2年度利用者数(見込み): 1人 2) 利用時間見込: 160時間 |
| 見込量確保のための方策 | 重度の身体障がいや強度行動障がい等、あらゆる障がい特性に対応できるよう、支援者の人員確保・人材育成に係る支援に努め、サービス利用を促進します。 |

③ 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に対して、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の外出する際の必要な援助を行います。

身体介護を伴わない場合は、障害支援区分の認定は必要ありません。身体介護を伴う場合は、障害支援区分が区分2以上の人が対象となります。

| 利用状況 | 第4期実績 | 第5期実績 | | | 第6期見込量 | | |
|---------|--------|--------|-------|------------|--------|-------|-------|
| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度(見込み) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 見込量(時間) | 57 | 133 | 166 | 208 | 104 | 130 | 156 |
| 実績(時間) | 98 | 124 | 151 | 92 | - | - | - |
| 見込量(人) | 8 | 9 | 10 | 11 | 8 | 10 | 12 |
| 実績(人) | 7 | 7 | 8 | 7 | - | - | - |

※各年度1か月当たりの平均

| | |
|----------------|--|
| 見込量設定にあたっての考え方 | 1) 令和2年度利用者数(見込み): 7人 2) 利用者増減推計: 5人増(令和5年度末) 3) 時間: 令和2年度1人当たり平均利用時間 13時間/月 |
| 見込量確保のための方策 | 視覚障がい者が積極的に外出できるよう、同行援護支援者の人員確保・人材育成に係る支援を行い、サービス利用の促進に努めます。 |

④ 行動援護

障がいにより自己判断能力が制限されている人が行動する時に、危険を回避するために必要な援護や外出援護を行います。知的障がい、精神障がいにより行動上著しい障がいがある人に必要な援護を行います。

障害支援区分が区分3以上の人で、一人で行動することがとても困難で常に支援が必要な人が対象となります。

| 利用状況 | 第4期実績 | 第5期実績 | | | 第6期見込量 | | |
|---------|--------|--------|-------|------------|--------|-------|-------|
| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度(見込み) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 見込量(時間) | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 |
| 実績(時間) | 0 | 0 | 0 | 0 | - | - | - |
| 見込量(人) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 実績(人) | 0 | 0 | 0 | 0 | - | - | - |

※各年度1か月当たりの平均

| | |
|----------------|---|
| 見込量設定にあたっての考え方 | 1) 令和2年度利用者数・利用時間(見込み): 0 2) 利用者増減推計: 1人増(令和5年度末) 3) 利用時間見込: 20時間 |
| 見込量確保のための方策 | 相談支援事業所と連携し、対象者の把握に努めます。 |

⑤ 重度障害者等包括支援

寝たきり状態などで常時介護を必要とし、その介護の必要の程度が著しく高い人に対し、居宅介護等の複数の福祉サービスを組み合わせて提供します。

重度の障がいのある人等で意思疎通を図ることに著しい支障がある人の中で、四肢の麻痺及び、寝たきりの状態にある人並びに知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難を有する人に対し必要な支援を行います。

具体的には、障害支援区分が区分6に該当する人が対象となります。

| 利用状況 | 第4期実績 | 第5期実績 | | | 第6期見込量 | | |
|---------|--------|--------|-------|------------|--------|-------|-------|
| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度(見込み) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 見込量(時間) | 20 | 20 | 20 | 20 | 0 | 0 | 0 |
| 実績(時間) | 0 | 0 | 0 | 0 | - | - | - |
| 見込量(人) | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 実績(人) | 0 | 0 | 0 | 0 | - | - | - |

※各年度1か月当たりの平均

| | |
|----------------|--|
| 見込量設定にあたっての考え方 | 1) 令和2年度利用者数・利用時間(見込み) 0 2) 県内に指定事業所がなく、利用は想定していない。 |
| 見込量確保のための方策 | 県内に指定事業所がないため、対象者へは重度訪問介護の利用を勧めています。 |

⑦ 自立訓練（機能訓練）

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体の障がいのある人に対し、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや歩行訓練などを行います。

機能訓練は、次のいずれかに該当する人が対象となります。

- 入所施設・病院を退所・退院し、地域生活へ移行する時に身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの訓練が必要な人
- 盲・ろう・特別支援学校を卒業後、地域生活を送る時に身体機能の維持・回復などの訓練が必要な人

| 利用状況 | 第4期実績 | 第5期実績 | | | 第6期見込量 | | |
|---------|--------|--------|-------|------------|--------|-------|-------|
| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度(見込み) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 見込量(人日) | 20 | 40 | 40 | 40 | 22 | 22 | 22 |
| 実績(人日) | 35 | 26 | 0 | 0 | - | - | - |
| 見込量(人) | 1 | 2 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 |
| 実績(人) | 2 | 2 | 0 | 0 | - | - | - |

※各年度1か月当たりの平均

| | |
|----------------|--|
| 見込量設定にあたっての考え方 | 1) 令和2年度利用者数(見込み): 0人 2) 利用者増減推計: 1人増(令和5年度末) 3) 利用日数: 22日 |
| 見込量確保のための方策 | 制度周知の徹底や、障がい者支援施設や病院等から地域移行するためのサービス利用を推進するため、関係機関等と連携を図っていきます。 |

⑧ 自立訓練（生活訓練）

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障がいのある人・精神の障がいのある人に対し、食事や家事等の日常生活能力を向上するための訓練を日中に行います。

生活訓練は、次のいずれかに該当する人が対象となります。

- 入所施設・病院を退所・退院した後、地域生活へ移行する時に生活能力の維持・向上などの訓練が必要な人
- 特別支援学校卒業者や継続した通院により症状が安定し、地域生活を送る時に生活能力の維持・向上などの訓練が必要な人

| 利用状況 | 第4期実績 | 第5期実績 | | | 第6期見込量 | | |
|---------|--------|--------|-------|------------|--------|-------|-------|
| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度(見込み) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 見込量(人日) | 341 | 180 | 180 | 180 | 126 | 126 | 126 |
| 実績(人日) | 180 | 137 | 103 | 109 | - | - | - |
| 見込量(人) | 16 | 9 | 9 | 9 | 7 | 7 | 7 |
| 実績(人) | 9 | 7 | 5 | 6 | - | - | - |

※各年度1か月当たりの平均

| | |
|----------------|--|
| 見込量設定にあたっての考え方 | 1) 令和2年度利用者数(見込み): 6人 2) 利用者増減推計: 1人増(令和5年度末) 3) 令和2年度1人当たり平均利用日数: 18日/月 |
| 見込量確保のための方策 | 制度周知の徹底や、障がい者支援施設や病院等から地域移行するためのサービス利用を推進するため、関係機関等と連携を図っていきます。 |

⑨ 宿泊型自立訓練

知的障がいまたは精神障がいを有する障がい者につき、居室その他の設備を利用し、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な訓練を行います。

自立訓練の対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している者等であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の訓練が必要な知的障がい者・精神障がい者が対象となります。

| 利用状況 | 第4期実績 | 第5期実績 | | | 第6期見込量 | | |
|---------|--------|--------|-------|------------|--------|-------|-------|
| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度(見込み) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 見込量(人日) | 330 | 155 | 155 | 155 | 66 | 66 | 66 |
| 実績(人日) | 94 | 49 | 42 | 43 | - | - | - |
| 見込量(人) | 11 | 5 | 5 | 5 | 3 | 3 | 3 |
| 実績(人) | 3 | 2 | 2 | 2 | - | - | - |

※各年度1か月当たりの平均

| | |
|----------------|--|
| 見込量設定にあたっての考え方 | 1) 令和2年度利用者数(見込み): 2人 2) 利用者増減推計: 1人増(令和5年度末) 3) 令和2年度1人当たり平均利用日数: 22日/月 |
| 見込量確保のための方策 | 制度周知の徹底や、障がい者支援施設や病院等から地域移行するためのサービス利用を推進するため、関係機関等と連携を図っていきます。 |

⑩ 就労移行支援

通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれ、就労を希望する65歳未満の障がいのある人に対し、知識及び能力の向上のために必要な訓練や求職活動に関する支援を行います。

具体的には、事業所内や企業における作業や実習等を通して生産活動や職場体験その他の活動の機会を提供し、就労への支援を行います。

また、就労後の職場定着のための支援もあわせて行います。

| 利用状況 | 第4期実績 | 第5期実績 | | | 第6期見込量 | | |
|---------|--------|--------|-------|------------|--------|-------|-------|
| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度(見込み) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 見込量(人日) | 420 | 323 | 357 | 391 | 252 | 270 | 288 |
| 実績(人日) | 335 | 337 | 323 | 203 | - | - | - |
| 見込量(人) | 22 | 19 | 21 | 23 | 14 | 15 | 16 |
| 実績(人) | 19 | 21 | 17 | 11 | - | - | - |

※各年度1か月当たりの平均

| | |
|----------------|--|
| 見込量設定にあたっての考え方 | 1) 令和2年度利用者数(見込み): 11人 2) 利用者増減推計: 5人増(令和5年度末) ※新規開設事業所分を加味 3) 令和2年度1人当たり平均利用日数: 18日/月 |
| 見込量確保のための方策 | サービス利用を推進するため、ハローワークや障がい者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携を図っていきます。 |

⑪ 就労継続支援 A 型

一般企業等への就労が困難な者で、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の障がいのある人に対し、通所による就労の機会を提供します。

また、一般就労に必要な知識・能力が高まった人に対しては、一般就労への支援もあわせて行います。

具体的には、次のような人が対象となります。

- 就労移行支援事業を利用した人で企業等の雇用に結びつかなかった人
- 盲・ろう・特別支援学校を卒業して就職活動を行った人で企業等の雇用に結びつかなかった人
- 就労経験があり、現に雇用関係がない人

| 利用状況 | 第4期実績 | 第5期実績 | | | 第6期見込量 | | |
|---------|--------|--------|-------|------------|--------|-------|-------|
| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度(見込み) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 見込量(人日) | 1,130 | 660 | 700 | 740 | 700 | 800 | 900 |
| 実績(人日) | 623 | 641 | 627 | 599 | - | - | - |
| 見込量(人) | 59 | 33 | 35 | 37 | 35 | 40 | 45 |
| 実績(人) | 31 | 32 | 32 | 30 | - | - | - |

※各年度1か月当たりの平均

| | |
|----------------|---|
| 見込量設定にあたっての考え方 | 1) 令和2年度利用者数(見込み): 30人 2) 利用者増減推計: 15人増(令和5年度末) ※新規開設事業所分を加味 3) 令和2年度1人当たり平均利用日数: 20日 |
| 見込量確保のための方策 | サービス利用を推進するため、ハローワークや障がい者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携を図っていきます。 |

⑫ 就労継続支援 B 型

生産活動を通じて、知識及び能力の向上や維持が期待される障がいのある人に対し、通所により就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）します。

また、一般就労に必要な知識・能力が高まった人に対しては、一般就労へ向けた支援もあわせて行います。

具体的には、次のような人が対象となります。

■企業等や就労継続支援事業（A型）での就労経験がある人で、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった人

■就労移行支援事業を利用した人で企業等または就労継続事業（A型）の雇用に結びつかなかった人

■上記に該当しない人で、50歳に達している人、または試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援事業や就労継続支援事業（A型）の利用が困難と判断された人

| 利用状況 | 第4期実績 | 第5期実績 | | | 第6期見込量 | | |
|---------|--------|--------|-------|------------|--------|-------|-------|
| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度(見込み) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 見込量(人日) | 2,879 | 3,420 | 3,515 | 3,610 | 3,996 | 4,176 | 4,356 |
| 実績(人日) | 3,128 | 3,528 | 3,702 | 3,918 | - | - | - |
| 見込量(人) | 156 | 180 | 185 | 190 | 222 | 232 | 242 |
| 実績(人) | 171 | 192 | 204 | 212 | - | - | - |

※各年度1か月当たりの平均

| | |
|----------------|---|
| 見込量設定にあたっての考え方 | 1) 令和2年度利用者数(見込み)：212人 2) 利用者増減推計：30人増(令和5年度末) ※新規開設事業所分を加味 3) 令和2年度1人当たり平均利用日数：18日 |
| 見込量確保のための方策 | 利用希望者の目的に沿ったサービス内容を推進するため、関係機関と連携を図り、体制整備に努めます。 |

⑬ 就労定着支援

就労移行支援などを利用し、一般就労に移行した人の就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。平成30年4月から開始されたサービスです。

| 利用状況 | 第4期実績 | 第5期実績 | | | 第6期見込量 | | |
|--------|--------|--------|-------|------------|--------|-------|-------|
| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度(見込み) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 見込量(人) | | 2 | 2 | 2 | 1 | 2 | 3 |
| 実績(人) | | 0 | 0 | 0 | - | - | - |

※各年度1か月当たりの平均

| | |
|----------------|---|
| 見込量設定にあたっての考え方 | 必要なサービスの確保ができるよう、サービス提供基盤の整備に努めます。また、市外事業所の利用も積極的に推進していきます。 |
| 見込量確保のための方策 | 相談支援事業所と連携し、対象者の把握に努めます。 |

⑭ 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び、食事や入浴、排せつ等の日常生活の支援を行います。

療養介護は、次のいずれかに該当する人が対象となります。

- ・障害支援区分が区分6の筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等の気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人
- ・障害支援区分が区分5以上の筋ジストロフィー患者または重症心身障がい者（18歳未満については、児童福祉法に基づく施設給付の対象となります。）

| 利用状況 | 第4期実績 | 第5期実績 | | | 第6期見込量 | | |
|--------|--------|--------|-------|------------|--------|-------|-------|
| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度(見込み) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 見込量(人) | 13 | 11 | 11 | 11 | 15 | 16 | 16 |
| 実績(人) | 11 | 12 | 14 | 14 | - | - | - |

※各年度1か月当たりの平均

| | |
|----------------|---|
| 見込量設定にあたっての考え方 | 1) 令和2年度利用者数(見込み)：14人 2) 令和2年8月時点で待機者：2人 |
| 見込量確保のための方策 | 利用待機者がサービス利用できるよう、関係機関と連携を図っていきます。 |

⑮ 短期入所（福祉型、医療型）

居宅で介護する人が病気などの理由により、障がい者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障がいのある人に対して、短期間、夜間を含め施設で入浴、排せつ及び食事等その他必要な支援を行います。

障害支援区分が区分1以上である障がいのある人が対象となります。

※障がい者支援施設等において実施する「福祉型」と、病院、診療所、介護老人保健施設において実施する「医療型」に分類されます

短期入所（福祉型）

| 利用状況 | 第4期実績 | 第5期実績 | | | 第6期見込量 | | |
|---------|--------|--------|-------|------------|--------|-------|-------|
| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度(見込み) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 見込量(人日) | 281 | 245 | 259 | 273 | 243 | 261 | 279 |
| 実績(人日) | 220 | 268 | 226 | 220 | - | - | - |
| 見込量(人) | 46 | 35 | 37 | 39 | 27 | 29 | 31 |
| 実績(人) | 33 | 39 | 39 | 25 | - | - | - |

※各年度1か月当たりの平均

※第4期見込量は、福祉型と医療型を合わせた数値

※第4期実績と第5期以降の見込量・実績は、福祉型のみの数値に変更

※福祉型と医療型を併用している人もいる

| | |
|----------------|--|
| 見込量設定にあたっての考え方 | 1) 令和2年度利用者数(見込み): 25人 2) 利用者増減推計: 6人増(令和5年度末) 3) 令和2年度1人当たり平均利用日数: 9日 |
| 見込量確保のための方策 | 重度の身体障がいや行動障がい等、あらゆる障がい特性に対応できるよう、支援者の人員確保・人材育成に係る支援に努めます。また、突発的な利用希望にも対応できるよう、関係事業所と協力していきます。 |

短期入所（医療型）

| 利用状況 | 第4期実績 | 第5期実績 | | | 第6期見込量 | | |
|---------|--------|--------|-------|------------|--------|-------|-------|
| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度(見込み) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 見込量（人日） | 281 | 36 | 44 | 56 | 18 | 18 | 18 |
| 実績（人日） | 22 | 20 | 23 | 17 | — | — | — |
| 見込量（人） | 46 | 9 | 11 | 14 | 3 | 3 | 3 |
| 実績（人） | 6 | 5 | 5 | 3 | — | — | — |

※各年度1か月当たりの平均

※第4期見込量は、福祉型と医療型を合わせた数値

※第4期実績と第5期以降の見込量・実績は、医療型のみの数値に変更

※福祉型と医療型を併用利用している人もいる

| | |
|----------------|--|
| 見込量設定にあたっての考え方 | 1) 令和2年度利用者数（見込み）：3人 2) 令和2年度1人あたり平均利用日数：6日 |
| 見込量確保のための方策 | 医療的ケアが必要な人が安心して利用できるよう、実施事業所と連携を図っていきます。 |

⑩ 自立生活援助

障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者等について、本人の意思を尊重した地域生活を援助するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な援助を行います。障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する人等が対象となります。

| 利用状況 | 第4期実績 | 第5期実績 | | | 第6期見込量 | | |
|--------|--------|--------|-------|------------|--------|-------|-------|
| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度(見込み) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 見込量(人) | | 0 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| 実績(人) | | 0 | 0 | 0 | - | - | - |

※各年度1か月当たりの平均

| | |
|----------------|---|
| 見込量設定にあたっての考え方 | 1) 令和2年度利用者数(見込み): 0人 2) 近隣に指定事業所がないため、利用は想定していない。 |
| 見込量確保のための方策 | 必要なサービスの確保ができるよう、サービス提供基盤の整備に努めます。 |

⑰ 共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で相談や入浴、排せつまたは食事の介護等の日常生活上の援助を行います。

障がいのある人（身体障がい者にあつては、65歳未満の者または65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る）が対象となります。

| 利用状況 | 第4期実績 | 第5期実績 | | | 第6期見込量 | | |
|--------|--------|--------|-------|------------|--------|-------|-------|
| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度（見込み） | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 見込量（人） | 54 | 74 | 77 | 80 | 71 | 72 | 72 |
| 実績（人） | 67 | 69 | 70 | 69 | - | - | - |

※各年度1か月当たりの平均

| | |
|---------------|--|
| 見込量設定にあつての考え方 | 1) 令和2年度利用者数（見込み）：69人 2) 利用者増減推計：3人増（令和5年度末） |
| 見込量確保のための方策 | 必要なサービスが適切に利用できるよう、市内・市外事業所の空き状況の確認等、関係事業所との連携に努めます。 |

⑱ 施設入所支援

施設に入所している障がいのある人に対して、主として夜間や休日に入浴、排せつ及び食事の介助、生活等に関する相談及び助言、その他必要な日常生活上の支援を行います。

障害支援区分が区分4（50歳以上の場合は区分3）以上の人が対象となります。
（18歳未満については、児童福祉法に基づく障がい児入所支援の対象となります。）

| 利用状況 | 第4期実績 | 第5期実績 | | | 第6期見込量 | | |
|--------|--------|--------|-------|------------|--------|-------|-------|
| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度(見込み) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 見込量(人) | 91 | 78 | 88 | 87 | 91 | 91 | 90 |
| 実績(人) | 88 | 94 | 92 | 92 | - | - | - |

※各年度1か月当たりの平均

| | |
|----------------|--|
| 見込量設定にあたっての考え方 | 1) 令和2年度利用者数(見込み)：92人 2) 利用者増減推計：2人減(令和5年度末) |
| 見込量確保のための方策 | 障がい者支援施設入所者の地域移行が進むことを基本としつつ、施設入所が真に必要な重度の障がいのある人のために必要なサービスの確保が図られるよう、関係事業所と協力していきます。 |

⑱ 地域生活支援拠点等

地域生活支援拠点等とは、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことです。

相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりを主な機能として、居住支援を行います。

| 地域生活支援拠点等の設置箇所数 | 第4期実績 | 第5期実績 | | | 第6期見込量 | | |
|-----------------|--------|--------|-------|------------|--------|-------|-------|
| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度(見込み) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 見込量(箇所) | | | | | 0 | 0 | 1 |
| 実績(箇所) | | | | | - | - | - |

| 地域生活支援拠点の年1回以上の検証及び検討の実施 | 第4期実績 | 第5期実績 | | | 第6期見込量 | | |
|--------------------------|--------|--------|-------|------------|--------|-------|-------|
| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度(見込み) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 見込量(回) | | | | | 0 | 0 | 0 |
| 実績(回) | | | | | - | - | - |

| | |
|----------------|--|
| 見込量設定にあたっての考え方 | 1) 令和5年度末までに地域生活支援拠点等1か所を確保する。 2) 年1回以上運用状況を検証及び検討する。 |
| 見込量確保のための方策 | 1) 地域生活支援拠点整備のために地域診断を実施する。 2) 自立支援協議会において、地域の実情を踏まえ、目指すべき整備方針を検討する。 3) 整備方針を踏まえ、運用上の課題共有や人材育成のための研修などを行う。 |

⑳ 計画相談支援

本市が指定する特定相談支援事業者が、障害福祉サービスの利用を希望する障がいのある人に対して、障害福祉サービス等利用計画を作成し、利用後も障害福祉サービスが適正かを検討します。

| 利用状況 | 第4期実績 | 第5期実績 | | | 第6期見込量 | | |
|--------|--------|--------|-------|------------|--------|-------|-------|
| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度(見込み) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 見込量(人) | 50 | 74 | 76 | 78 | 124 | 136 | 150 |
| 実績(人) | 70 | 96 | 117 | 113 | - | - | - |

※各年度1か月当たりの平均

| | |
|----------------|---|
| 見込量設定にあたっての考え方 | 1) 令和2年度利用者数(見込み): 113人 2) 障害福祉サービス等利用計画+*モニタリングの利用者数 |
| 見込量確保のための方策 | 対象者の状況に応じたモニタリング期間の設定を行い、障害福祉サービス提供基盤の整備を図ります。また、相談支援専門員の人員確保・人材育成に係る支援に努めます。 |

*: モニタリングとは、障害福祉サービスを提供しながら現状を観察することです。

① 地域相談支援（地域移行支援）

長期間の入所・入院等をしている障がいのある人で地域における生活に移行するため重点的な支援を必要とする人に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の支援等を行います。

| 利用状況 | 第4期実績 | 第5期実績 | | | 第6期見込量 | | |
|--------|--------|--------|-------|------------|--------|-------|-------|
| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度(見込み) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 見込量(人) | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 実績(人) | 0 | 0 | 0 | 0 | - | - | - |

※各年度1か月当たりの平均

| | |
|----------------|---|
| 見込量設定にあたっての考え方 | 1) 令和2年度利用者数(見込み): 0人 2) 利用者数: 新規利用者1人を追加 |
| 見込量確保のための方策 | 制度周知の徹底や、障がい者支援施設や病院等から地域移行するための障害福祉サービス利用を推進するため、関係機関等と連携を図っていきます。 |

② 地域相談支援（地域定着支援）

居宅で、一人暮らしをしている障がいのある人に対して、夜間も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行います。

| 利用状況 | 第4期実績 | 第5期実績 | | | 第6期見込量 | | |
|--------|--------|--------|-------|------------|--------|-------|-------|
| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度(見込み) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 見込量(人) | 1 | 2 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 |
| 実績(人) | 1 | 0 | 0 | 0 | - | - | - |

※各年度1か月当たりの平均

| | |
|----------------|---|
| 見込量設定にあたっての考え方 | 1) 令和2年度利用者(見込み): 0人 2) 利用者数: 新規利用者1人を追加 |
| 見込量確保のための方策 | 制度周知の徹底や、障がい者支援施設や病院等から地域移行後、地域で安心して生活するための障害福祉サービス利用を推進し、関係機関等と連携を図っていきます。 |

(3) 児童福祉法に基づく障がい児支援の内容及び見込量

【第2期燕市障がい児福祉計画部分】

① 児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援をします。

療育の観点から、集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる主に未就学の障がいのある児童が対象となります。

| 利用状況 | 第4期実績 | 第5期実績 | | | 第6期見込量 | | |
|---------|--------|--------|-------|------------|--------|-------|-------|
| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度(見込み) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 見込量(人日) | 232 | 385 | 335 | 395 | 431 | 452 | 466 |
| 実績(人日) | 360 | 315 | 395 | 396 | - | - | - |
| 見込量(人) | 29 | 55 | 67 | 79 | 62 | 65 | 67 |
| 実績(人) | 42 | 57 | 61 | 47 | - | - | - |

※各年度1か月当たりの平均

| | |
|----------------|--|
| 見込量設定にあたっての考え方 | 1) 令和2年度利用者数(見込み): 47人 2) 新規と支援終了者差引で増減推計: 20人増(令和5年度末) 3) 1人当たりの平均利用日数: 6.95日 |
| 見込量確保のための方策 | 利用者が必要とする支援を利用できるよう、関係機関と連携し適切なサービス提供ができる体制づくりに努めます。 |

② 医療型児童発達支援

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要な障がいのある児童に児童発達支援及び治療を提供します。

| 利用状況 | 第4期実績 | 第5期実績 | | | 第6期見込量 | | |
|---------|--------|--------|-------|------------|--------|-------|-------|
| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度(見込み) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 見込量(人日) | 30 | 7 | 14 | 21 | 7 | 7 | 7 |
| 実績(人日) | 13 | 0 | 0 | 0 | - | - | - |
| 見込量(人) | 5 | 1 | 2 | 3 | 1 | 1 | 1 |
| 実績(人) | 2 | 0 | 0 | 0 | - | - | - |

※各年度1か月当たりの平均

| | |
|----------------|---|
| 見込量設定にあたっての考え方 | 1) 令和2年度利用者数(見込み): 0人 2) 利用者増減推計: 年1人 3) 1人当たりの平均利用日数: 7日 |
| 見込量確保のための方策 | 関係機関と連携し、利用希望者を把握します。 |

③ 居宅訪問型児童発達支援

障がいのある児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。

重症心身障がいなどの重度の障がいのある児童等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がいのある児童が対象です。

| 利用状況 | 第4期実績 | 第5期実績 | | | 第6期見込量 | | |
|---------|--------|--------|-------|------------|--------|-------|-------|
| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度(見込み) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 見込量(人日) | | 0 | 10 | 10 | 0 | 0 | 0 |
| 実績(人日) | | 0 | 0 | 0 | - | - | - |
| 見込量(人) | | 0 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| 実績(人) | | 0 | 0 | 0 | - | - | - |

※各年度1か月当たりの平均 ※平成30年4月創設

| | |
|----------------|---------------------------------------|
| 見込量設定にあたっての考え方 | 県内に事業所が1カ所のみであり、遠方であることから、利用は想定していない。 |
| 見込量確保のための方策 | 地域の利用ニーズの把握に努めます。 |

④ 放課後等デイサービス

学齢期の障がいのある児童に対して、放課後や夏休み等の長期休業期間において、通所により、生活能力の向上のための訓練など多様な活動メニュー（創作的活動等を含む）を継続的に提供することにより、学校との連携・協働により放課後等の居場所づくりを推進、支援します。

| 利用状況 | 第4期実績 | 第5期実績 | | | 第6期見込量 | | |
|---------|--------|--------|-------|------------|--------|-------|-------|
| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度(見込み) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 見込量(人日) | 593 | 880 | 920 | 940 | 971 | 1,108 | 1,294 |
| 実績(人日) | 722 | 685 | 789 | 837 | - | - | - |
| 見込量(人) | 84 | 88 | 92 | 94 | 120 | 137 | 160 |
| 実績(人) | 75 | 83 | 95 | 99 | - | - | - |

※各年度1か月当たりの平均

| | |
|----------------|--|
| 見込量設定にあたっての考え方 | 1) 令和2年度利用者数(見込み): 99人 2) 新規と放課後等デイサービス終了者差引での増減推計: 毎年17人ずつ増 ※新規開設事業所分を加味 3) 1人当たり平均利用日数: 8.09日 |
| 見込量確保のための方策 | 利用者が必要とする放課後等デイサービスを利用できるよう、関係機関と連携しながら、新規事業所の参入を促します。 |

⑤ 保育所等訪問支援

障がいのある児童が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設において障がいのある児童以外の児童との集団生活への対応のための専門的な支援により施設の安定した利用の促進を図ります。

| 利用状況 | 第4期実績 | 第5期実績 | | | 第6期見込量 | | |
|---------|--------|--------|-------|------------|--------|-------|-------|
| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度(見込み) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 見込量(人日) | 0 | 20 | 20 | 20 | 10 | 10 | 10 |
| 実績(人日) | 0 | 5 | 1 | 7 | - | - | - |
| 見込量(人) | 0 | 10 | 10 | 10 | 5 | 5 | 5 |
| 実績(人) | 0 | 2 | 1 | 4 | - | - | - |

※各年度1か月当たりの平均

| | |
|----------------|--|
| 見込量設定にあたっての考え方 | 1) 令和2年度利用者数(見込み): 4人 2) 利用者増減推計: 1人(令和5年) 3) 人日: 平均利用日数見込み(2日) × 利用者数 |
| 見込量確保のための方策 | 提供事業所と相談支援事業所と連携し、引き続き支援を提供します。 |

⑥ 障がい児相談支援

障がいのある児童又は保護者の意向を踏まえて障がい児支援利用計画を作成し、放課後等デイサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、障がい児支援利用計画の見直しを図りながら、適切な支援に努めます。

| 利用状況 | 第4期実績 | 第5期実績 | | | 第6期見込量 | | |
|--------|--------|--------|-------|------------|--------|-------|-------|
| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度(見込み) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 見込量(人) | 10 | 23 | 28 | 34 | 42 | 49 | 57 |
| 実績(人) | 27 | 30 | 36 | 36 | - | - | - |

※各年度1か月当たりの平均

| | |
|----------------|---|
| 見込量設定にあたっての考え方 | 1) 令和2年度利用者数(見込み): 36人 2) 利用者増減推計: 21人(令和5年) |
| 見込量確保のための方策 | 支援の提供基盤の整備を図るため、相談支援専門員の人員確保・人材育成に係る支援に努めます。 (成果目標の「障がい児等支援の体制整備」の中でも検討) |

⑦ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療的ケア児が必要とする他分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進するといった役割のコーディネーターの配置について検討していきます。

| 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター数 | 第4期実績 | 第5期実績 | | | 第6期見込量 | | |
|---------------------------------|--------|--------|-------|------------|--------|-------|-------|
| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度(見込み) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 見込量(人) | | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| 実績(人) | | 0 | 0 | 0 | - | - | - |

※各年度1か月当たりの平均

※平成30年4月新潟県が取組を開始

| | |
|----------------|------------------------------|
| 見込量設定にあたっての考え方 | 成果目標の「障がい児等支援の体制整備」の中で検討します。 |
| 見込量確保のための方策 | 成果目標の「障がい児等支援の体制整備」の中で検討します。 |

(4) 発達障がい者等に対する支援の内容及び見込量

① ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等

ペアレントトレーニングは、保護者が子どもの行動を観察して特徴を理解したり、発達障がいの特性をふまえたほめ方やしかり方等を学んだりすることにより子どもの問題行動を減少させることを目標とするものです。

ペアレントプログラムは、育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラムです。発達障がいやその傾向のある子どもをもつ保護者だけでなく、様々な悩みをもつ多くの保護者に有効とされています。

幼稚園・保育園・認定こども園、相談支援事業所、保健センター等の関係機関を通じて、対象者に対しペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等を周知していきます。

| 支援プログラム等 受講者数 | 第4期 実績 | 第5期実績 | | | 第6期見込量 | | |
|------------------|------------|------------|-----------|--------------------|-----------|-----------|-----------|
| | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 (見込み) | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 |
| 見込量（人） | | | | | 15 | 15 | 15 |
| 実績（人） | | | | | - | - | - |

※各年度年間の見込み数

| | |
|----------------|--|
| 見込量設定にあたっての考え方 | 支援プログラムの実施状況や地域の実情を勘案して設定 |
| 見込量確保のための方策 | 幼稚園保育園認定こども園、相談支援事業所、保健センター等の関係機関を通じた対象者への講座周知に取り組みます。 |

② ペアレントメンター

ペアレントメンターとは、発達障がい児の子育て経験のある親であって、その育児経験を活かし、子どもが発達障がいの診断を受けて間もない親などに対して相談や助言を行う人です。

県が実施している「ペアレントメンター派遣事業」等を活用して支援に取り組みます。

| ペアレントメンター養成者数 | 第4期実績 | 第5期実績 | | | 第6期見込量 | | |
|---------------|--------|--------|-------|------------|--------|-------|-------|
| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度(見込み) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 見込量(人) | | | | | 0 | 0 | 0 |
| 実績(人) | | | | | - | - | - |

※各年度年間の見込み数

| | |
|----------------|---|
| 見込量設定にあたっての考え方 | 本計画の実施期間において、本市でのペアレントメンター養成は計画しておりません。 |
| 見込量確保のための方策 | 県が実施している「ペアレントメンター派遣事業」等を活用して支援に取り組みます。 |

③ ピアサポートの活動

ピアサポート活動とは、障がいのある人自身が、自らの体験に基づいて、他の障がい者の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決等を支援したりする活動のことです。本市では、発達障がい者に特化したピアサポート活動の実施を計画していませんが、精神科病院訪問や研修会等でピアサポートの活用を推進していきます。

| ピアサポートの活動参加人数 | 第4期実績 | 第5期実績 | | | 第6期見込量 | | |
|---------------|--------|--------|-------|------------|--------|-------|-------|
| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度(見込み) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 見込量(人) | | | | | 0 | 0 | 0 |
| 実績(人) | | | | | - | - | - |

※各年度年間の見込み数

| | |
|----------------|--|
| 見込量設定にあたっての考え方 | 発達障がい者のピアサポート活動の回数 |
| 見込量確保のための方策 | 本市では、発達障がい者に特化したピアサポート活動の実施を計画していませんが、精神科病院訪問や研修会等でピアサポートの活用を推進していきます。 |

(5) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築の内容と見込み

① 保健、医療及び福祉関係者による協議の場

精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステムにより、関係機関が連携して支援体制の構築を図って行きます。

| 協議の場の 開催回数 | 第4期 実績 | 第5期実績 | | | 第6期見込み | | |
|---------------|------------|------------|-----------|--------------------|-----------|-----------|-----------|
| | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 (見込み) | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 |
| 見込み(回) | | | | | 3 | 3 | 3 |
| 実績(回) | | | | | - | - | - |

| | |
|----------------|----------------------------------|
| 見込み設定にあたっての考え方 | 自立支援協議会「つばめで暮らそう部会」の1年間の開催回数の見込み |
| 見込み確保のための方策 | 自立支援協議会「つばめで暮らそう部会」を毎年開催する。 |

| 協議の場への 関係者参加人数 | 第4期 実績 | 第5期実績 | | | 第6期見込み | | |
|-------------------|------------|------------|-----------|--------------------|-----------|-----------|-----------|
| | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 (見込み) | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 |
| 見込み(人) | | | | | 7 | 9 | 10 |
| 実績(人) | | | | | - | - | - |

| | |
|----------------|---|
| 見込み設定にあたっての考え方 | 自立支援協議会「つばめで暮らそう部会」の委員数 |
| 見込み確保のための方策 | 参集する機関及び団体を年々増やしていくことで、重層的に連携した支援体制の構築を図っていきます。 |

| 協議の場の 目標設定及び評価 の実施回数 | 第4期 実績 | 第5期実績 | | | 第6期見込量 | | |
|----------------------------|------------|------------|-----------|--------------------|-----------|-----------|-----------|
| | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 (見込み) | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 |
| 見込量(回) | | | | | 1 | 1 | 1 |
| 実績(回) | | | | | - | - | - |

| | |
|--------------------|---|
| 見込量設定に あたっての考え方 | 自立支援協議会全体会で年1回程度を目途に報告する見込み |
| 見込量確保のため の方策 | 重層的な連携による支援の構築を図るため、自立支援協議会「つばめで暮らそう部会」の取組について、自立支援協議会において年1回報告します。 |

② 精神障がい者の地域移行支援

長期間の入所・入院等をしている精神障がいのある人で地域における生活に移行するため重点的な支援を必要とする人に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の支援等を行います。

| 利用状況 | 第4期 実績 | 第5期実績 | | | 第6期見込量 | | |
|--------|------------|------------|-----------|--------------------|-----------|-----------|-----------|
| | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 (見込み) | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 |
| 見込量(人) | | | | | 1 | 1 | 1 |
| 実績(人) | | | | | - | - | - |

| | |
|--------------------|---------------------------------------|
| 見込量設定に あたっての考え方 | 1) H30～R2 利用者0人 2) 長期入院中の人、新規1人を想定 |
| 見込量確保のため の方策 | 精神科病院や相談支援事業所等と連携し、サービス利用の推進を図っていきます。 |

③ 精神障がい者の地域定着支援

居宅で、一人暮らしをしている精神障がいのある人に対して、夜間も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行います。

| 利用状況 | 第4期実績 | 第5期実績 | | | 第6期見込量 | | |
|--------|--------|--------|-------|------------|--------|-------|-------|
| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度(見込み) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 見込量(人) | | | | | 1 | 1 | 1 |
| 実績(人) | | | | | - | - | - |

| | |
|----------------|---------------------------------------|
| 見込量設定にあたっての考え方 | 1) H30～R2 利用者0人 2) 長期入院中の人、新規1人を想定 |
| 見込量確保のための方策 | 精神科病院や相談支援事業所等と連携し、サービス利用の推進を図っていきます。 |

④ 精神障がい者の共同生活援助

精神障がい者に対して、夜間や休日、共同生活を行う住居で相談や入浴、排せつ又は食事の介護等の日常生活上の援助を行います。

| 利用状況 | 第4期実績 | 第5期実績 | | | 第6期見込量 | | |
|--------|--------|--------|-------|------------|--------|-------|-------|
| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度(見込み) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 見込量(人) | | | | | 13 | 14 | 14 |
| 実績(人) | | | | | - | - | - |

| | |
|----------------|---|
| 見込量設定にあたっての考え方 | 1) 国保連支払データより平均利用者数(精神障がい者)を算出【R2年度:11人】 2) 生活訓練利用者(精神障がい者)のうち、R2年度で標準利用期間終了者2人、R3年度で終了者1人を新規利用者と想定し算出 |
| 見込量確保のための方策 | 精神科病院や相談支援事業所等と連携し、サービス利用の推進を図っていきます。 |

⑤ 精神障がい者の自立生活援助

精神科病院等から一人暮らしへの移行を希望する精神障がい者に対して、本人の意思を尊重した地域生活を援助するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う等、適時のタイミングで適切な援助を行います。

| 利用状況 | 第4期実績 | 第5期実績 | | | 第6期見込量 | | |
|--------|--------|--------|-------|------------|--------|-------|-------|
| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度(見込み) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 見込量(人) | | | | | 0 | 0 | 0 |
| 実績(人) | | | | | - | - | - |

| | |
|----------------|---|
| 見込量設定にあたっての考え方 | 1) H30～R2の利用者数 0人 2) R2.8月時点で県内指定事業所は8事業所。本市近隣には指定事業所がないため、利用は想定しにくい。 3) 利用希望が聞かれた場合は、地域定着支援等で対応する。 |
| 見込量確保のための方策 | 必要なサービスの確保ができるよう、サービス提供基盤の整備に努めます。 |

(6) 相談支援体制の充実・強化のための取組の内容及び見込量

① 総合的・専門的な相談支援

総合的・専門的な相談支援とは、障がいの種別や各種のニーズに対応できる相談支援のことです。引き続き、基幹相談支援センターにおいて実施します。

| 総合的・専門的な 相談支援 | | 第4期 実績 | 第5期実績 | | | 第6期見込量 | | |
|------------------|----|------------|------------|-----------|--------------------|-----------|-----------|-----------|
| | | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 (見込み) | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 |
| 実施の 有無 | 見込 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| | 実績 | 有 | 有 | 有 | 有 | - | - | - |

| | |
|----------------|---------------------------|
| 見込量設定にあたっての考え方 | 総合的・専門的な相談支援の実施の有無 |
| 見込量確保のための方策 | 引き続き、基幹相談支援センターにおいて実施します。 |

② 地域の相談支援体制の強化

地域の相談支援体制の強化とは、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言及び人材育成の支援、地域の相談機関との連携強化の取組等のことです。引き続き、基幹相談支援センターを基軸とし、地域の相談支援体制の強化に取り組みます。

| 地域の相談支援 事業者に対する 指導・助言 | | 第4期 実績 | 第5期実績 | | | 第6期見込量 | | |
|-----------------------------|--|------------|------------|-----------|--------------------|-----------|-----------|-----------|
| | | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 (見込み) | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 |
| 見込量 (件) | | | | | 152 | 122 | 97 | |
| 実績 (件) | | | | | - | - | - | |

| | |
|----------------|--|
| 見込量設定にあたっての考え方 | 地域の相談支援事業所に対する指導・助言の件数。平成29年度から令和2年度までの相乗平均を、令和2年度の見込値に乗じて算出 ※相談支援事業所内で相談支援力の向上するため、年々減少する見込み |
| 見込量確保のための方策 | 基幹相談支援センターにおいて地域の相談支援事業所からの相談に対応する等の専門的な指導・助言を行います。 |

第4章 第6期燕市障がい福祉計画及び第2期燕市障がい児福祉計画

| 地域の相談事業者 の人材育成の支援 | 第4期 実績 | 第5期実績 | | | 第6期見込量 | | |
|----------------------|------------|------------|-----------|--------------------|-----------|-----------|-----------|
| | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 (見込み) | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 |
| 見込量 (件) | | | | | 10 | 10 | 10 |
| 実績 (件) | | | | | - | - | - |

| | |
|--------------------|--|
| 見込量設定に あたっての考え方 | 基幹相談支援センターが開催する相談支援機関連絡会、相談支援専門員研修等を活用しての支援件数 |
| 見込量確保のため の方策 | 基幹相談支援センターにおいて研修会の開催、相談支援機関連絡会の運営などを行う等の相談支援体制強化に取り組みます。 |

| 地域の相談機関と の連携強化の取組 | 第4期 実績 | 第5期実績 | | | 第6期見込量 | | |
|----------------------|------------|------------|-----------|--------------------|-----------|-----------|-----------|
| | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 (見込み) | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 |
| 見込量 (回) | | | | | 10 | 10 | 10 |
| 実績 (回) | | | | | - | - | - |

| | |
|--------------------|---|
| 見込量設定に あたっての考え方 | 地域の相談機関（地域包括支援センター等）との連携を目的とした会議・研修会など（基幹相談支援センター及び委託相談支援事業所による） |
| 見込量確保のため の方策 | 基幹相談支援センター及び地域の相談支援事業所が地域の相談機関（地域包括支援センター等）との連携を目的とした会議・研修会などに参加し、地域の相談機関との連携強化を図ります。 |

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築の内容及び見込量

① 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

障害福祉サービスの質を向上させるため、都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る各種研修を活用していきます。

| 研修への市町村職員の参加人数 | 第4期実績 | 第5期実績 | | | 第6期見込量 | | |
|----------------|--------|--------|-------|------------|--------|-------|-------|
| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度(見込み) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 見込量(人) | | | | | 2 | 2 | 2 |
| 実績(人) | | | | | - | - | - |

| | |
|----------------|---|
| 見込量設定にあたっての考え方 | 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込み |
| 見込量確保のための方策 | 県等が実施する障害福祉サービス等に係る研修会等へ参加します。 |

② 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析し、その結果を事業所や関係自治体等と共有していきます。

| 審査結果の共有 | | 第4期実績 | 第5期実績 | | | 第6期見込量 | | |
|---------|----|--------|--------|-------|------------|--------|-------|-------|
| | | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度(見込み) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 体制の有無 | 見込 | | | | | 有 | 有 | 有 |
| | 実績 | | | | | - | - | - |
| 見込量(回) | | | | | | 1 | 1 | 1 |
| 実績(回) | | | | | | - | - | - |

| | |
|----------------|--|
| 見込量設定にあたっての考え方 | 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及び実施回数 |
| 見込量確保のための方策 | 障害者自立支援審査支払等システムや本市独自で利用している請求チェックシステムを活用し、事業所との情報共有を実施します。(年1回) |

(8) 地域生活支援事業の内容及び見込量

① 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人や障がいの特性等に関し、地域住民の理解を深めるため、または「心のバリアフリー」の推進を図るため、研修及び啓発活動を実施していきます。

| 理解促進研修・啓発事業 | | 第4期実績 | 第5期実績 | | | | 第6期見込量 | | |
|-------------|----|--------|--------|-------|------------|-------|--------|-------|--|
| | | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度(見込み) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | |
| 実施の有無 | 見込 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | |
| | 実績 | 有 | 有 | 有 | 有 | - | - | - | |

| | |
|----------------|--|
| 見込量設定にあたっての考え方 | 1) 広報やホームページ等を活用した普及啓発 2) 市民向けの講座やイベントの実施 |
| 見込量確保のための方策 | 障がいのある人等について正しい理解を深めるため、広報誌やホームページなどの情報媒体を利用した情報発信を行うとともに、地域住民を対象にした講座やイベントを開催することで、理解促進・普及啓発に推進します。 |

② 自発的活動支援事業

障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人、その家族、地域住民等による自発的な取組を支援していきます。

| 自発的活動支援事業 | | 第4期実績 | 第5期実績 | | | | 第6期見込量 | | |
|-----------|----|--------|--------|-------|------------|-------|--------|-------|--|
| | | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度(見込み) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | |
| 実施の有無 | 見込 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | |
| | 実績 | 有 | 有 | 有 | 有 | - | - | - | |

| | |
|----------------|---|
| 見込量設定にあたっての考え方 | 1) 地域支え合い体制の拡充支援 2) *音声訳ボランティアの育成支援 |
| 見込量確保のための方策 | 音声訳ボランティア育成等を通じ、障がいのある人やその家族等が自発的に行う活動を支援し、地域で生き生きと活動できる機会の提供を図ります。また、地域支え合い活動の推進を燕市社会福祉協議会と連携して取り組みます。 |

*：音声訳ボランティアとは、視覚障がい者のために図書を音訳するボランティアグループのことです。

③ 相談支援事業

■障がい者相談支援事業（委託相談）■

障がいのある人、その家族等に対し、福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）、社会資源を活用するための支援、社会生活力を高めるための支援、権利の擁護のために必要な援助を行います。

| 障がい者 相談支援事業 事業所数 | 第4期 実績 | 第5期実績 | | | 第6期見込量 | | |
|------------------------|------------|------------|-----------|--------------------|-----------|-----------|-----------|
| | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 (見込み) | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 |
| 見込量（箇所） | 5 | 6 | 6 | 6 | 5 | 5 | 5 |
| 実績（箇所） | 6 | 5 | 5 | 5 | - | - | - |

| 障がい者 相談支援事業 相談員数 | 第4期 実績 | 第5期実績 | | | 第6期見込量 | | |
|------------------------|------------|------------|-----------|--------------------|-----------|-----------|-----------|
| | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 (見込み) | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 |
| 見込量（人） | 14 | 14 | 14 | 14 | 14 | 14 | 14 |
| 実績（人） | 13 | 12 | 12 | 13 | - | - | - |

| 基幹相談 支援センター | | 第4期 実績 | 第5期実績 | | | 第6期見込量 | | |
|----------------|----|------------|------------|-----------|--------------------|-----------|-----------|-----------|
| | | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 (見込み) | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 |
| 設置の 有無 | 見込 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| | 実績 | 有 | 有 | 有 | 有 | - | - | - |

| | |
|----------------|--|
| 見込量設定にあたっての考え方 | 相談件数や地域の実情に勘案して設定。 |
| 見込量確保のための方策 | 基幹相談支援センターを基軸に地域の相談窓口である相談支援事業所の体制強化を図るとともに、相談支援専門員の質の向上を図ります。 また、相談支援体制の強化については、自立支援協議会（相談支援専門部会・つばめで暮らそう部会）とも連携した取組を行います。 |

④ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が必要と認められる知的障がい者及び精神障がい者に対して、「知的障害者福祉法第28条」及び「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2」の規定により市長が行う審判の請求並びに審判の請求に要する費用及び後見人等に係る報酬を助成し、成年後見制度の利用を支援します。

| 利用状況 | 第4期実績 | 第5期実績 | | | 第6期見込量 | | |
|--------|--------|--------|-------|------------|--------|-------|-------|
| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度(見込み) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 見込量(人) | 3 | 12 | 12 | 12 | 15 | 16 | 17 |
| 実績(人) | 10 | 10 | 11 | 14 | - | - | - |

※各年度の利用者数

| | |
|----------------|---|
| 見込量設定にあたっての考え方 | 1) H30～R1 実利用者実績は1名ずつ増加。 2) R2の見込み数14名に1名ずつ増で推計。 |
| 見込量確保のための方策 | 成年後見制度利用支援事業については、権利擁護支援事業を委託している燕市社会福祉協議会『福祉後見・権利擁護センター』と連携し、成年後見制度の利用が必要な人及び利用している人等へ支援を行います。 |

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

| 成年後見制度法人後見支援事業 | | 第4期実績 | 第5期実績 | | | 第6期見込量 | | |
|----------------|----|--------|--------|-------|------------|--------|-------|-------|
| | | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度(見込み) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 実施の有無 | 見込 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| | 実績 | 有 | 有 | 有 | 有 | - | - | - |

| | |
|----------------|--|
| 見込量設定にあたっての考え方 | 地域の実情を勘案して設定。 |
| 見込量確保のための方策 | 事業を委託している燕市社会福祉協議会が中心となり、法人後見の実施を予定している団体等に対する研修会などを開催し、地域の権利擁護支援の担い手育成及び活動を支援する体制整備を進めます。 |

⑥ 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳等の方法により、意思疎通を仲介する手話通訳者、要約筆記者等の派遣を行い、意思疎通を支援します。

| 手話通訳者・要約筆記者等派遣数 | 第4期実績 | 第5期実績 | | | 第6期見込量 | | |
|-----------------|--------|--------|-------|------------|--------|-------|-------|
| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度(見込み) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 見込量(人) | 12 | 17 | 18 | 19 | 11 | 12 | 13 |
| 実績(人) | 12 | 9 | 10 | 11 | - | - | - |

| 手話通訳者設置数 | 第4期実績 | 第5期実績 | | | 第6期見込量 | | |
|----------|--------|--------|-------|------------|--------|-------|-------|
| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度(見込み) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 見込量(人) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 実績(人) | 1 | 1 | 1 | 1 | - | - | - |

| | |
|----------------|--|
| 見込量設定にあたっての考え方 | 1) R3：H29～R1 実利用者実績の平均で推計。 2) R4～R5：R3の見込み数に1名ずつ増で推計。 |
| 見込量確保のための方策 | 手話通訳者及び要約筆記者派遣事業に必要な人材を確保するため、関係団体と連携して手話奉仕員養成講座を開催するなど、人材育成を進めます。また、燕市手話言語の普及等の推進に関する条例に基づき、市民への普及啓発など必要な取組を行います。 |

⑦ 日常生活用具給付等事業

日常生活の便宜や福祉を図るため、障がいのある人に対して、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与し、障がいのある人の日常生活を支援します。

| 給付状況 | | 第4期実績 | 第5期実績 | | | 第6期見込量 | | |
|-------------------|-------|--------|--------|-------|------------|--------|-------|-------|
| | | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度(見込み) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 介護・訓練支援用具 | 見込(件) | 8 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| | 実績(件) | 0 | 1 | 6 | 18 | - | - | - |
| 自立生活支援用具 | 見込(件) | 19 | 16 | 16 | 16 | 10 | 10 | 10 |
| | 実績(件) | 6 | 3 | 13 | 21 | - | - | - |
| 在宅療養等支援用具 | 見込(件) | 15 | 14 | 14 | 14 | 21 | 21 | 21 |
| | 実績(件) | 21 | 20 | 17 | 18 | - | - | - |
| 情報・意思疎通支援用具 | 見込(件) | 30 | 54 | 54 | 54 | 44 | 44 | 44 |
| | 実績(件) | 31 | 15 | 28 | 48 | - | - | - |
| 排泄管理支援用具 | 見込(件) | 1,348 | 1,525 | 1,525 | 1,525 | 1,504 | 1,504 | 1,504 |
| | 実績(件) | 1,496 | 1,366 | 1,500 | 1,456 | - | - | - |
| 居宅生活動作補助用具(住宅改修費) | 見込(件) | 2 | 1 | 1 | 1 | 7 | 7 | 7 |
| | 実績(件) | 1 | 5 | 3 | 9 | - | - | - |

※各年度年間延べ件数

| | |
|----------------|--|
| 見込量設定にあたっての考え方 | <p>1) H28年以降の上位2か年平均で推計。</p> <p>2) 居宅生活動作補助用具は、R2年度は8月末時点で7件の申請があり、徐々に件数が増加することを想定し、H28年以降の上位2か年平均で推計した件数に3件足して算出した。</p> |
| 見込量確保のための方策 | <p>障がい者福祉のしおりやホームページ等を通じて給付事業の周知に努めます。更に障がいの特性に合わせた対象用具の拡充や給付基準額の適正化を図るなど、障がいのある人の日常生活の支援に努めます。</p> |

⑧ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。

| 利用状況 | 第4期実績 | 第5期実績 | | | 第6期見込量 | | |
|--------|--------|--------|-------|------------|--------|-------|-------|
| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度(見込み) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 見込量(人) | 35 | 52 | 53 | 54 | 36 | 36 | 36 |
| 実績(人) | 51 | 35 | 36 | 33 | - | - | - |

※各年度1か月当たりの平均

| | |
|----------------|---|
| 見込量設定にあたっての考え方 | R2年度実績はコロナウイルス感染予防のため、外出が減ったため、H30・R1年の平均で算出した。 |
| 見込量確保のための方策 | 必要な支援が適切に提供されるようにするため、相談支援事業所との連携強化を図ります。 |

⑨ 地域活動支援センター事業

障がいのある人に創作的活動、生産活動の機会を提供し、社会との交流を促進します。

| 地域活動支援センター機能強化事業 (基礎的事業) 事業所数 | 第4期実績 | 第5期実績 | | | 第6期見込量 | | |
|-------------------------------------|--------|--------|-------|------------|--------|-------|-------|
| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度(見込み) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 見込量(箇所) | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 実績(箇所) | 2 | 2 | 2 | 2 | - | - | - |

| 地域活動支援センター機能強化事業 (機能強化事業) 事業所数 | 第4期実績 | 第5期実績 | | | 第6期見込量 | | |
|--------------------------------------|--------|--------|-------|------------|--------|-------|-------|
| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度(見込み) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 見込量(箇所) | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 実績(箇所) | 3 | 3 | 3 | 3 | - | - | - |

| | |
|----------------|--|
| 見込量設定にあたっての考え方 | 地域の実情等を勘案して設定。 |
| 見込量確保のための方策 | 地域活動支援センターを運営する法人等に対して、引き続き補助を行い、運営の安定とサービスの質の向上を図ります。 |

⑩ その他事業

任意の事業として、本市では次の事業を実施しています。

■ 訪問入浴サービス事業 ■

自宅での入浴が困難な、身体に障がいのある人に対して、移動入浴車による入浴サービスを提供します。

| 利用状況 | 第4期実績 | 第5期実績 | | | 第6期見込量 | | |
|--------|--------|--------|-------|------------|--------|-------|-------|
| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度(見込み) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 見込量(人) | 3 | 6 | 7 | 8 | 5 | 5 | 5 |
| 実績(人) | 6 | 5 | 4 | 3 | - | - | - |

※各年度1か月当たりの平均

| | |
|----------------|---|
| 見込量設定にあたっての考え方 | 1) 令和2年度利用者(見込み): 3人 2) 利用者増減推計: 2人増(令和5年度末) |
| 見込量確保のための方策 | 必要なサービスが適切に提供されるようにするため、相談支援事業所との連携強化を図ります。 |

■ 日中一時支援事業 ■

障がいのある人が日中の活動の場を確保し、見守りや社会に適用するための日常的な訓練等を支援するとともに、家族の就労支援及び一時的な休息を図ることを目的に実施します。

| 利用状況 | 第4期実績 | 第5期実績 | | | 第6期見込量 | | |
|--------|--------|--------|-------|------------|--------|-------|-------|
| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度(見込み) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 見込量(人) | 62 | 54 | 59 | 64 | 48 | 48 | 48 |
| 実績(人) | 50 | 46 | 50 | 36 | - | - | - |

※各年度1か月当たりの平均

| | |
|----------------|--|
| 見込量設定にあたっての考え方 | 1) 令和2年度利用者(見込): 36人 2) 利用者増減推計: 12人増(令和5年度末) |
| 見込量確保のための方策 | 必要な支援が適切に提供されるようにするため、相談支援事業所との連携強化を図ります。 |

■自動車運転免許取得・改造助成事業■

身体障害者手帳を所持している人が、就労等を目的とした自動車運転免許の取得や自らが運転するために行うブレーキ・アクセルなどの改造費の一部の助成を行います。

| 利用状況 | 第4期実績 | 第5期実績 | | | 第6期見込量 | | |
|--------|--------|--------|-------|------------|--------|-------|-------|
| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度(見込み) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 見込量(人) | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| 実績(人) | 4 | 9 | 4 | 5 | - | - | - |

※各年度の利用件数

| | |
|----------------|------------------------------|
| 見込量設定にあたっての考え方 | 令和2年度助成(見込み)から推計。 |
| 見込量確保のための方策 | 障がい者福祉のしおり等を活用して、事業の周知を行います。 |

■手話奉仕員養成研修事業■

手話奉仕員を養成するための講座を開催し、障がいのある人の社会参加のための支援者の拡充を図ります。

| 手話奉仕員養成研修事業受講者数 | 第4期実績 | 第5期実績 | | | 第6期見込量 | | |
|-----------------|--------|--------|-------|------------|--------|-------|-------|
| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度(見込み) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 見込量(人) | 12 | 12 | 12 | 12 | 13 | 13 | 13 |
| 実績(人) | 10 | 6 | 11 | 中止 | - | - | - |

※各年度の養成者数

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

| | |
|----------------|--|
| 見込量設定にあたっての考え方 | 【燕市手話言語の普及等の推進に関する条例】の啓発を図るため、受講者を前年度見込みから1名増で推計。 |
| 見込量確保のための方策 | 養成講座の実施に係る市民への周知方法を工夫するなどして、より多くの市民から受講してもらうように努めます。 |

第5章 成年後見制度利用促進基本計画

1 燕市における障がい者の成年後見の現状と課題

(1) これまでの主な取組

本市では、地域の相談支援事業所と連携して、成年後見が必要な障がい者の把握や早期段階からの相談支援に努めてきました。

障がい者の権利擁護支援については、社会福祉協議会に業務を委託し、障がい者の権利擁護や市民・事業所を対象に研修会を開催するなど成年後見制度の周知や啓発を図るとともに、成年後見制度のニーズ把握を目的とした実態調査を実施してきました。

社会福祉協議会が設置する「福祉後見・権利擁護センター」では、適切な成年後見人等がない障がい者に対して、法人として成年後見等を担ってもらっています。

また、本市では成年後見制度の利用開始後においても、生活保護受給者など経済的に支援が必要な人に対して、成年後見人等への報酬を助成する事業を行っています。

(2) 成年後見制度の利用状況

本市における成年後見制度の利用状況をみると、令和元年度の利用者数は障がい者と高齢者を合わせて168人で、その内訳は後見108人、保佐42人、補助16人で、任意後見が2人となっています。成年後見制度の利用者数の人口比は新潟県平均とほぼ同様の0.21%で、申し立て件数は微増傾向にあります。

■表 5-1 新規の成年後見等の利用者数の推移

| | 後見 | 保佐 | 補助 | 任意後見 | 合計 |
|-------|------|-----|-----|------|------|
| 平成30年 | 105人 | 37人 | 17人 | 1人 | 160人 |
| 令和元年 | 108人 | 42人 | 16人 | 2人 | 168人 |

新潟家庭裁判所資料より

(3) 成年後見人を受任可能な専門職の状況

親族以外の成年後見は、主に専門職が選任されますが、受任可能な弁護士、司法書士、社会福祉士の数は、本市のみで18人、*近隣地域で合わせても64人となっています。

■表 5-2 成年後見人を受任可能な専門職の状況

| | 弁護士 | 司法書士 | 社会福祉士 | 合計 |
|------|-----|------|-------|-----|
| 近隣地域 | 4人 | 18人 | 42人 | 64人 |
| 本市のみ | 1人 | 7人 | 10人 | 18人 |

令和2年8月燕市実施「成年後見人を受任可能な専門職数の調査」より

(4) アンケート調査等の結果

障がいのある人の障害福祉サービスの利用状況や利用意向、福祉に関する意識、成年後見制度の利用ニーズ等の実態を把握するため、次の2つの調査を実施しました。

① 福祉に関するアンケート調査（18～64歳）

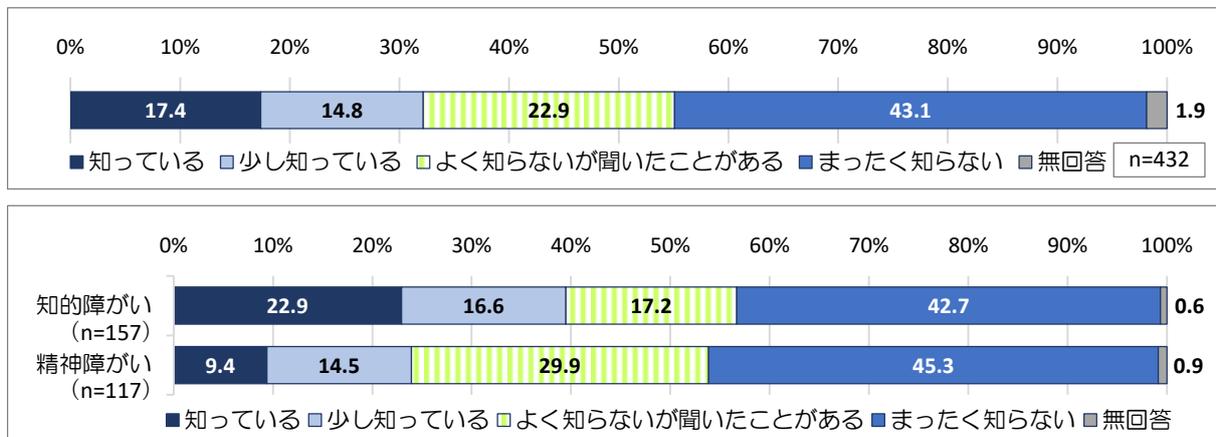
18～64歳の人で、障害者手帳をお持ちの人、自立支援医療または障害福祉サービスを利用されている人を対象に、本人の状況について回答していただきました。

調査方法等の詳細は、第2章15頁の「アンケート調査の概要」をご覧ください。本調査における成年後見制度に関するアンケートの回答結果は次のとおりです。

● 成年後見制度の認知度

「知っている」と「少し知っている」を合わせると32.2%となっています。一方で「まったく知らない」が43.1%となっています。

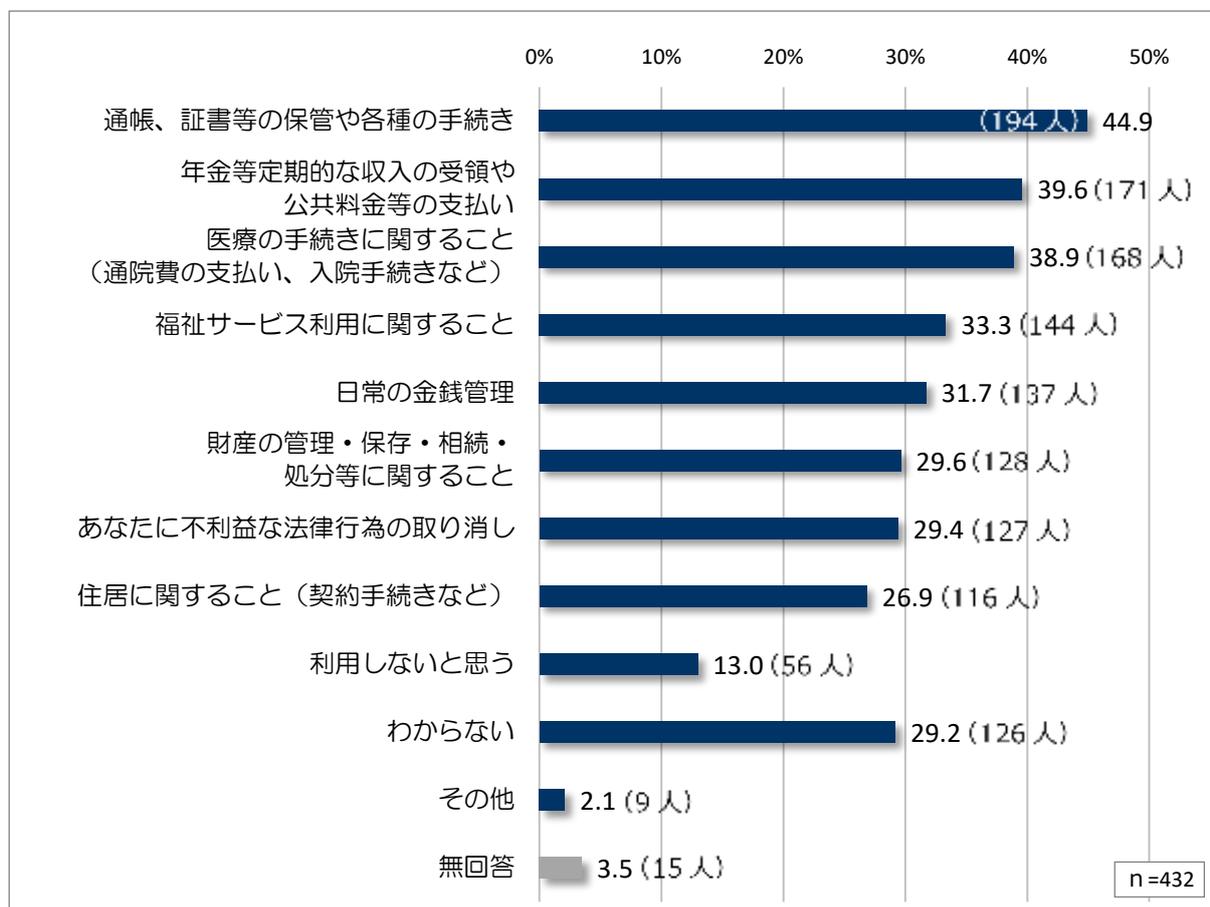
障がいの区分別にみると、「知っている」割合は知的障がいやや高く、精神障がいで低い傾向がみられます。



*近隣地域…新潟市西蒲区、三条市、加茂市、燕市、田上町、弥彦村を含む地域。

●成年後見制度で依頼したいこと（複数回答）

「通帳、証書等の保管や各種の手続き」が44.9%と最も高く、次いで「年金等定期的な収入の受領や公共料金等の支払い」が39.6%、「医療の手続きに関すること」が38.9%などとなっています。一方で「利用しないと思う」が13.0%となっています。



② 燕市における成年後見制度に関する実態把握調査

□調査目的

地域における成年後見制度の利用ニーズなどの実態を把握するため。

□調査内容

●調査月：令和 2 年 5 月

●調査基準日：令和 2 年 4 月 1 日

●調査対象事業所：

燕市内で高齢または障害福祉サービス事業を実施している次の 62 事業所

- 地域包括支援センター 4 か所
- 居宅介護支援事業所 18 か所
- 介護保険サービス事業者（ケアマネジャー必置の事業所） 35 か所
- 障がい者相談事業所 5 か所

●調査対象者：

調査対象事業所で支援する燕市在住者または出身者で、後見類型が想定される次の要件のいずれかに該当する人

- 主治医意見書上で認知症日常生活自立度がⅣまたはⅢの高齢者
- 療育手帳 A を所持する 20 歳以上の知的障がい者
- 精神障害者保健福祉手帳 1 級を所持する 20 歳以上の精神障がい

●回答方法：調査票（Excel 形式）にご入力の上、電子メールにて回答

●回答数：62 事業所（回収率 100.0%）

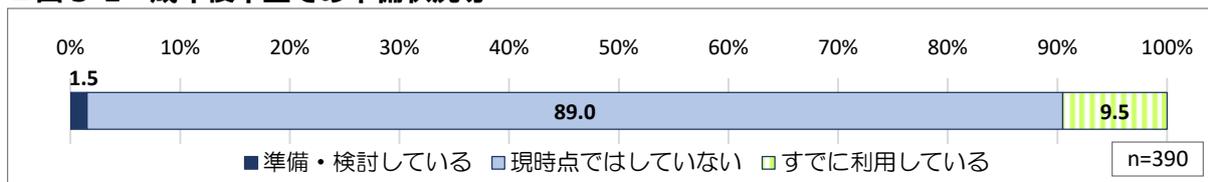
□調査結果

主な調査結果は次のとおりです。

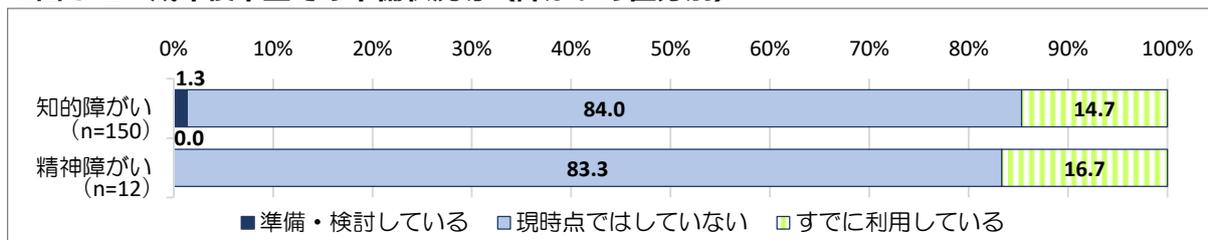
● 成年後見制度の申し立ての準備・検討状況

調査対象者 390 人のうち、「準備・検討をしている」のは全体の 1.5%、6 人とどまりました（うち認知症高齢者 4 人、知的障がい者 2 人）。大多数は「現時点ではしていない」状況ですが、「すでに利用している」人も 9.5%（37 人）となっています。成年後見制度を利用している人の内訳は、知的障がい者 22 人（14.7%）、精神障がい者 2 人（16.7%）となっています。

■ 図 5-1 成年後申立ての準備状況等



■ 図 5-2 成年後申立ての準備状況等（障がいの区分別）

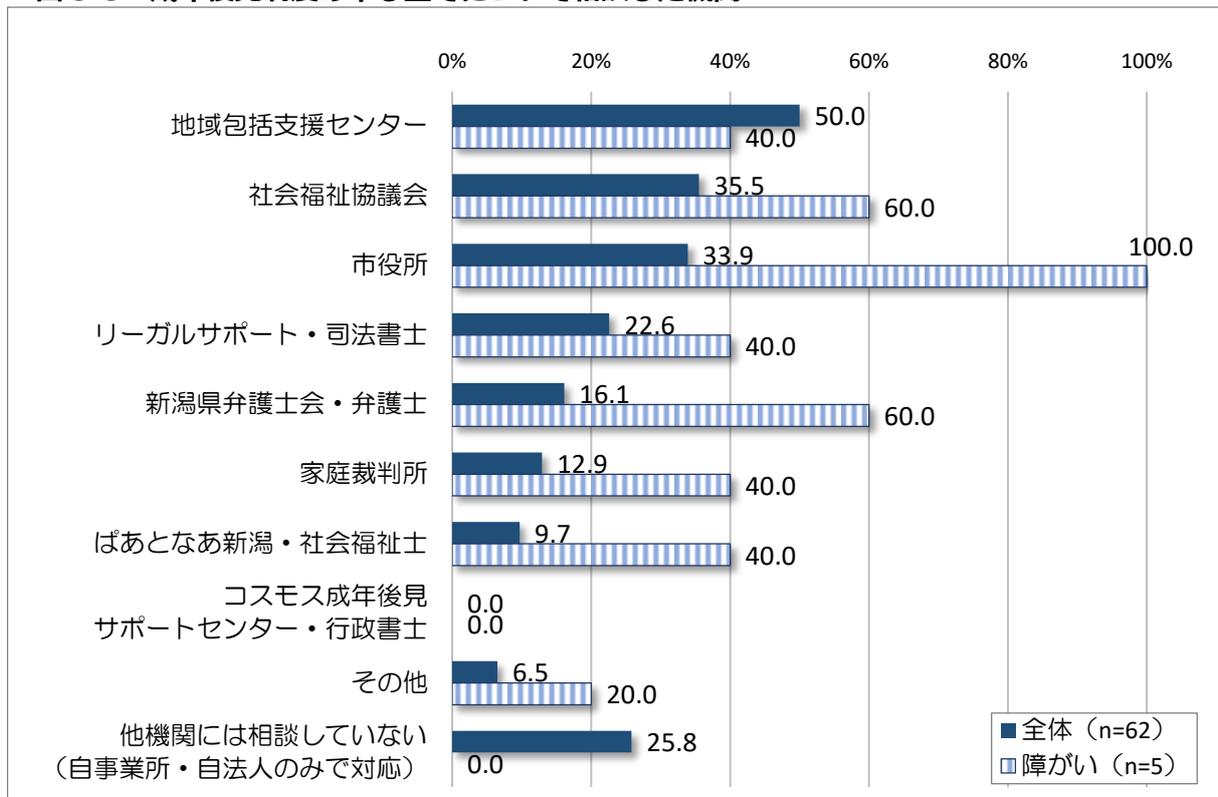


● 成年後見制度の申し立てについて相談した機関（複数回答）

「燕市における成年後見制度に関する実態把握調査」に協力していただいた62事業所が、成年後見制度の申し立てに向けて準備・検討を進めるうえで相談した機関は、「地域包括支援センター」が50.0%と最も高く、次いで「社会福祉協議会」が35.5%、「市役所」が33.9%などとなっています。また、他機関には相談していない事業所は25.8%（16か所）となっています。

障がいの5事業所についてみると、「市役所」が100.0%となっており、他機関には相談していない事業所は0.0%となっています。

■ 図 5-3 成年後見制度の申し立てについて相談した機関

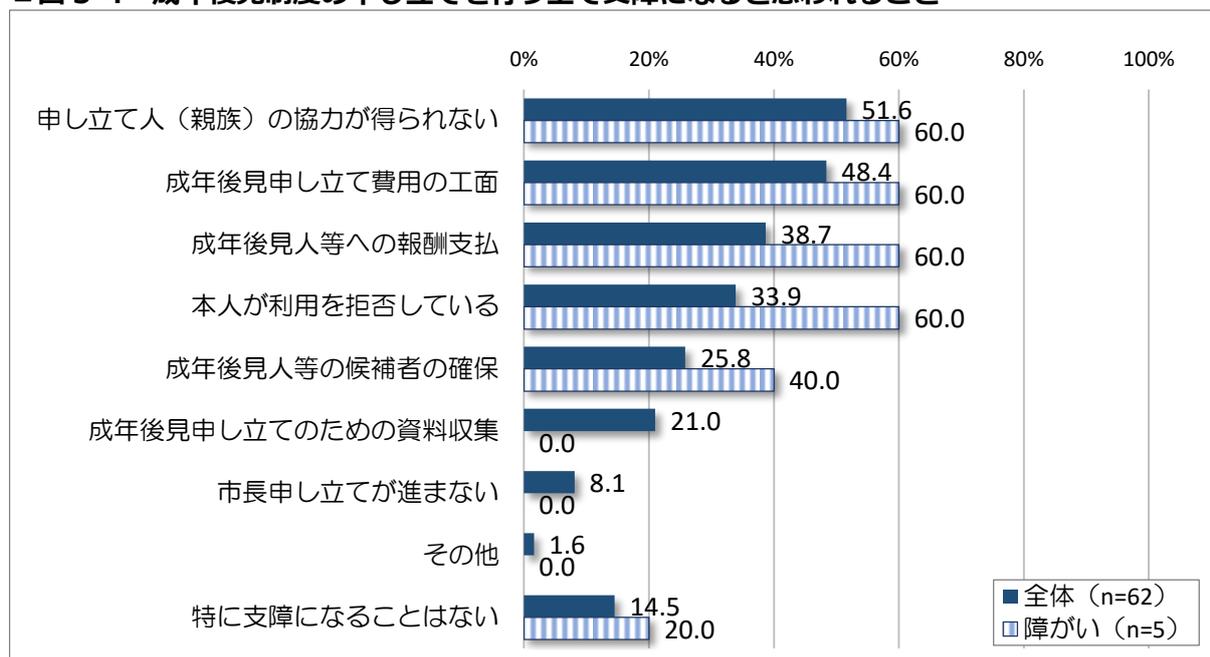


● 成年後見制度の申し立てを行ううえで支障になると思われること（複数回答）

「燕市における成年後見制度に関する実態把握調査」に協力していただいた62事業所が、成年後見制度の申し立てに向けて準備・検討を進めるうえで支障になると思うことは、「申し立て人（親族）の協力が得られない」が51.6%と最も高くなっています。次いで「成年後見申し立て費用の工面」、「成年後見人等への報酬支払」と資金面の課題の割合が高くなっています。

障がいの5事業所についてもほぼ同様の傾向がみられましたが、「本人が利用を拒否している」割合が高くなっています。

■ 図 5-4 成年後見制度の申し立てを行う上で支障になると思われること



(6) 燕市の課題

本市の障がいのある人の状況やアンケート調査等の現状把握により、成年後見制度の利用を促進するためには、次の課題を解決していくことが必要です。

① 成年後見制度の認知度の低さ

福祉に関するアンケート調査結果から、障がい者ご本人またはそのご家族に成年後見制度が浸透していない実態がうかがえます。

また、本市の人口と比較して成年後見制度の利用者の数は少なく、これは制度の認知度の低さも一因となっていると考えます。

このことを踏まえ、市民や関係機関に対し、成年後見制度を周知し、啓発していく必要があると考えます。

② 包括的な体制やネットワークの未整備

国が策定した「成年後見制度利用促進基本計画」では、「本人の自己決定権を尊重し、身上保護を重視した成年後見制度の運用を行うため、本人の状況に応じて、本人に身近な親族、福祉・医療・地域の関係者と後見人がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う体制を構築するとともに、福祉・法律の専門職が専門的助言・相談対応等の支援に参画する仕組みを整備する」こと、及び、「全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワーク構築を図る」ことが求められています。

本市においては、包括的な体制やネットワークは未整備であり、これらを計画的かつ段階的に構築していく必要があると考えます。

③ 専門的な支援ができる成年後見人等の不足

本市における成年後見制度に関する実態把握調査の結果から、成年後見制度申し立ての支障となっている理由の一つは、「申し立て人（親族）の協力が得られない」ことだとうかがえます。複雑・多様化するニーズに対し、親族等が成年後見を受任することは困難なためだと考えます。

本市における知的障がい、精神障がいのある人の人数は年々増加傾向にあり、このような人の成年後見は複雑な事情を抱えることも多く、より専門的な支援が必要ですが、これに対応できる専門職の数は市内・近隣地域共に十分とは言えません。

成年後見制度の利用を促進するためには、複雑・多様化するニーズに対応ができる専門性の高い成年後見人等を増やしていく必要があると考えます。

2 燕市の基本方針と施策の展開

本市では、障がいのある人たちが人としての尊厳が損なわれることなく、住み慣れた地域で安心した生活が送れる地域づくりを目指し、成年後見制度の利用促進を図ってきました。今後は、この実績を生かしつつ、成年後見制度の利用を総合的かつ計画的に、更に推進していくことを目指していきます。

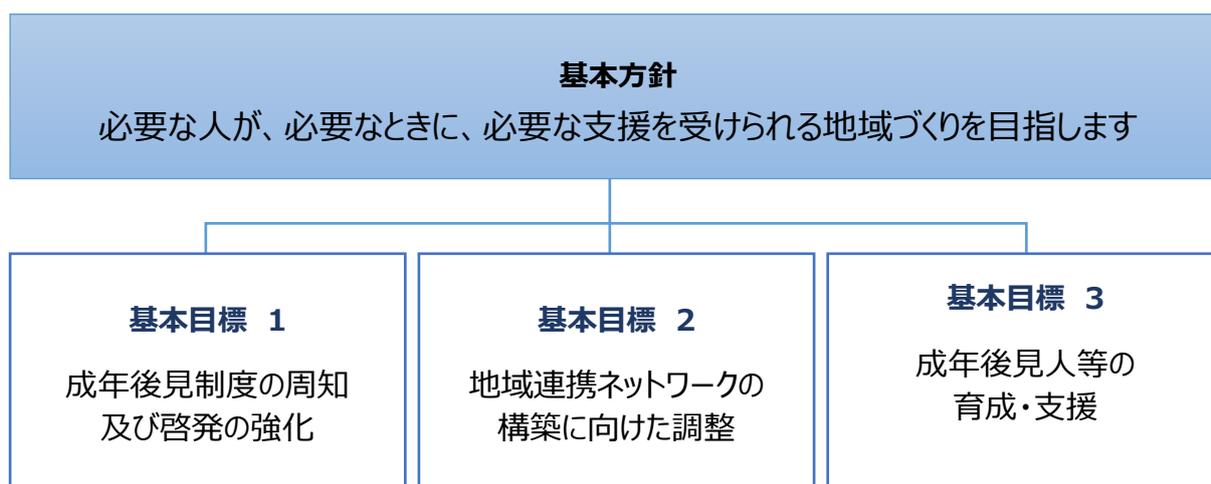
このため、必要な人が適切に制度を利用できるよう成年後見制度やそれを利用するための支援制度について、市民により広くお伝えしていかなければいけません。

また、成年後見等を必要とする障がいのある人が適切な支援を受けることができるよう、多様な職種や関係機関等が連携した「地域連携ネットワーク」の構築とその軸となる*中核機関の設置を見据え、包括的な支援体制の構築に向けた調整を図っていく必要があります。

併せて、「地域連携ネットワーク」を構成するため、複雑・多様化するニーズに対しても専門的に対応できる後見人を育成し、その活動を支援していかなければなりません。

本市の療育手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者及び自立支援医療（精神通院）受給者等は増加傾向にあります。障害者手帳を取得されていない人、自立支援医療（精神通院）を受給されていない人等においても成年後見を必要とする人は存在することも考えると、専門職以外の成年後見人等を育成し、成年後見を受任できる人を増やしていく必要があります。

これらの課題の解決を図り、本市における成年後見制度の利用を一層促進していくため、次のとおり基本方針を定め、その実施を目指して3つの基本目標を定めます。



*：中核機関とは、専門職による専門的助言等の支援の確保や、各種専門団体や関係機関の協力・連携を目的とした協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関のことです。

(1) 成年後見制度の周知及び啓発の強化

【方向性】

市民一人ひとりが制度を正しく理解することにより、必要な人が適切に制度を利用することに繋がっていくことから、折に触れて周知・啓発に取り組みます。

また、成年後見制度を通して、人権擁護・権利擁護について意識の醸成を図ります。

【施策の展開】

- 広報やパンフレットなどを活用して周知・啓発を実施します。

【活動指標】

| 指標項目 | 現状 | 目標 |
|----------------|-------|-------|
| | 令和元年度 | 令和5年度 |
| ① 広報誌等への掲載 | － | 1回 |
| ② 市民への周知チラシの配布 | － | 1回 |

(2) 地域連携ネットワークの構築に向けた調整

【方向性】

障がいがあることにより財産の管理や日常生活等に支障がある人達に対し、*地域ケア会議やすでに弁護士等の専門職と連携している社会福祉協議会の福祉後見・権利擁護センター運営委員会など今ある社会資源を有効に活用しながら、「地域連携ネットワーク」構築を図ります。

また、成年後見制度の利用を開始した後においても、成年後見人等からの相談に専門的に助言し、必要に応じて*チームの編成を支援する等、成年後見人等への活動支援の体制づくりの検討を進めます。

【施策の展開】

- 成年後見制度利用を含む包括的な相談支援体制の構築に向け、関係機関や団体等を対象にした研修会等を開催します。
- 「チーム」の協力者となる関係機関、団体、地域関係者等と連携し、「地域連携ネットワーク」の構築の調整を図ります。
- 「地域連携ネットワーク」運営の中核となる中核機関のあり方及びその運営主体について、関係機関・団体等と協議を行います。

*：地域ケア会議とは、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療、介護、介護予防その他の生活支援サービスが一体的に提供される地域包括ケアを効果的に推進するための会議です。

*：チームとは、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行うしくみです。

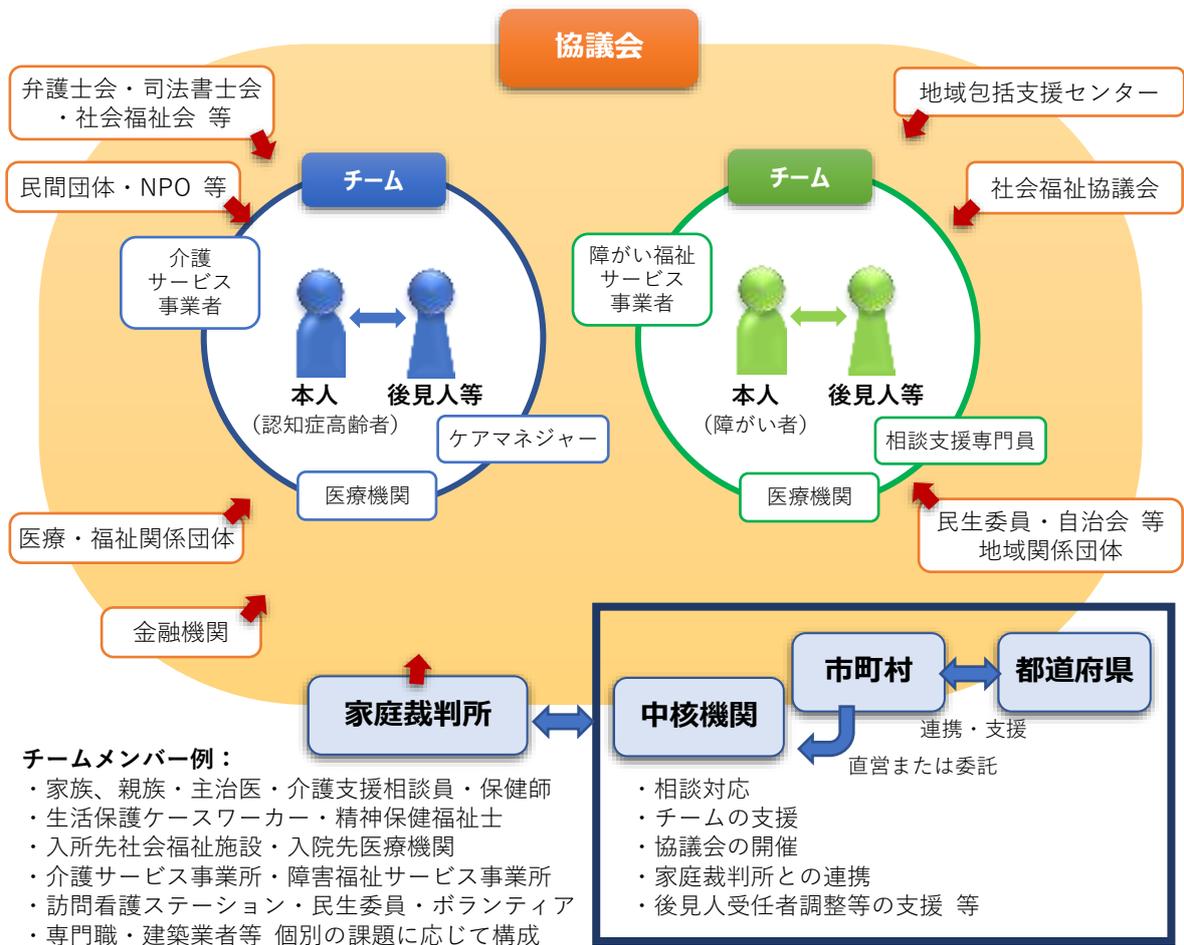
【活動指標】

| 指標項目 | 現状 | 目標 |
|------------------------------|-------|-------|
| | 令和元年度 | 令和5年度 |
| ① 包括的な相談支援体制の機能強化に向けた研修会等の開催 | — | 2回 |
| ② 中核機関のあり方等に係る協議の回数 | — | 2回 |

● 地域連携ネットワークのイメージ ●

地域連携ネットワークの役割

- ▶ 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- ▶ 早期の段階からの相談・対応体制の整備
- ▶ 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築



(3) 成年後見人等の育成・支援

【方向性】

成年後見等を受任できる人を増やしていくため、将来的には親族後見人や市民後見人を育成していく必要はあるものの、障がいがある人の複雑・多様化するニーズに対応していくため、まずは社会福祉法人や NPO 法人などによる法人後見の取組が推進されるよう支援を行ってまいります。

また、法人後見開始後も地域連携ネットワークを構築することで、法人後見の適正な活動を支援していきます。

【施策の展開】

- 成年後見制度に関心のある法人向けに勉強会を開催します。
- 成年後見制度利用支援事業のあり方を検討します。
- 「チーム」の協力者となる関係機関、団体、地域関係者等と連携し、「地域連携ネットワーク」の構築を図ります。

【活動指標】

| 指標項目 | 現状 | 目標 |
|----------------------------------|-------|-------|
| | 令和元年度 | 令和5年度 |
| ① 法人向け勉強会の開催 | － | 1回 |
| ② 包括的な相談支援体制の機能強化に向けた研修会等の開催（再掲） | － | 2回 |

資料編

1 用語解説

【あ行】

アウトリーチ

援助が必要であるにも関わらず、自発的に申し出をしない人々に対して、公共機関などが積極的に働きかけて支援の実現を目指すこと。訪問支援。

インクルーシブ教育システム（初出：●ページ）

障がい者の権利に関する条約において、人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組みとされている。

音声訳ボランティア（初出：●ページ）

視覚障がい者のために図書を音訳するボランティアグループのこと。

【か行】

基幹相談支援センター（初出：●ページ）

障がいのある人からの相談等を総合的に行い、地域における相談支援の中核的な役割を担う相談機関のこと。

基準該当サービス（初出：●ページ）

指定介護サービスの要件の一部を満たしていない事業所のうち、県条例で定める人員・設備・運営基準を満たすサービスをいう。事業所は、本市へ基準該当事業所として登録申請し、本市が登録するとそのサービスは、保険給付の対象サービスとなる。ただし、サービス提供できる範囲は基準該当登録した市町村の範囲内だけになる。

協議会（初出：●ページ）

障害者総合支援法第89条の3に基づき、市町村及び都道府県が設置する協議会。関係機関、関係団体及び障がい者、福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者等により構成され、地域課題の検討、資源開発及び啓発普及等を行う。地域の実情に応じ、部会が設けられている。

共生型サービス（初出：●ページ）

障がい者が65歳以上になっても、使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくする、並びに、特に中山間地域などの地域において限られた福祉人材の有効活用を行うという観点から、デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイについて、高齢者や障がいのある人等が共に利用できるサービスのこと。

強度行動障がい（初出：●ページ）

周囲の不適切な対応や環境の影響等により、激しい自傷、強い他害、著しいこだわりや器物破損、睡眠の大きな乱れのほか、拒食、異食や、強迫的な排尿排便の繰り返しなど、生命維持にも支障を来すような行動上の問題があり、著しく支援の困難なもの。

高次脳機能障がい（初出：●ページ）

交通事故や病気等により脳に損傷を受け、その後遺症等として記憶、注意、遂行機能、社会的行動といった認知機能（高次脳機能）が低下した状態。

合理的配慮（初出：●ページ）

障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられた時に、負担が重すぎない範囲で対応することが求められるもの。

コミュニティソーシャルワーカー（初出：●ページ）

地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する個別支援と、それらの人々が暮らす生活圏の環境整備や住民のネットワーク化といった地域支援を行う人のこと。

【さ行】**災害時要支援者（初出：●ページ）**

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの、災害時に適切な防災活動をとることが特に困難な人々で、一般的に、高齢者・障がいのある人・乳幼児・妊産婦・日本語が不自由な外国人などがあげられる。

サービス等利用計画（初出：●ページ）

障害福祉サービスや障害児通所支援を利用する場合は、「サービス等利用計画（または障がい児支援利用計画）」を作成し、市町村へ提出する必要がある、これを基にサービスの支給決定が行われる。計画は、障がいのある人の自立した日常生活を支えるために、本人の心身の状況や環境、サービスの利用に関する意向等を尊重し作成される。

児童発達支援センター（初出：●ページ）

地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設のこと。

社会的障壁（初出：●ページ）

障害者基本法第2条により、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」と定義されている。

障害者基本法（初出：●ページ）

総合的な障がい者施策推進の基本理念及び障害者施策全般についての基本的事項を定めた法律。

障害児通所支援（初出：●ページ）

児童福祉法に基づく、児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援を指す。

障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）（初出：●ページ）

身体障がい者又は知的障がい者の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置その他障がいのある人がその能力に適合する職業に就くこと等を通じてその職業生活において自立することを促進するための措置を総合的に講じ、もって障がいのある人の職業の安定を図ることを目的とした法律。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）（初出：●ページ）

障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障がい者を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障がい者を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としている。平成25年6月成立、平成28年4月施行。

障がい者就業・生活支援センター（初出：●ページ）

障がい者の職業生活における自立を図るために、福祉や教育等の地域の関係機関との連携の下、障がいのある人の身近な地域で就業面及び生活両面における一体的な支援を行う機関のこと。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）（初出：●ページ）

障害者基本法の改正や障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえた「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」により、平成24年6月に障害者自立支援法が改正されたもの。平成25年4月施行。

障害福祉サービス（初出：●ページ）

勘案すべき事項（障がいの種類や程度、介護者、居住の状況、サービスの利用に関する意向）及びサービス等利用計画案を踏まえ、個々に支給決定が行われるサービスの総称。（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障がい者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、共同生活援助及び自立生活援助をいう。）

スキルアップ（初出：●ページ）

スキル（資格、技能等）を伸ばす（アップ）こと。

成年後見制度（初出：●ページ）

知的障がいや精神障がい、発達障がい、認知症などの理由により判断能力が不十分で自分自身の権利を守ることができない人を保護・支援する制度。財産の管理や障害福祉サービス利用などの契約、遺産分割の協議などをサポートする。

相談支援専門員（初出：●ページ）

指定特定相談支援事業所及び指定障がい児相談支援事業所に配置されており、障害福祉サービス等利用計画又は障がい児支援利用計画の作成等を行うことにより、障がいのある人や障がい児の保護者が障害福祉サービス等を適切に利用できるよう支援する人。

【た行】

地域移行（初出：●ページ）

施設入所や長期入院をしている人が地域での在宅生活（グループホーム等含む）に戻ることに。

地域活動支援センター（初出：●ページ）

障がいのある人などが通い、創作的活動や生産活動、社会との交流を進めるなど多様な活動を行う場。地域生活支援センターなど専門的な職員による相談支援を行う事業所が移行した「Ⅰ型」、機能訓練、入浴等のサービスを行う「Ⅱ型」、小規模作業所等から移行した「Ⅲ型」の3種類の類型がある。

地域生活支援事業（初出：●ページ）

障がいのある人がその能力や適性に応じ、自立した生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態により実施する事業をいう。事業の実施主体は、市町村が必ず実施しなければならない必須事業と、市町村の判断により、障がいのある人等が自立した日常生活や社会生活を営むために必要な事業を実施する任意の事業がある。

地域ケア会議（初出：●ページ）

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療、介護、介護予防その他の生活支援サービスが一体的に提供される地域包括ケアを効果的に推進するための会議のこと。

地域包括ケアシステム（初出：●ページ）

誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療・福祉・介護、住まい、生活支援、地域の助け合いなどが包括的に確保された体制のこと。

チーム（初出：●ページ）

協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行うしくみのこと。

中核機関（初出：●ページ）

専門職による専門的助言等の支援の確保や、各種専門団体や関係機関の協力・連携を目的とした協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関のこと。

特別支援教育（初出：●ページ）

従来の「特殊教育」から転換された新しい教育制度で、障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた取組を支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズに応じて能力を高め生活や学習上の困難を改善・克服するために適切な指導や必要な支援を行うもの。

特別支援教育支援員（初出：●ページ）

発達障がいまたはその傾向がある児童・生徒に対し、より適切な学習支援、生活支援等を行えるように、小・中学校へ特別支援教育支援員を配置している。

【な行】**難病（初出：●ページ）**

発病の仕組みが明らかでなく、治療方法が確立していない、稀少な疾病であって、長期の療養を必要とするもの。

ニーズ（初出：●ページ）

生活場面で生じてくる様々な必要性、要求のこと。

ノーマライゼーション（初出：●ページ）

障がいを特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方のこと。

農福連携（初出：●ページ）

農業分野での障がいのある人の就労を支援し、工賃水準の向上及び農業の支え手の拡大を図るもの。

【は行】**発達障がい（初出：●ページ）**

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもの。

バリアフリー（初出：●ページ）

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去しようとする。建築用語で登場し、段差などの物理的障壁の除去を意味することが多いが、より広く、社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられる。

ピアサポート（初出：●ページ）

同じような障がいのある人やその家族などが相談相手となり助言や支援を行う活動のこと。「ピア」とは同等、仲間という意味で、一般には「同じような立場の人によるサポート」といった意味で用いられる。

PDCAサイクル（初出：●ページ）

様々な分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくもの。

福祉的就労（初出：●ページ）

一般企業等での就労が困難な障がいのある人に、障害福祉サービス事業所等において就労の場を提供するとともに、その知識と能力の向上のために必要な訓練を行う。

ヘルプカード（初出：●ページ）

援助や配慮を必要としている障がいのある人などが携帯し、いざという時に必要な支援や配慮を周囲の人をお願いするためのカードのこと。

ヘルプマーク（初出：●ページ）

義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病の人、または妊娠初期の人など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人々が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成されたマークのこと。

法定雇用率（初出：●ページ）

「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」によって定められた割合。民間企業・国・地方公共団体に対し、それぞれの雇用割合が設けられており、それに相当する人数の身体障がい者または知的障がい者の雇用が義務付けられている。

補装具（初出：●ページ）

身体機能の障がいによる困難を補うことにより、日常生活能力の回復に寄与する器具のこと。盲人用安全つえ、補聴器、車いすなどがこれに含まれる。

【ま行】**モニタリング（初出：●ページ）**

サービスを提供しながら現状を観察すること。

【や行】**ユニバーサルデザイン（初出：●ページ）**

「できるだけ多くの人々が利用可能であるようなデザインにすること」が基本コンセプトであるが、障がいのある人に限定していない点が一般に言われる「バリアフリー」とは異なる。特別な製品や調整をすることなく、可能な限り全ての人々に利用しやすい製品、サービス、環境のデザインのこと。

要約筆記者派遣事業（初出：●ページ）

手話をコミュニケーション手段としない聴覚障がい者等に要約筆記者を派遣し、障がいのある人とその他の人の意思疎通を仲介する事業のこと

【ら行】**ライフステージ（初出：●ページ）**

人の一生を年代によって分けたそれぞれの段階を言う。幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などに区分され、誕生・入学・卒業・就職・結婚・子どもの誕生・退職・老後・死に至るまでのそれぞれの段階に応じた節目となるできごとを経験する。また、それぞれの段階ごとに特徴的な悩みや問題などがある。

リハビリテーション（初出：●ページ）

障がいのある人の身体的、精神的、社会的な自立能力向上を目指す総合的なプログラムであるとともに、それにとどまらず障がいのある人の年齢の全ての段階において、自立と社会参加を目指すとの考え方のこと。

療育支援（初出：●ページ）

障がいのある児童に対して、必要な治療と指導を行うことによって、障がいの軽減や基本的な生活能力の向上を図り、将来の社会参加へつなげていく支援のこと

【わ行】

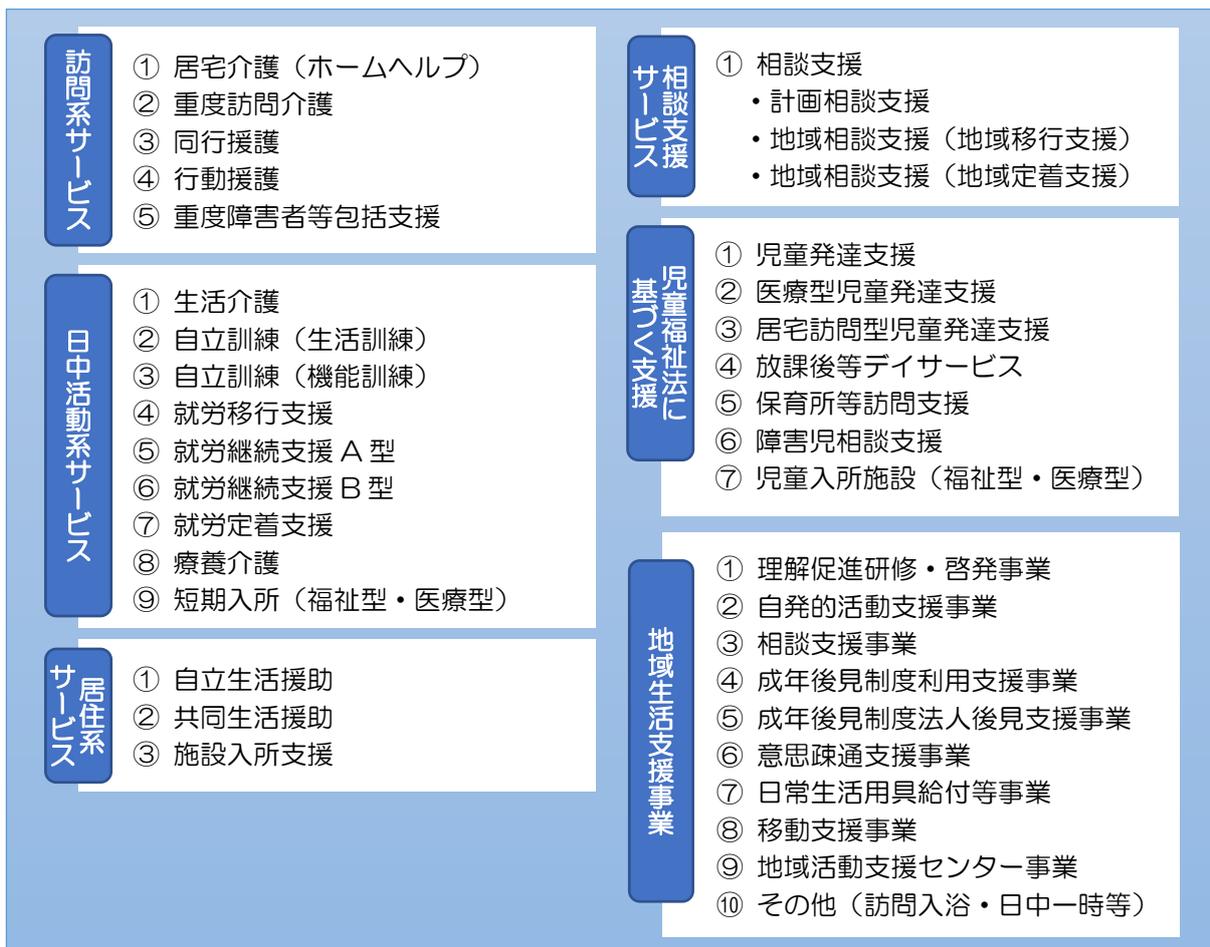
ワークショップ（初出：●ページ）

一方通行的な知や技術の伝達でなく、参加者が自ら参加・体験し、グループの相互作用の中で何かを学びあったり創り出したりする、双方向的な学びと創造のスタイルのこと。

2 障害福祉サービスの体系

障害福祉サービスは、障がいのある人の個々の障がい程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえて提供する障害福祉サービスと、市町村の創意工夫により状況に応じて柔軟に提供できる地域生活支援事業があります。

■ 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障害福祉サービス体系



3 障害福祉サービス事業所等の状況

日常生活を支援する市内障害福祉のサービス提供事業所は、次のとおりです。

■燕市内事業所一覧

令和2年4月1日現在

| | 事業所名 | サービス内容 | 運営主体 |
|--------------------|---------------------|-----------------------|----------------|
| 訪問系サービス | 燕市社会福祉協議会介護サービス室 | 居宅介護・重度訪問介護・同行援護 | (福)燕市社会福祉協議会 |
| | ヘルパーステーション光 | 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護 | (同)ヘルパーステーション光 |
| | ニチケアセンター燕西 | 居宅介護・重度訪問介護 | (株)ニチイ学館 |
| | ホームヘルプサービスひまわりの園 | 居宅介護・重度訪問介護 | (福)吉田福祉会 |
| 日中活動系サービス | つばくろの里 | 生活介護・短期入所 | (福)つばめ福祉会 |
| | 障害福祉サービス事業所すきっぷ | 生活介護・就労継続支援B型 | (NPO)らいふすてーじ |
| | デイサービスセンターつばめ福寿園 | 生活介護(基準該当施設*) | (福)つばめ福祉会 |
| | つばめ第2デイサービスセンター | 生活介護(基準該当施設) | (福)つばめ福祉会 |
| | つばめ第3デイサービスセンター | 生活介護(基準該当施設) | (福)つばめ福祉会 |
| | デイサービスセンター白ふじの里 | 生活介護(基準該当施設) | (福)つばめ福祉会 |
| | デイサービスセンターひまわりの園 | 生活介護(基準該当施設) | (福)吉田福祉会 |
| | デイサービスセンター太陽の園 | 生活介護(基準該当施設) | (福)吉田福祉会 |
| | デイサービスセンター分水の里さくら | 生活介護(基準該当施設) | (福)桜井の里福祉会 |
| | デイサービスセンター分水の里もみじ | 生活介護(基準該当施設) | (福)桜井の里福祉会 |
| | 小規模多機能ホームつどいの家 | 生活介護(基準該当施設) | (福)桜井の里福祉会 |
| | 小規模多機能ホームはな広場・よこたの家 | 生活介護(基準該当施設) | (福)桜井の里福祉会 |
| | 生きがい広場地蔵堂 | 生活介護(基準該当施設) | (福)桜井の里福祉会 |
| | なごみケアセンター | 生活介護(基準該当施設) | (株)なごみ |
| | なごみの歩 | 生活介護(基準該当施設) | (株)なごみ |
| | つばめ福寿園 短期入所生活介護センター | 短期入所 ●介護保険サービス含む | (福)つばめ福祉会 |
| 白ふじの里 短期入所生活介護センター | 短期入所(基準該当施設) | (福)つばめ福祉会 | |

※基準該当施設とは、介護保険施設が定員に空きがある場合に障がい者・児の受入ができるよう市と契約した施設です。

| | 事業所名 | サービス内容 | 運営主体 |
|--------------|--------------------------|------------------------|----------------|
| 日中活動系サービス | ショートステイひまわりの園 | 短期入所 ●介護保険サービス含む | (福)吉田福祉会 |
| | ショートステイ太陽の園 | 短期入所(基準該当施設) | (福)吉田福祉会 |
| | 小規模多機能センター長善のさと | 短期入所(基準該当施設) | (福)吉田福祉会 |
| | 特別養護老人ホーム分水の里 | 短期入所 ●介護保険サービス含む | (福)桜井の里福祉会 |
| | 小規模多機能ホームつどいの家 | 短期入所(基準該当施設) | (福)桜井の里福祉会 |
| | 小規模多機能ホームはな広場・よこたの家 | 短期入所(基準該当施設) | (福)桜井の里福祉会 |
| | 燕市社会福祉協議会就労支援センター | 就労継続支援A型 就労継続支援B型 | (福)燕市社会福祉協議会 |
| | あったかハート | 就労継続支援A型 | (福)吉田福祉会 |
| | トム・ソーヤ | 就労移行支援 就労継続支援B型 | (NPO)アビリティィ燕 |
| | ねむの木工房 | 就労継続支援B型 | 西蒲原福祉事務組合 |
| | ふれあいの家 | 就労移行支援 就労継続支援B型 | 西蒲原福祉事務組合 |
| | 夢工場つばめ | 就労移行支援 就労継続支援B型 | (福)つばめ福祉会 |
| | ワークセンターやすらぎ | 就労移行支援 就労継続支援B型 | (福)燕・西蒲原福祉会 |
| | あいこうえん翼 | 就労継続支援B型 | (NPO)あいこうえん翼 |
| トムの家 | 生活介護 就労継続支援B型 | (NPO)アビリティィ燕 | |
| 児童福祉法に基づいた支援 | きららにじぐみ | 児童発達支援・ 放課後等デイサービス | (福)吉田福祉会 |
| | きららにじぐみキッズ | 児童発達支援・ 放課後等デイサービス | (福)吉田福祉会 |
| | 燕市障がい者地域生活支援センター はばたき | 放課後等デイサービス | (福)燕市社会福祉協議会 |
| | つばめ療育館 | 児童発達支援 放課後等デイサービス | (株)Nose つばめ療育館 |
| | つばめ療育館 親子館 | 児童発達支援 放課後等デイサービス | (株)Nose つばめ療育館 |
| | つばめ療育館 大曲分館 | 放課後等デイサービス | (株)Nose つばめ療育館 |
| | デイサービスセンターひまわりの園 | 放課後等デイサービス (基準該当施設) | (福)吉田福祉会 |
| | デイサービスセンター太陽の園 | 放課後等デイサービス (基準該当施設) | (福)吉田福祉会 |

| | 事業所名 | サービス内容 | 運営主体 |
|-------------|--------------------------|------------------------|----------------|
| 児童福祉法に基づく支援 | デイサービスセンター分水の里さくら | 放課後等デイサービス (基準該当施設) | (福)桜井の里福祉会 |
| | デイサービスセンター分水の里もみじ | 放課後等デイサービス (基準該当施設) | (福)桜井の里福祉会 |
| | デイサービスセンター桜井の里 | 放課後等デイサービス (基準該当施設) | (福)桜井の里福祉会 |
| | 生きがい広場地蔵堂 | 放課後等デイサービス (基準該当施設) | (福)桜井の里福祉会 |
| | なごみの歩 | 放課後等デイサービス (基準該当施設) | (株)なごみ |
| 居住系サービス | アトム寮 | 共同生活援助 | (NPO)アビリティィ燕 |
| | つばくろホーム | 共同生活援助 | (福)つばめ福祉会 |
| | にじいろハウス | 共同生活援助 | (福)燕・西蒲原福祉会 |
| | ケアホームにっこり | 共同生活援助 | (NPO)すまいる |
| | さくら | 共同生活援助 | (福)長岡福祉協会 |
| | つばくろの里 | 入所施設 | (福)つばめ福祉会 |
| 地域生活支援事業 | すきっぴ | 日中一時支援 | (NPO)らいふすてーじ |
| | つばくろの里 | 日中一時支援 | (福)つばめ福祉会 |
| | ふれあいの家 | 日中一時支援 | 西蒲原福祉事務組合 |
| | ねむの木工房 | 日中一時支援 | 西蒲原福祉事務組合 |
| | 燕市社会福祉協議会 介護サービス室 | 移動支援・訪問入浴 | (福)燕市社会福祉協議会 |
| | ヘルパーステーション光 | 移動支援 | (同)ヘルパーステーション光 |
| | ニチケアセンター燕西 | 移動支援 | (株)ニチイ学館 |
| | 地域生活支援センター やすらぎ | 地域活動支援センター | (福)燕・西蒲原福祉会 |
| | 燕市障がい者地域生活支援センター はばたき | 地域活動支援センター | (福)燕市社会福祉協議会 |
| | ひまわりの家自立訓練所 | 地域活動支援センター | (NPO)結 |
| | サポートハウスすまいる分水 | 地域活動支援センター | (NPO)すまいる |
| | café さんぼ道 | 地域活動支援センター | (NPO)リカバリー燕 |

| | 事業所名 | サービス内容 | 運営主体 |
|--------------|-----------------|--------|----------------|
| 計画相談（相談支援事業） | 相談支援センター アリス | 相談支援 | (NPO)アビリティィ燕 |
| | 相談支援事業所 つばくろ | 相談支援 | (福)つばめ福祉会 |
| | 地域生活支援センター やすらぎ | 相談支援 | (福)燕・西蒲原福祉会 |
| | 相談支援事業所 はばたき | 相談支援 | (福)燕市社会福祉協議会 |
| | 相談支援事業所 ひまわり | 相談支援 | (福)吉田福祉会 |
| | つばめ療育館 | 相談支援 | (株)Nose つばめ療育館 |

4 計画策定に向けた燕市障がい者自立支援協議会審議経過

| 年月日 | 内 容 |
|---------------------------|---|
| 令和2年5月29日(金) 運営会議(第1回) | ◆第1回全体会審議案件協議 ※新型コロナウイルス感染症対策のため、書面会議としました。 |
| 令和2年6月19日(金) 全体会(第1回) | ◆福祉に関するアンケート調査(案)について ※新型コロナウイルス感染症対策のため、書面会議としました |
| 令和2年11月2日(月) 運営会議(第2回) | ◆第2回全体会審議案件協議 |
| 令和2年11月16日(月) 全体会(第2回) | ◆燕市障がい者基本計画・第5期燕市障がい福祉計画・第1期燕市障がい児福祉計画中間評価について ◆燕市障がい者基本計画・第6期燕市障がい福祉計画・第2期燕市障がい児福祉計画・第1期燕市成年後見制度利用促進基本計画(障がい福祉)(素案)について |
| 令和3年1月●日(●) 運営会議(第3回) | ◆第3回全体会審議案件協議 |
| 令和3年2月●日(●) 全体会(第3回) | ◆燕市障がい者基本計画・第6期燕市障がい福祉計画・第2期燕市障がい児福祉計画・成年後見制度利用促進基本計画について |

5 燕市障がい者自立支援協議会委員名簿

任期 自 平成31年4月1日
至 令和4年3月31日

| 区 分 | | 所 属 | 氏 名 | 運営会議 参集者 |
|-----|-----------------------|----------------------------|------------------|-------------|
| 1 | 相談支援事業 を担う関係者 | 社会福祉法人 燕市社会福祉協議会 | 【副会長】 外 山 純 子 | ○ |
| | | 社会福祉法人 燕・西蒲原福祉会 | 平 野 真 理 | ○ |
| 2 | 障がい当事者、 団体の代表 | 燕市身体障害者福祉協会 | 中 村 芳 郎 | |
| | | 手をつなぐ育成会 | 三 浦 章 子 | |
| | | 吉田精神障害者家族会 「心和会」 | 指 田 武 巳 | |
| | | 障害児の地域生活支援を求める会 ぴゅあ・きっず | 鈴 木 久 美 子 | |
| 3 | 福祉サービス 事業関係者 | 社会福祉法人 桜井の里福祉会 | 青 木 裕 子 | |
| | | 西蒲原福祉事務組合 | 高 島 清 一 | ○ |
| | | 社会福祉法人 つばめ福祉会 | 山 田 一 郎 | ○ |
| | | NPO 法人 アビリティィ燕 | 近 藤 麻 理 子 | |
| | | 社会福祉法人 吉田福祉会 | 前 山 千 恵 子 | ○ |
| 4 | 保健・医療・教 育関係者 | 新潟県三条地域振興局 健康福祉環境部 | 橋 本 浩 実 | |
| | | 燕市小・中学校長会 | 小 林 徹 哉 | |
| 5 | 地域ケアに関 する学識経験 者 | 学識経験者 | 【会長】 藤 井 吉 紀 | ○ |
| | | 燕市地区民児協 | 吉 儀 春 子 | |
| 6 | 企業関係機関 | 巻公共職業安定所 | 落 合 直 樹 | |
| | | 燕商工会議所 | 瀬 戸 明 | |
| 計 | | 17名 | | |

6 燕市障がい者自立支援協議会設置要綱

平成 19 年 3 月 30 日

告示第 57 号

改正 平成 21 年 4 月 23 日告示第 103 号

平成 24 年 3 月 30 日告示第 76 号

平成 25 年 4 月 1 日告示第 62 号

平成 26 年 3 月 26 日告示第 39 号

(設置)

第 1 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)の規定による相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりの中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、燕市障がい者自立支援協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 相談支援事業の運営に関する事。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する事。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関する事。
- (4) 地域の社会資源の情報収集、開発及び改善に関する事。
- (5) 相談支援事業機能強化事業及び県相談支援体制整備事業の活用に関する事。
- (6) 燕市障がい者基本計画及び燕市障がい福祉計画に関する事。
- (7) その他必要と認める事項

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 相談支援事業を担う関係者
- (2) 障がい当事者、団体の代表者
- (3) 福祉サービス事業関係者
- (4) 保健、医療及び教育関係者
- (5) 地域ケアに関する学識経験者
- (6) 企業関係機関

3 委員の任期は 3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を求めることができる。

(課題別専門部会及び運営会議)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、協議会に諮って課題別専門部会及び運営会議を置くことができる。

(報告)

第7条 会長は、協議事項に関し必要な事項を市長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(秘密の保持)

第9条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(謝金)

第10条 謝金は、日額 5,000 円とする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 4 月 23 日告示第 103 号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 30 日告示第 76 号)

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 4 月 1 日告示第 62 号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 26 日告示第 39 号)

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

7 燕市障がい者基幹相談支援センター事業実施要綱

平成 26 年 4 月 1 日
告示第 500 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 77 条の 2 に規定する基幹相談支援センターの行う事業(以下「事業」という。)を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第 2 条 事業の実施主体は、燕市とする。

2 市長は、この事業の全部又は一部を適切な事業運営のできる法第 51 条の 19 で指定された一般相談支援事業者又は法第 51 条の 20 で指定された特定相談支援事業者に委託することができる。

(利用対象者)

第 3 条 事業の利用対象者は、市内に居住する者で、法第 4 条に規定する障害者及び障害児、障害児の保護者又は障害者及び障害児の介護を行う者とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(事業内容)

第 4 条 事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 障害者及び障害児の福祉相談に関すること。
- (2) 総合的かつ専門的な相談支援の実施に関すること。
- (3) 地域における相談支援体制の強化の取組に関すること。
- (4) 地域移行支援及び地域定着支援の促進の取組に関すること。
- (5) 権利擁護制度の推進に関すること。
- (6) 燕市障がい者虐待防止センターに関すること。
- (7) 燕市障がい者自立支援協議会に関すること。
- (8) 障害者福祉施策に関すること。
- (9) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認めること。

(利用料)

第 5 条 事業の利用料は、原則として無料とする。

(体制)

第 6 条 事業の実施に当り、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、利用者への支援等を効果的に実施するため、相談支援専門員、保健師、社会福祉士、精神保健福祉士等の専門的職員を配置するとともに、医師、臨床心理士等の専門的技術等を有する者の協力が得られる体制を確保するものとする。

(遵守事項)

第 7 条 相談支援を行うに当っては、利用者の意向を生かすとともに権利擁護にも充分留意しなければならない。

2 事業の実施に当っては、関係機関等と日頃から情報交換をするなど円滑な関係づくりに努めなければならない。

3 事業の実施に当っては、利用者のプライバシーの尊重に万全を期するものとし、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

4 事業の適正かつ積極的な運営を確保するため、事業実施計画、相談内容及び処理状況等について、燕市障がい者自立支援協議会に対し報告を行うとともに、その評価を受けなければならない。

(その他)

第 8 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。